

平成25年度 第1回 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会次第

日 時：平成25年8月2日（金）
午後1時30分から
場 所：議会第3委員会室

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 平成24年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について
 - (2) 個人情報取扱業務登録について
- 4 その他
- 5 閉会

平成24年度

情報公開・個人情報保護制度 運用状況報告書

川 口 市

目 次

I 情報公開制度

1 情報公開制度について	1
2 情報公開制度の運用状況	4
(1) 情報公開請求・申出の処理状況	4
・実施機関別の情報公開請求・申出の処理件数	4
・課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況	5
・情報公開制度請求内容一覧	7
(2) 非公開決定等の理由	29

II 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度について	30
2 個人情報保護制度の運用状況	33
(1) 自己情報の開示等の請求件数と処理状況	33
・実施機関別の自己情報開示請求の処理件数	33
・課別の自己情報開示請求の開示等の処理状況	33
・自己情報開示請求内容一覧	34
(2) 不開示決定等の理由	39
(3) 個人情報取扱業務の登録状況	40
(4) 保有個人情報の目的外利用等の状況	58

III 情報公開・個人情報保護審査会

1 情報公開・個人情報保護審査会について	71
(1) 審査会の目的	71
(2) 審査会の委員	71
2 審査会の開催状況	71
3 不服申立ての状況	72
4 審査会の答申	72

IV 情報公開・個人情報保護運営審議会

1 情報公開・個人情報保護運営審議会について	87
(1) 審議会の目的	87
(2) 審議会の委員	87
2 審議会の開催状況	88
3 審議会の答申	88

V 附属機関等の会議公開

1 附属機関等の会議公開について	9 3
2 附属機関等の会議の公開状況	9 3

VI 資料

・川口市情報公開条例	9 6
・川口市個人情報保護条例	1 0 5
・川口市附属機関等の会議公開に関する要綱	1 1 8
・情報公開及び個人情報保護制度における過去の施行状況	1 2 1

I 情報公開制度

1 情報公開制度について

(1) 目的

市民の行政情報に関する公開を求める権利を明らかにするとともに、市の諸活動を説明する責務の全う及び市政への市民の参加と協働の推進を図り、もって公正で開かれた市政の推進に資することを目的としています。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会からなる市の全ての機関が対象となります。

(3) 請求対象公文書

請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録）であって、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次に掲げるものは除きます。

- ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの。
- イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(4) 公文書の公開請求をできる人

公開請求ができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- カ ア～オに掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの

(5) 公文書の公開義務と非公開情報

実施機関は、公開請求があったときは、その公文書に次の非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に公文書を公開する義務を負っています。

※ 非公開情報

実施機関が保有する情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの、法人等の権利利益を害するおそれのあるもの、公共の利益を損なうおそれのあるもの等があります。このような情報を非公開情報といい、次の7項目を定めています。

ア 法令秘情報

法令等で公開することができないとされている情報

イ 個人に関する情報

個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの

ウ 法人等に関する情報

法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの

エ 公共の安全と秩序の維持に関する情報

公にすると、人の生命、健康、生活又は財産の保護やその他の公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがある情報

オ 審議、検討、協議に関する情報

審議、検討又は協議に関する検討過程の中で、公にすることにより、適正な意思決定をする際の支障、市民の間の混乱、及び特定の者への利益又は不利益を生じさせるおそれがあるもの

カ 事務又は事業に関する情報

事務又は事業に関する情報であって、公にすると、その事務事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

キ 国等との協力関係に関する情報

市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公にすることにより、国等との間の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(6) 公開決定等の期限

公開・非公開の決定は、公開請求があった日から起算して15日（市の休日を除く。）以内に行います。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日（市の休日を除く。）以内に限り延長することがあります。

(7) 不服申立て

実施機関は、決定について不服申立てがあったときは、学識経験者で構成する第三者機関である川口市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申

を尊重して、速やかに、不服申立てに対する決定をします。

(8) 公文書の任意的公開

実施機関は、条例施行日（平成13年4月1日）前に作成し、又は取得した公文書の公開を求められたときは、これに応ずるよう努めなければなりません。

(9) 情報提供の推進

実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、市政に関する正確でわかりやすい情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

2 情報公開制度の運用状況

(1) 情報公開請求・申出の処理状況

平成24年度の情報公開条例に基づく請求・申出件数は209件で、その対象として処理した公文書数は、562文書でした。その決定内容の内訳としては、全部公開したものは88文書、一部を公開したものは474文書でした。その他、文書不存在による非公開が2件、取下げは79件でした。対象文書数に対する部分公開を含めた公開率は、100%でした。

また、対象文書数を実施機関別で見ると、市長が438文書、教育委員会が87文書、監査委員が3文書、水道事業管理者が8文書、病院事業管理者が1文書、議会が25文書となりました。(表-1)

なお、課別の受付、処理状況は表-2、その請求内容等においては表-3となっており、請求者の区分別件数は表-4のとおりです。

表-1 実施機関別の情報公開請求・申出の処理件数

	区 分	受付 件数	取下げ 件 数	対 象 文書数	決定内容 (単位:文書数)			文書不存 在による非 公開決定 (単位:件数)
					公 開	部分 公開	非 公 開	
市長	請 求	86	8	393	63	330	0	0
	申 出	32	1	45	1	44	0	0
	小 計	118	9	438	64	374	0	0
教育委員会	請 求	76	70	87	16	71	0	2
	申 出	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	76	70	87	16	71	0	2
選挙管理 委員会	請 求	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	請 求	1	0	3	0	3	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	1	0	3	0	3	0	0
農業委員会	請 求	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0
水道事業 管理者	請 求	3	0	8	7	1	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	3	0	8	7	1	0	0
病院事業 管理者	請 求	1	0	1	0	1	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	1	0	1	0	1	0	0
議会	請 求	10	0	25	1	24	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	10	0	25	1	24	0	0
合 計		209	79	562	88	474	0	2

表-2 課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況

実施機関名	処理 件数	対 象 文書数	請 求							申 出						
			公 開		部分公開		非公開		取下げ	公 開		部分公開		非公開		取下げ
			処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数
秘書課	5	48	2	2	2	42	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0
総務課	1	41	1	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政管理課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
防災課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管財課	2	3	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自治振興課	2	4	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通安全対策課	3	7	1	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民課	2	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
川口駅前行政センター	1	3	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害福祉課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子育て支援課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育課	3	14	1	2	2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
わかゆり学園	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生課	2	3	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境保全課	4	5	0	0	3	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物対策課	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境施設課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
グリーンセンター	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営競技事務所	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路維持課	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
道路建設課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
河川課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気設備課	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画管理課	5	16	3	3	2	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市計画課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
建築審査課	78	97	7	7	41	50	0	0	0	1	1	28	39	0	0	1
みどり課	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公園課	1	4	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区画整理課	2	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
下水道維持課	7	165	1	1	4	164	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
会計課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防総務課	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
救急課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北消防署消防課	3	3	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	145	438	21	63	84	330	0	0	8	1	1	30	44	0	0	1

実施機関名		処理 件数	対 象 文書数	請 求							申 出						
				公 開		部分公開		非公開		取下げ	公 開		部分公開		非公開		取下げ
				処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	処理件数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数
教育委員会	教育総務課	5	1	0	0	1	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
	生涯学習課	3	8	0	0	2	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	文化推進室	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	文化財課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	中央図書館	2	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	科学館	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	スポーツ課	10	15	0	0	9	15	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	学務課	49	28	1	12	3	16	2	0	43	0	0	0	0	0	0	0
	指導課	14	5	0	0	1	5	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0
	学校保健課	9	29	2	4	3	25	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
小 計	95	87	3	16	20	71	2	0	70	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	1	3	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道事業 管理者	施設課	3	8	2	7	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業 管理者	医事課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	庶務課	10	25	1	1	9	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	15	37	3	8	12	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	255	562	27	87	116	430	2	0	78	1	1	30	44	0	0	1	

※処理件数とは、平成24年度中に受付をし、各課が決定処理を行った件数です。
同一処分に複数の決定処理が含まれている場合があります。
(対象)文書数とはその処理の対象となった件数です。

※請求は平成13年4月1日以降に作成又は取得した公文書を請求権者が請求した場合です。
申出は「請求」以外の場合です。

表-3 情報公開制度請求内容一覧

※所管課順

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
1	市長 秘書課	9	H24.4.13	請求	5条1号	2012年3月22日に行われた公葬等に関する以下の公文書一式 議会上程するため、または議案可決後に公葬実施するための庁内のすべての決裁文書(費用の発生するもの)、実施に伴う委託業者等との見積もり・契約書、経費の支払い命令書	41	H24.5.15	部分公開	7条2号 7条3号	個人及び法人に関する情報(個人の口座情報、住所、電話番号、個人印の印影、法人の口座情報、社印・代表者印の印影、担当社員名)	
2	市長 秘書課	10	H24.4.13	申出	5条1号	2012年3月22日の公葬以外で川口市で行った公葬の実施状況が分かる公文書一式 実施日・公葬の対象者名、実施に関する費用と内訳、契約形態(入札・随意契約・合見積)	4	H24.5.15	部分公開	7条3号	法人の社印、代表者印の印影	
3	市長 秘書課	65	H24.7.27	請求	5条1号	故永瀬洋治氏を名誉市民として選定することを議題とした川口市名誉市民審議会の議事録と審議結果を市長へ答申(または報告等)を行った公文書一式	1	H24.8.17	公開			
4	市長 秘書課	66	H24.7.27	請求	5条1号	川口市における交際費の支出基準等を定めた公文書 ※支出可能な使途内容、金額等が明記された公文書一式 ※特に弔慰金の支出に関して明確に記載された公文書一式	1	H24.8.17	公開			
5	市長 秘書課	205	H25.3.22	請求	5条1号	「市長への手紙」に関して、市の業務処理手順等が明記された資料一式(手引きや要綱など含む一切の行政文書)	1	H25.4.19	部分公開	7条6号	庁内メールアドレス	
6	市長 総務課	79	H24.8.23	請求	5条6号	・川口市家庭保育条例、川口市家庭保育条例施行規則の過去の改正内容が分かるもの(改正に関連する過去の附則全て) ・昭和52年に廃止された川口市家庭乳児保育条例の内容が分かるもの(川口市家庭乳児保育条例施行規則含む)	41	H24.9.20	公開			
7	市長 行政管理課	23	H24.5.8	請求	5条6号	平成23年5月1日～平成24年4月30日の間に契約した損害保険証券の写し及び特約条項(自賠償は除く) ・保険料5万円以上のもの ・入札の場合、上記契約の仕様書の写し ・特別自治体賠償保険、火災共済を除く ・保険証券表面(金額・契約内容が記載されていないもの)は不要			取下げ			請求者の申出による取下げ
8	市長 防災課	92	H24.9.24	請求	5条6号	平成24年度(市区が主催するスポーツイベント、住民参加イベント等の損害保険証券)	1	H24.10.22	部分公開	7条3号	法人の印影	
9	市長 管財課	3	H24.4.6	請求	5条1号	平成24年度本庁舎警備業務委託契約書	1	H24.4.27	部分公開	7条3号	法人の社印	
10	市長 管財課	92	H24.9.24	請求	5条6号	・平成24年度川口駅西口地下公共駐車場賠償責任保険証券 ・平成24年度川口駅東口地下公共駐車場賠償責任保険証券	2	H24.10.22	部分公開	7条3号	法人の印影	
11	市長 自治振興課	81	H24.8.27	請求	5条6号	コミュニティ活動保障制度に関する次の資料 (パンフレット類、平成24年度の仕様書、保険証券及び特約書)	3	H24.9.18	部分公開	7条3号	法人の印影	
12	市長 自治振興課	92	H24.9.24	請求	5条6号	コミュニティ活動補償制度に関する次の資料 ・平成24年度契約の保険証券	1	H24.10.22	部分公開	7条3号	法人の印影	

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
13	市長 交通安全対策課	3	H24.4.6	請求	5条1号	1. 自転車等放置防止指導業務委託契約書(川口・西川口・蕨・東川口駅) 2. 自転車等放置防止指導業務委託契約書(川口元郷・新井宿・戸塚安行駅) 3. 自転車等放置防止指導業務委託契約書(鳩ヶ谷・南鳩ヶ谷駅) 4. 自転車置場整理業務委託契約書 1～4のうち、平成24年度契約分の金額及び契約業者のわかる部分	4	H24.4.27	部分公開	7条3号	委託業務受託会社の代表者印及び社印	
14	市長 交通安全対策課	55	H24.7.23	請求	5条2号	平成22年度川口市留守家庭児童保育事業受託収支決算書及び平成24年度留守家庭児童保育事業委託料見積書(平成22年度及び24年度の学童保育事業委託分の歳出額、歳出見込額)	2	H24.8.20	公開			
15	市長 交通安全対策課	92	H24.9.24	請求	5条6号	平成24年度契約分の自転車駐車場、自転車置場における施設管理賠償責任保険並びに保管物賠償責任保険の賠償責任保険証券及び仕様書	1	H24.10.22	部分公開	7条3号	民間損害保険会社の代表者印及び社印	
16	市長 市民課	114	H24.10.22	請求	5条6号	2010年6月から2012年9月30日までに、川口市に郵送請求された戸籍謄本(戸籍法第10条の2第3項)住民票の写し(住民基本台帳法第12条の3第2項)等職務上請求書 行政書士○○○○ 行政書士○○○	1	H24.11.13	部分公開	7条2号 7条3号	本籍及び住所、筆頭者の氏名及び世帯主の氏名、請求に係る者の氏名及び生年月日、依頼者の氏名又は名称、社判	
17	市長 市民課	150	H24.12.12	請求	5条6号	市民課にて業務委託している「証明書発行業務委託」についての仕様書と入札結果			取下げ			情報提供 で対応
18	市長 川口駅前行政センター	3	H24.4.6	請求	5条1号	平成24年度川口駅前行政センター証明書発行等業務委託契約書	3	H24.4.27	部分公開	7条3号	法人の印影	
19	市長 障害福祉課	8	H24.4.13	請求	5条6号	平成24年度川口市重度身体障害者入浴業務に関する入札及び開札結果について(入札参加業者、入浴業務単価、清拭単価等)	1	H24.4.24	公開			
20	市長 子育て支援課	92	H24.9.24	請求	5条6号	平成24年度「アドベンチャープレイ事業普通傷害保険」保険証券	1	H24.10.22	部分公開	7条2号 7条3号	法人社員名及び印影	
21	市長 保育課	3	H24.4.6	請求	5条1号	保育所給食業務委託(保育課)契約書及び仕様書(仕様書はニュータウンビル(株)のみ) 保育所清掃業務委託(保育課)契約書及び仕様書 保育士派遣(保育課)契約書及び仕様書 保育所(上青木)指定管理(保育課)協定書	6	H24.4.27	部分公開	7条2号 7条3号	契約相手方法人の従業員氏名及び契約相手方法人の印影	
22	市長 保育課	92	H24.9.24	請求	5条6号	(平成23年度) 一時保育(市内3か所)の傷害保険証券 川口市家庭保育室(43か所)の賠償責任保険証券 川口市家庭保育室(651名)の傷害保険証券 (平成24年度) 一時保育(市内5か所)の傷害保険証券 川口市家庭保育室(47か所)の賠償責任保険証券 川口市家庭保育室(724名)の傷害保険証券	6	H24.10.22	部分公開	7条3号	法人の印影	

通し 番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	対 象 文 書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
23	市長 保育課	98	H24.10.2	請 求	5条6号	公設民営の保育園の㈱日本保育サービスが運営する川口市立川口駅前保育園、川口市立青木保育所の平成22年度及び23年度の資金収支計算書またはそれに類する収支決算書	2	H24.10.16	公開			
24	市長 わかゆり学園	3	H24.4.6	請 求	5条1号	平成24年度委託契約書 わかゆり学園給食業務委託	1	H24.4.27	部分公開	7条3号	法人の社印	
25	市長 わかゆり学園	92	H24.9.24	請 求	5条6号	傷害保険証券	1	H24.10.22	部分公開	7条3号	法人の社印	
26	市長 保健衛生課	92	H24.9.24	請 求	5条6号	平成24年度「職業賠償責任保険」 保険証券(休日夜間診療事業) 平成24年度「普通傷害保険」保険 証券(医師・看護師等)	2	H24.10.22	部分公開	7条3号	法人の印影	
27	市長 保健衛生課	103	H24.10.9	請 求	5条1号	川口浄苑 墓地等管理者設置(変更)届	1	H24.10.29	部分公開	7条2号 7条3号	経営者(宗教法人)の 印影、墓地管理 者の本籍、住所及 び生年月日	
28	市長 介護保険課	3	H24.4.6	請 求	5条1号	平成24年度芝地域包括支援セン ター業務委託契約書(介護保険 課)	1	H24.4.27	部分公開	7条3号	法人の印影	
29	市長 環境保全課	15	H24.4.16	請 求	5条6号	環境保全課発注(委託業務)の過 去入札結果 22年23年 環境調査 日時、入札の落札金額 及び落札業者、予定価格、指名業 者			取下げ			情報提供 で対応
30	市長 環境保全課	140	H24.12.5	請 求	5条6号	1「(仮称)川口〇丁目〇番地区共 同ビル新築工事」のうち、表紙及 びP10～12まで 2「川口金山町〇番地区第一種市 街地再開発事業」のうち、表紙及 びP6～14まで	2	H24.12.21	部分公開	7条3号	法人の印影	
31	市長 環境保全課	145	H24.12.7	請 求	5条6号	1「(仮称)川口〇丁目〇番地区共 同ビル新築工事」のうち、表紙及 びP10～12まで 2「川口金山町〇番地区第一種市 街地再開発事業」のうち、表紙及 びP6～14まで	1	H24.12.18	部分公開	7条2号 7条3号	法人内の社員名及 び法人の印影	
32	市長 環境保全課	164	H25.1.11	請 求	5条6号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の土壤 汚染に関する資料 ①土壤汚染状況 調査結果報告 書 H18年3月30日 ②〇〇〇〇地下水 汚染拡散防 止対策変更届出書 H19年12月 17日	2	H25.1.24	部分公開	7条3号	法人の印影	
33	市長 廃棄物対策課	92	H24.9.24	請 求	5条6号	平成24年度傷害保険証券(川口 市クリーン推進員) 平成24年度ボランティア活動保 険証券(川口市まち美化促進プロ グラム参加者)	2	H24.10.22	部分公開	7条2号 7条3号	法人の担当者名、 法人の社印及び代 表者印の印影	
34	市長 環境施設課	92	H24.9.24	請 求	5条6号	平成24年度「施設所有管理者賠 償責任保険」保険証券 (市有環境関連施設及び付帯施 設)	1	H24.10.22	公開			
35	市長 グリーンセンター	92	H24.9.24	請 求	5条6号	賠償責任保険証券 ・平成24年度流水プール賠償責 任保険証券	1	H24.10.22	部分公開	7条3号	法人の印影	
36	市長 公営競技事務所	92	H24.9.24	請 求	5条6号	平成24年度川口オートレース場 の施設賠償責任保険証券 平成24年度川口オートレース場 の入場者の傷害保険証券	1	H24.10.22	部分公開	7条2号	民間法人の社員名	
37	市長 住宅課	92	H24.9.24	請 求	5条6号	平成24年度賠償責任保険証券 (市営住宅施設及びエレベーター)	1	H24.10.22	部分公開	7条2号	法人の担当者名	

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
38	市長 道路維持課	14	H24.4.16	申出	5条1号	境界査定報告書 川口市大字東内野字葎原〇-〇、 〇〇-〇番地先道路(平成4年11月 26日立会)	1	H24.5.14	部分公開	7条2号 7条3号	境界申請に関する 申請人、立会人、土 地及び家屋所有者 (占有者)又はその 代理人の氏名、住 所、印影	
39	市長 道路建設課	108	H24.10.12	請求	5条1号	差間南地区まちづくり推進委員会 と川口市とのかわりについて平 成16年から平成24年現在までの すべてについての文書 今後の事 業計画についての文書			取下げ			情報提供 で対応
40	市長 河川課	92	H24.9.24	請求	5条6号	平成24年度賠償責任保険証券 (川口市河川課管理の河川・水路 等対象)	1	H24.10.22	部分公開	7条3号	法人の印	
41	市長 電気設備課	43	H24.7.6	請求	5条6号	平成24年度 旧並木公民館改修 工事のうち設備工事に関する金入 り設計書一式	1	H24.8.1	公開			
42	市長 電気設備課	88	H24.9.7	請求	5条6号	平成24年度 新学校給食セン ター建設工事のうち衛生設備工事 に関する金入り設計書一式	1	H24.10.2	公開			
43	市長 電気設備課	153	H24.12.14	請求	5条6号	平成24年度「(仮称)西川口住宅 室内改修工事のうち設備工事」に 関する金入り設計書一式	1	H25.1.9	公開			
44	市長 計画管理課	29	H24.5.24	請求	5条6号	平成23年11月1日から平成24 年4月30日までに付定した新築 の建物がある住居表示台帳	1	H24.6.28	公開			期間延長
45	市長 計画管理課	77	H24.8.20	請求	5条6号	平成24年1月1日から24年6月3 0日までに付定した新設物件の付 定日・町名・住居番号・地番の明 記されている住居表示付定簿及 び該当する物件の住居番号・地 番・付定日のある住居表示台帳	7	H24.10.31	部分公開	7条2号	住居表示付定簿の うち個人を特定する 建築主等の氏名、 住所、電話番号	期間延長
46	市長 計画管理課	112	H24.10.19	請求	5条6号	川口市西川口〇丁目〇番〇号が 記載された住居表示台帳	1	H24.10.23	公開			
47	市長 計画管理課	183	H25.2.14	請求	5条6号	平成24年7月1日から平成24年 12月31日までに付定した新設物 件の付定日・町名・住居番号・地 番の明記されている住居表示付 定簿、及び該当する物件の住居 番号・地番・付定日のある住居表 示台帳	6	H25.4.25	部分公開	7条2号	住居表示付定簿の うち個人を特定する 建築主等の氏名、 住所、電話番号	期間延長
48	市長 計画管理課	202	H25.3.19	請求	5条1号	川口市南鳩ヶ谷〇丁目〇番街 区の住居表示台帳	1	H25.4.8	公開			
49	市長 都市計画課	108	H24.10.12	請求	5条1号	差間南地区まちづくり推進委員会 と川口市とのかわりについて平 成16年から平成24年現在までの すべてについての文書 今後の事 業計画についての文書			取下げ			情報提供 で対応
50	市長 建築審査課	1	H24.4.6	申出	5条6号	道路調査報告書No.2683 決裁日S62.6.23内の現況道路位 置図 建築相談カードNo.329 決裁日 S51.6.12内の協定書	2	H24.4.20	部分公開	7条2号 7条3号	譲渡人及び譲受人 の氏名及び印影、 代表者印影、申請 人氏名及び印影、 登記簿所有者氏 名、土地所有者氏 名及び印影、買入 予定者氏名	
51	市長 建築審査課	2	H24.4.6	請求	5条6号	道路調査報告書No.5288 決裁日H18.8.17、現況道路位置 図、道路位置指定図、求積図、写 真7、8 (カラー文書についてはカラーコ ピー希望)	1	H24.4.20	部分公開	7条2号	相談者氏名	
52	市長 建築審査課	6	H24.4.10	申出	5条6号	道路調査報告書No.2714中に添付 の平成5年3月同意書及び同意書 に添付の公図	1	H24.4.18	部分公開	7条2号 7条3号	地積測量図作成者 印影、個人の土地 所有者氏名、住所	

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
53	市長 建築審査課	7	H24.4.10	請求	5条1号	道路調査報告書No.4512 決裁日平成15年5月7日及び建築基準法第42条2項に準ずる道路の取扱い願書(昭和52年6月1日)と付随する図面 カラー文書についてカラーコピー希望	2	H24.4.26	部分公開	7条2号	相談者氏名、代表願出人及び土地所有者住所、氏名、印影	
54	市長 建築審査課	11	H24.4.13	請求	5条1号	道路調査報告書No.6053 決裁日H24.3.26	1	H24.4.27	部分公開	7条2号	相談者氏名	
55	市長 建築審査課	12	H24.4.13	請求	5条1号	道路調査報告書 決裁日H24.3.26内の誓約書(S60.2.2)	1	H24.4.27	部分公開	7条2号	印影、誓約書の当事者住所、氏名	
56	市長 建築審査課	19	H24.4.26	請求	5条6号	道路調査報告書No.4320 決裁日H14.7.4及び同報告書添付の別紙 許可条件、図面、カラーコピー希望	1	H24.5.14	部分公開	7条2号	相談者氏名	
57	市長 建築審査課	21	H24.5.1	請求	5条1号	道路調査報告書No.6053 決裁日H24.3.26内の道路後退位置図 カラーコピー希望	1	H24.5.11	部分公開	7条2号	土地所有者氏名	
58	市長 建築審査課	28	H24.5.24	申出	5条6号	道路調査報告書No.2255 決裁日H13.1.22内の文書一式(写真は除く)	5	H24.6.7	部分公開	7条2号	印影、相談者の住所、氏名、電話番号、土地所有者の氏名、住所、建築主の氏名、住所、電話番号	
59	市長 建築審査課	30	H24.5.25	申出	5条2号	道路調査報告書No.3389 決裁日平成2年5月1日及び案内図、公図 カラー文書については、カラーコピーを希望	1	H24.6.6	公開			
60	市長 建築審査課	36	H24.6.8	申出	5条2号	道路調査報告書No.1137 決裁日平成3年7月24日のうち現況実測図及び道路協定図	1		部分公開	7条2号 7条3号	地積測量図作成者印影、個人の土地所有者氏名	
61	市長 建築審査課	46	H24.7.10	申出	5条1号	道路調査報告書No.2399 決裁日 昭和61年5月30日(表裏)、公図、地積測量図、写真①、 道路調査書No.127 決裁日 昭和52年6月20日内の住居表示図、建築計画概要書(受付 昭和61年7月21日1234号) (受付 平成6年1月28日2289号)、 道路協定の締結について 決裁日 昭和61年7月25日内の文書一式、写真①②③④(カラー文書については、カラーコピー希望)	3	H24.7.25	部分公開	7条2号 7条3号	相談者氏名、建築主住所、氏名及び電話番号、土地所有者氏名、地積測量図申請人氏名及び印影、地積測量図作成者印影	
62	市長 建築審査課	48	H24.7.13	申出	5条6号	道路調査報告書No.1953 決裁日 平成13年3月31日、案内図、公図、換地図、写真1、2、3 (カラー文書については、カラーコピー希望)	1	H24.8.8	部分公開	7条2号	相談者氏名	
63	市長 建築審査課	49	H24.7.13	請求	5条6号	道路調査報告書No.5404 決裁日 平成19年4月19日、案内図、公図、川口都市計画之第6土地区画整理事業街区別地番図 写真1、2 (カラー文書については、カラーコピー希望)	1	H24.8.8	公開			
64	市長 建築審査課	52	H24.7.19	請求	5条3号	道路調査報告書No.5089 決裁日 平成17年4月8日	1	H24.7.30	部分公開	7条2号	相談者氏名	
65	市長 建築審査課	53	H24.7.19	申出	5条3号	平成6年7月4日決裁「道路協定の締結について」添付の道路協定書358	1	H24.8.2	部分公開	7条2号 7条3号	代表願出人住所及び氏名、連絡先氏名及び電話番号、土地所有者住所、氏名及び電話番号、印影	

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書件数	公開実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
66	市長 建築審査課	57	H24.7.24	請求	5条2号	道路調査報告書No.4956 決裁日 平成16年10月7日 同報告書の添付の案内図、公図、 街区別地番図 (カラー文書については、カラーコピー希望)	1	H24.8.3	公開			
67	市長 建築審査課	60	H24.7.25	請求	5条2号	建築審査課の道路調査報告書No.6066 決裁日 平成24年7月24日	1	H24.8.7	部分公開	7条2号	相談者氏名及び携帯電話番号	
68	市長 建築審査課	64	H24.7.26	申出	5条6号	道路調査報告書No.4143 決裁日 平成11年11月11日 その他、平成12年1月26日決裁 協定道路の締結について 添付 の道路協定書 カラー文書についてはカラーコピー希望	2	H24.8.17	部分公開	7条2号	建築主氏名、代表 願出人住所、氏名、 電話番号及び印影、 関係権利者住所、 氏名、電話番号及び 印影、被相続人氏名、 相続人住所及び氏名、 代理人配偶者住所、 氏名及び印影	
69	市長 建築審査課	67	H24.7.30	請求	5条6号	道路調査報告書No.5430 決裁日 平成19年6月18日及び 公図 (カラー文書についてはカラーコピー希望)	1	H24.8.21	公開			
70	市長 建築審査課	72	H24.8.3	請求	5条6号	道路調査報告書No.4523 決裁日 平成15年5月14日、報告 書及び案内図、公図、写真(作成 日平成24年8月1日) カラー文書についてはカラーコピー希望	1	H24.8.17	部分公開	7条2号	土地所有者氏名、 相談者氏名及び携帯電話番号	
71	市長 建築審査課	73	H24.8.3	申出	5条6号	建築基準法第43条第1項ただし 書の適用について(伺い) 決裁日 昭和62年1月23日に添 付の配置図 カラー文書についてはカラーコピー希望	1	H24.8.17	部分公開	7条2号	土地所有者氏名、 設計者印影	
72	市長 建築審査課	74	H24.8.7	申出	5条2号	道路調査報告書No.3023 決裁日 昭和63年6月27日(カラー コピー希望) 同報告書添付案内 図(カラーコピー希望)	1	H24.8.24	部分公開	7条2号	相談者氏名、建築 主氏名、相談者携 帯電話番号	
73	市長 建築審査課	78	H24.8.20	申出	5条6号	道路調査報告書No.1137 決裁日 昭和56年3月23日内の 私道の取扱いについて(お願い)、 私道に関する協定書、協定私道 を利用して建築計画をする場合 の条件、公図写、現況実測図及び 道路協定図 (カラー文書についてはカラーコピー希望)	1	H24.8.24	部分公開	7条2号 7条3号	代表願出人住所、 氏名及び印影、連 絡先氏名及び電話 番号、土地所有者 住所、氏名、電話 番号及び印影、図 面作成者等印影	
74	市長 建築審査課	80	H24.8.24	申出	5条6号	道路調査報告書No.2606 決裁日 昭和62年4月7日、同報 告書添付の公図(カラーコピー希 望)	1	H24.9.3	部分公開	7条2号	相談者住所、氏名 及び電話番号、建 築主住所及び氏名	
75	市長 建築審査課	85	H24.9.4	請求	5条6号	道路調査報告書No.5929 決裁日 平成22年8月23日及び 案内図、公図 道路調査報告書No.4243 決裁日 平成13年9月21日及び 平成13年10月19日 (カラー文書についてはカラーコピー希望)	3	H24.9.19	部分公開	7条2号	土地所有者氏名、 相談者氏名及び電話 番号	
76	市長 建築審査課	86	H24.9.7	請求	5条6号	道路調査報告書No.5297 決裁日 平成18年8月29日及び 同報告書添付の文書一式 平成21年10月6日付メモ (カラー文書についてはカラーコピー希望)	2	H24.10.1	部分公開	7条2号 7条3号	相談者氏名及び電話 番号、指定確認 検査機関印影、土 地所有者住所、氏 名、印影、所有者と の関係及び電話番 号、図面作成者印 影	

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
77	市長 建築審査課	87	H24.9.7	申出	5条6号	道路調査報告書No.3321 決裁日 平成元年10月30日及び 同報告書添付の文書一式 (カラー文書についてはカラーコ ピー希望)	1	H24.10.1	部分公開	7条2号	相談者住所、氏名 及び電話番号、建 築主住所及び氏 名、来庁者氏名、関 係権利者氏名、土 地所有者及び建物 所有者氏名、報告 者住所、氏名及び 印影	
78	市長 建築審査課	89	H24.9.12	申出	5条6号	道路調査報告書No.2942 決裁日S63.3.10及び公図 (カラー文書についてはカラーコ ピー希望)	1	H24.10.3	部分公開	7条2号	相談者、建築主及 び公図写し申請者 氏名	
79	市長 建築審査課	90	H24.9.21	申出	5条2号	道路調査報告書No.3327 決裁日H1.12.4公図、私道の取扱 いについて(お願い)、H2.2私道に 関する協定書、協定私道を利用し て建築計画をする場合の条件、地 積測量図 (カラー文書についてはカラーコ ピー希望)			取下げ			請求者の 申出による 取下げ
80	市長 建築審査課	95	H24.9.27	申出	5条2号	道路調査報告書No.3893 決裁日平成6年4月18日及び公 図(カラー文書についてはカラーコ ピー希望)	1	H24.10.4	部分公開	7条2号	建築主住所及び氏 名、土地所有者氏 名	
81	市長 建築審査課	100	H24.10.2	請求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 受付日H24 8/20~9/30	1	H24.10.19	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領 者氏名	
82	市長 建築審査課	101	H24.10.5	請求	5条6号	道路調査報告書H17.4.7收受 関係者の合意書、予定図及び現 況図	1	H24.10.25	部分公開	7条2号	代表者氏名、氏名 及び印影	
83	市長 建築審査課	104	H24.10.10	請求	5条6号	道路調査報告書No.5267 決裁日 平成18年7月5日 公図及び地積測量図 (カラー文書についてはカラーコ ピー希望)	1	H24.10.17	部分公開	7条2号 7条3号	相談者氏名、土地 所有者氏名、作成 者印影、申請人印 影	
84	市長 建築審査課	105	H24.10.11	申出	5条6号	道路調査報告書No.2683 決裁日S62.6.15 (カラー文書についてはカラーコ ピー希望)	1	H24.10.19	部分公開	7条2号 7条3号	相談者氏名、建築 主住所及び氏名、 土地所有者氏名、 住所及び印影	
85	市長 建築審査課	106	H24.10.11	請求	5条6号	道路調査報告書No.5288 決裁日 平成18年8月17日 (カラー文書についてはカラーコ ピー希望)	1	H24.10.19	部分公開	7条2号 7条3号	相談者氏名、建築 主電話番号及び設 計者印影	
86	市長 建築審査課	109	H24.10.12	請求	5条1号	道路調査報告書No.4499 決裁日 平成15年4月22日 及び別紙、別紙2、案内図、公図、 写真3~9 (カラー文書についてはカラーコ ピー希望)	1	H24.10.19	部分公開	7条2号	相談者氏名、土地 所有者氏名	
87	市長 建築審査課	110	H24.10.12	申出	5条1号	道路調査報告書No.3327内に添付 の「道路協定の締結について(伺 い)」一式 決裁日 平成2年4月26日 (カラー文書についてはカラーコ ピー希望)	1	H24.10.19	部分公開	7条2号 7条3号	相談者氏名、代表 願出人住所、氏名 及び印影、連絡先 電話番号及び氏 名、土地所有者住 所、氏名及び電話 番号、土地家屋調 査士印影	
88	市長 建築審査課	111	H24.10.15	請求	5条6号	道路調査報告書No.4347 決裁日 平成14年9月2日及び案 内図、公図(カラー文書につい てはカラーコピー希望) 道路調査報告書No.4289 起案日 平成14年6月20日及び 案内図、公図、メモ 平成20年11 月12日及び案内図、道路台帳平 面図 (カラー文書についてはカラーコ ピー希望)	3	H24.10.19	部分公開	7条2号	相談者氏名、土地 所有者氏名	
89	市長 建築審査課	113	H24.10.19	請求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 受付日H.24.10.1~10.19	1	H24.11.5	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領 者氏名	

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
90	市長 建築審査課	117	H24.10.26	請求	5条1号	道路調査報告書No.6117 決裁日 平成24年10月5日、案内図、公図、指定道路台帳図及び昭和31年航空写真 (カラー文書についてはカラーコピー希望)	1	H24.11.9	部分公開	7条2号	土地所有者氏名、 家屋所有者氏名	
91	市長 建築審査課	118	H24.10.26	申出	5条1号	建築相談・調査カード平成8年6月12日、道路調査カード及び道路台帳 (カラー文書についてはカラーコピー希望)	1	H24.11.9	部分公開	7条2号	建物所有者氏名、 土地所有者氏名	
92	市長 建築審査課	122	H24.11.1	申出	5条6号	道路協定の締結について(伺い) 決裁日 平成3年7月24日内の道路協定書一式 (カラー文書についてはカラーコピー希望)	1	H24.11.13	部分公開	7条2号 7条3号	代表願出人氏名、 住所及び印影、連絡先氏名、土地所有者氏名、住所、電話番号及び印影、 測量事務所及び印影、 図面作成者印影	
93	市長 建築審査課	125	H24.11.5	請求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 H24.10.20～11.5	1	H24.11.30	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
94	市長 建築審査課	126	H24.11.6	申出	5条2号	道路調査報告書No.3824 決裁日 平成5年8月18日、経過書、公図、家屋台帳及び聴取内容、昭和50年3月19日付建築相談カードの中の道路協定書及び図面 (カラー文書については、カラーコピー希望)	1	H24.11.20	部分公開	7条2号	相談者氏名、建築主住所、氏名及び電話番号、求庁者氏名、土地所有者氏名、住所及び印影	
95	市長 建築審査課	129	H24.11.9	請求	5条2号	道路調査報告書No.3824の中の、平成17年4月4日付調査及び確認処分の経過の中の配置図	1	H24.11.20	部分公開	7条2号	個人の印影、土地所有者氏名	
96	市長 建築審査課	130	H24.11.12	請求	5条2号	道路調査報告書No.2606のうち、平成24年11月7日付報告書	1	H24.11.22	部分公開	7条2号	相談者氏名及び個人の電話番号	
97	市長 建築審査課	138	H24.11.30	請求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 H24.11.6～H24.11.30	1	H24.12.19	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
98	市長 建築審査課	143	H24.12.5	請求	5条6号	道路調査報告書No.5607 決裁日平成20年6月18日及び公図 (カラー文書はカラーコピー希望)	1	H24.12.17	公開			
99	市長 建築審査課	147	H24.12.10	請求	5条6号	平成23年6月20日受付No.12 工事取止届報告書	1	H24.12.14	部分公開	7条2号 7条3号	指定確認検査機関印影、センター使用欄印影、建築主住所、氏名、印影及び電話番号	
100	市長 建築審査課	148	H24.12.11	申出	5条6号	道路調査報告書No.4038-6の中の2626 決裁日昭和62年5月6日及び公図 (カラー文書については、カラーコピー希望)	1	H25.1.31	部分公開	7条2号	相談者住所、氏名、電話番号及び連絡先、建築主住所、氏名及び電話番号、 土地所有者氏名	
101	市長 建築審査課	149	H24.12.12	請求	5条2号	道路調査報告書No.4333 決裁日平成14年8月12日の中の公図 (カラー文書についてはカラーコピー希望)	1	H24.12.18	公開			
102	市長 建築審査課	151	H24.12.13	請求	5条6号	確認申請書(確認日H24.5.2第11号)の一部	1	H24.12.21	部分公開	7条3号	設計者印影	
103	市長 建築審査課	157	H24.12.19	請求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 H24.12.5～H24.12.20	1	H25.1.8	部分公開	7条2号	届出者氏名、受領者氏名	
104	市長 建築審査課	158	H24.12.20	請求	5条6号	道路調査報告書No.5011 決裁日平成16年12月24日内の文書一式 (カラー文書についてはカラーコピー希望)	1	H25.1.15	部分公開	7条2号 7条3号	相談者氏名、土地所有者氏名、申請者住所、氏名及び印影、図面作成者氏名及び印影、申請人氏名及び印影、 作成者印影	

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
105	市長 建築審査課	167	H25.1.18	請求	5条6号	道路調査報告書No.6155 決裁日平成24年12月18日及び 報告書に添付の文書一式 (カラー文書についてはカラーコ ピー希望)	1	H25.1.24	部分公開	7条2号	土地所有者氏名	
106	市長 建築審査課	168	H25.1.18	請求	5条1号	道路調査報告書No.4458 決裁日平成15年2月21日及び同 報告書添付の案内図、公図、道路 台帳 (カラー文書についてはカラーコ ピー希望) 道路調査報告書No.5772 決裁日平成21年2月5日及び同 報告書添付の案内図、公図 (カラー文書についてはカラーコ ピー希望)	2	H25.2.7	部分公開	7条2号	土地所有者氏名	
107	市長 建築審査課	169	H25.1.19	請求	5条2号	道に関する協定届出書(受付日平 成14年4月30日No.14-1)内の 文書一式 ※カラー文書についてはカラーコ ピー希望	1	H25.2.7	部分公開	7条2号 7条3号	土地所有者及び家 屋所有者氏名、住 所及び印影、届出 者氏名、住所、印影 及び電話番号	
108	市長 建築審査課	172	H25.1.25	申出	5条6号	道路調査書No.2944 決裁日昭和62年3月15日内の 文書一式 道路調査書No.1806 受付昭和59年9月10日内の文 書一式 道路協定の締結について 決裁 日平成2年2月22日内の文書一 式 (カラー文書についてはカラーコ ピー希望)	3	H25.2.5	部分公開	7条2号 7条3号	相談者住所、氏名 及び電話番号、建 築主住所及び氏 名、土地所有者氏 名及び印影、代表 願出人住所、氏名 及び印影、作成者 印影	
109	市長 建築審査課	174	H25.1.31	請求	5条6号	道路調査報告書No.1865 起案日平成13年4月8日及び案 内図、公図、H12審査会資料、地 積測量図4点 (カラー文書についてはカラーコ ピー希望)	1	H25.2.8	部分公開	7条2号 7条3号	相談者氏名、電話 番号及びメールアド レス、作成者印影、 申請者氏名及び印 影	
110	市長 建築審査課	176	H25.2.4	申出	5条2号	建築基準法第42条第2項に準ずる 道路の取扱い願書(昭和53年11 月1日)及び土地実測図、案内図 (カラー文書については、カラーコ ピー希望)	1	H25.2.8	部分公開	7条2号 7条3号	代表願出人住所、 氏名及び印影、土 地所有者住所、氏 名及び印影、土地 家屋調査士及び実 測図作成者印影	
111	市長 建築審査課	179	H25.2.7	申出	5条6号	道路調査書No.2399 決裁日昭和61年5月30日及び私 道の取り扱いについて(昭和61年 7月7日)一式	2	H25.3.1	部分公開	7条2号 7条3号	相談者の氏名、建 築主の住所、氏名 及び電話番号、代 表願出人、申請者 及び代理者の住 所、氏名及び印影、 土地及び家屋所有 者の住所、氏名、電 話番号及び印影、 作成者の印影、申 請者の氏名及び印 影、連絡先の氏名	
112	市長 建築審査課	181	H25.2.13	請求	5条6号	道路調査報告書No.5035 決裁日平成17年2月8日内の報 告書(平成24年10月26日)一式 (カラー文書についてはカラーコ ピー希望)	1	H25.2.26	部分公開	7条2号	相談者氏名及び携 帯電話番号	
113	市長 建築審査課	182	H25.2.13	請求	5条1号	道路調査書No.1999 起案日平成13年7月16日内の 協定道路の取り扱いについて 起 案日平成15年10月15日内の文 書一部 協定道路の取り扱いについて(伺 い) 決裁日平成19年2月9日内 の文書一部	2	H25.2.27	部分公開	7条2号 7条3号	代表願出人の住 所、氏名及び印影、 連絡先氏名、関係 権利者の住所、氏 名、印影及び電話 番号、建物所有者 の氏名及び印影、 土地家屋調査士印 影、土地所有者の 氏名及び印影、建 物所有者の氏名及 び印影	

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書件数	公開実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
114	市長 建築審査課	184	H25.2.15	請求	5条1号	道路調査報告No.5217 決裁日H18年3月13日及び公図 (カラー文書についてはカラーコピー希望)	1	H25.2.27	公開			
115	市長 建築審査課	185	H25.2.18	請求	5条6号	道路調査報告No.6192 決裁日平成25年1月23日 案内図及び公図(カラー文書についてはカラーコピー希望)	1	H25.3.4	部分公開	7条2号	土地所有者氏名	
116	市長 建築審査課	186	H25.2.19	請求	5条6号	道路調査報告書No.5011 決裁日平成16年12月24日内の 文書一式 (カラー文書についてはカラーコピー希望)	1	H25.2.26	部分公開	7条2号 7条3号	相談者の氏名、住所及び電話番号、建物所有者氏名、申請者の住所、氏名及び印影、図面作成者の氏名及び印影、建築主電話番号、申請人の氏名及び印影、写真内表札	
117	市長 建築審査課	187	H25.2.22	請求	5条6号	道路調査報告書No.5929 決裁日H22. 8.23及び公図 (カラー文書についてはカラーコピー希望)	1	H25.2.28	部分公開	7条2号	土地所有者氏名	
118	市長 建築審査課	190	H25.2.28	請求	5条6号	道路調査報告書No.6205 決裁日平成25年2月5日及び配置図 (カラー文書についてはカラーコピー希望)	1	H25.3.15	部分公開	7条2号	建築主氏名、印影、照査氏名、担当氏名	
119	市長 建築審査課	196	H25.3.15	請求	5条2号	建築相談カード決裁年月日 平成14年3月20日内の文書の一部 (カラー文書についてはカラーコピー希望)	1	H25.3.26	部分公開	7条2号	相談者氏名	
120	市長 建築審査課	197	H25.3.15	請求	5条2号	道路調査報告書No.4348 決裁日平成14年9月2日	1	H25.3.25	公開			
121	市長 建築審査課	198	H25.3.15	申出	5条2号	道路調査書No.259 受理年月日S62. 2. 28内の協定書	1	H25.3.25	部分公開	7条2号	所有者住所、氏名及び印影	
122	市長 建築審査課	200	H25.3.18	請求	5条2号	道路調査報告書No.6200 決裁日平成25年2月5日案内図及び公図 (カラー文書についてはカラーコピー希望)	1	H25.3.26	部分公開	7条2号	土地所有者氏名	
123	市長 建築審査課	201	H25.3.18	申出	5条2号	その他協定による道路No.217 昭和55年6月9日の一式 (カラー文書についてはカラーコピーを希望)	1	H25.3.26	部分公開	7条2号 7条3号	協定者の住所及び氏名及び印影、土地家屋調査士印影、土地所有者氏名	
124	市長 建築審査課	203	H25.3.19	請求	5条2号	平成13年7月24日決定 協定道路の取扱いについて(伺い)の中の私道に関する協定書一式	1	H25.4.3	部分公開	7条2号 7条3号	関係権利者住所、氏名、電話番号及び印影、土地家屋調査士印影、申請人氏名及び印影	
125	市長 建築審査課	204	H25.3.22	請求	5条6号	道路調査報告書No.4929 決裁日平成16年9月2日案内図、平成25年2月19日付報告書、公図および別紙 (カラー文書についてはカラーコピー希望)	2	H25.3.28	部分公開	7条2号	相談者氏名、携帯電話番号	
126	市長 建築審査課	208	H25.3.29	申出	5条6号	道路調査書No.2942 決裁日平成13年3月30日及び公図 (カラー文書についてはカラーコピーを希望)	1	H25.4.5	部分公開	7条2号	相談者及び土地所有者氏名	

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
127	市長 建築審査課	209	H25.3.29	申出	5条6号	道路調査書No.2841 決裁日昭和62年12月15日内の 公園、確認通知書及び建築計画 概要書 (カラー文書についてはカラーコ ピーを希望)	1	H25.4.8	部分公開	7条2号 7条3号	土地所有者氏名、 建築主印影、設計 者印影	
128	市長 みどり課	92	H24.9.24	請求	5条6号	「ふるさとの森・保全緑地等管理 賠償責任保険」及び「市民参加に よる緑化活動参加者賠償責任保 険」加入証(平成24年度分)	2	H24.10.22	部分公開	7条3号	法人及び代表者の 印影	
129	市長 公園課	92	H24.9.24	請求	5条6号	平成24年度「公園等賠償責任保 険」保険証券 平成24年度「街路緑地帯普通傷 害保険」保険証券 平成24年度「動産総合保険」保険 証券 平成24年度「見沼用水緑地帯賠 償責任保険」保険証券	4	H24.10.22	部分公開	7条3号	法人の印影	
130	市長 区画整理課	92	H24.9.24	請求	5条6号	「平成24年度土地区画整理事業 賠償責任保険」保険証券及び明 細書	1	H24.10.22	部分公開	7条3号	保険者(民間損害保 険会社)の法人及び 代表者印の印影	
131	市長 区画整理課	108	H24.10.12	請求	5条1号	差間南地区まちづくり推進委員会 と川口市とのかわりについて平 成16年から平成24年現在までの すべてについての文書 今後の事 業計画についての文書			取下げ			情報提供 で対応
132	市長 下水道維持課	13	H24.4.16	請求	5条1号	公道内取付管設置に係る運用に ついての公文書	1	H24.5.14	公開			
133	市長 下水道維持課	44	H24.7.6	請求	5条6号	工事に関する金入り設計書一式 (平成24年度 下水道管布設替 その1工事)	1	H24.8.1	部分公開	7条2号	工事平面図上の住 宅所有者の氏名	
134	市長 下水道維持課	116	H24.10.25	請求	5条1号	平成21年4月1日から平成24年 10月25日までの「私道共同排水 設備整備補助金交付申請受付 簿」	1	H24.11.14	部分公開	7条2号	申請者氏名、住所、 施工場所	
135	市長 下水道維持課	132	H24.11.14	請求	5条1号	平成21年4月1日から平成23年 3月31日までの「私道共同排水設 備整備工事」に関する補助金交付 申請書、工事変更申請書、工事内 容変更協議書、工事変更承認申 請書、補助金交付確定通知書	139	H24.12.7	部分公開	7条2号 7条3号	申請者氏名、住所、 電話番号、印影、施 工場所、民間法人 の印影	
136	市長 下水道維持課	146	H24.12.7	請求	5条1号	平成21年から平成22年に工事 が行われた下記の「私道共同排 水設備整備工事補助金」に関する 交付申請書、交付決定通知書、着 工届、工事変更申請書、工事変更 承認通知書、工事完了検査報告 書、工事完了届、工事完了検査済 通知書、交付確定通知書、交付請 求書、収支決算書及び既述の添 付書類。ただし、下記の2、3の工 事箇所は全て黒塗りになっている 公文書を除く。 1. 川口市大字東本郷〇〇〇〇- 〇〇 2. 川口市大字安行北谷〇〇〇- 〇 3. 川口市大字安行慈林〇〇〇- 〇〇	23	H25.1.24	部分公開	7条2号 7条3号	申請者氏名、住所、 電話番号、印影、私 道に関する事項、金 額及び構造、民間 法人の印影	期間延長
137	市長 下水道維持課	170	H25.1.24	請求	5条1号	平成20年4月1日から平成23年 3月31日迄に工事が行われた 「私道共同排水設備整備工事」に 係わる全ての公文書を開示請求 する			取下げ			請求者の 申出による 取下げ

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	対 象 文 書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考	
									決裁区分	理由	非公開部分の内容		
138	市長 下水道維持課	171	H25.1.24	請 求	5条1号	平成24年度に工事が行われた「私道共同排水設備整備補助金交付」に係わる(下記補助番号)8件の全ての公文書開示を請求する。 1.補助番号4号 2.補助番号5号 3.補助番号8号 4.補助番号9号 5.補助番号10号 6.補助番号14号 7.補助番号15号 8.補助番号28号			取下げ			請求者の申出による取下げ	
139	市長 会計課	92	H24.9.24	請 求	5条6号	平成24年度マネーディフェンダー運送保険証券(市の各施設等)	1	H24.10.22	部分公開	7条3号	法人の印影		
140	市長 消防総務課	3	H24.4.6	請 求	5条1号	平成24年度川口市消防庁舎清掃委託契約書	1	H24.4.27	部分公開	7条3号	法人の印影		
141	市長 消防総務課	92	H24.9.24	請 求	5条6号	平成24年度賠償責任保険証券(川口市内全消防施設)	1	H24.10.22	部分公開	7条2号	法人の社員名		
142	市長 救急課	92	H24.9.24	請 求	5条6号	「消防業務賠償責任保険」加入者証	1	H24.10.22	部分公開	7条2号	法人の社員名		
143	市長 北消防署消防課	20	H24.4.26	請 求	5条1号	平成〇〇年〇月〇日(〇)川口市久左衛門新田地内で発生した救急事案に関する「救急活動記録票」	1	H24.5.18	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、生年月日、電話番号、身体の詳細な状況に関する情報		
144	市長 北消防署消防課	144	H24.12.6	請 求	5条2号	平成〇〇年〇月〇日(〇)川口市北園町〇〇-〇で発生した救急事案に関する「救急活動記録票」	1	H24.12.18	部分公開	7条2号	事故種別、個人の氏名、住所、生年月日、電話番号、身体の詳細な状況に関する情報		
145	市長 北消防署消防課	195	H25.3.15	請 求	5条6号	平成〇〇年〇月〇日(〇)川口市芝下〇-〇で発生した救急事案に関する「救急活動記録票」	1	H25.3.22	部分公開	7条2号	事故種別、個人の氏名、住所、生年月日、電話番号、身体の詳細な状況に関する情報		
146	教育委員会 教育総務課	70	H24.8.2	請 求	5条6号	平成24年8月2日開催に係る教育委員会「議案77号 情報公開請求の異議申立てに対する決定について」において委員に配布された文書一切	1	H24.8.27	部分公開	7条2号	異議申立人に関する個人情報		
147	教育委員会 教育総務課	84	H24.9.3	請 求	5条6号	1 現在の川口市教育委員会の全職員の氏名及び役職(臨時職員も含む) 2 平成20・21・22・23・24年度の市教育委員会幹部(課長級以上)の勤務状況(例、年休10日「8月3日～8月15日」、欠勤3日「風邪」など、出勤簿のコピーでも可)。出張先とその内容(例、4月18日・川口市市民会館・安全教育研修など) 3 平成20・21・22・23・24年度の学校や教職員のトラブルなどを担当している学務課の職員の勤務状況。出張先とその内容(2のような内容) 4 平成20・21・22・23・24年度の保護者及び教職員から教育委員会に訴え(相談)のあった案件の内容、年月日。総件数(例・平成21年7月18日・〇〇中保護者よりいじめの相談、該当学校に指導して解決。9月22日・××小教員より、「学校の骨折事故の責任を軽くするために、校長から保護者に嘘を話すよう指示された」との訴えあり、該当校長に「嘘はいけない」と指導した。5月9日・〇〇中保護者よりセクハラ相談。解決せず民事裁判に、など) <次ページに続く>			取下げ			請求者の申出による取下げ	

通し 番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	対 象 文 書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
147	教育委員会	84	H24.9.3	請 求	5条6号	<p><前ページより></p> <p>5 ここ10年間で退職・異動した市教育委員会の職員の氏名と理由(例、教育総務課〇〇課長 〇山×男 定年退職。文化財課××係長 〇川×子 自己都合退職。指導課〇〇係 〇本×夫 懲戒免職「飲酒運転」。学校保健課〇〇係 〇原×江 〇〇小学校教頭に異動、県教育局××課〇〇係長に異動など)</p> <p>6 平成20・21・22・23・24年度、市(教育委員会)が裁判などで係争・調停などをした、もしくは係争中などの教育関係の案件(例、いじめ訴訟、学校の事故の調停、教育委員会の職員の左遷・解雇・その他の不利益の訴訟など)。または法務局・人権関係機関団体(民間を含む)・弁護士会などに持ち込まれた案件や、その他勧告などを受けたりした案件(判決などで「いじめではない」などとされたもの等も「いじめ訴訟」に含みます。他も同じ。訴訟になった場合には裁判の事件番号)</p> <p>7 いじめ、学校事故などの事故報告書および関係書類 ①川口市立〇〇中学校の〇年生〇〇〇(〇〇)が自宅で首つり自殺した事件(〇〇〇〇年〇月〇〇日と報道されています) ②川口市立〇〇中学校〇年の〇子生徒(〇〇)が自宅マンションの踊り場から地面に飛び降り、両足骨折などの重傷を負った事件(〇〇〇〇年〇月〇日、自殺未遂と報道されています) ③川口市立〇〇中学校〇年の〇子生徒(〇〇)が、市営住宅敷地内で飛び降り自殺した事件(〇〇〇〇年〇月〇〇日と報道されています)</p> <p>各学校長が作成した事故報告書と市教委が県教委に送った報告書の両方。文科省・マスコミ等に送った書類があるならそれも。他に児童・生徒の死亡事故や重傷事故、自殺・自殺未遂など重大事件があれば同様。</p> <p>8 平成20・21・22・23・24年度の退職職員のいわゆる「天下り(官僚などが、外郭団体、関連する民間企業や法人・公社・公団・団体などに就職すること)」などの状況(例、〇〇部長→××図書館副館長など)</p> <p>9 7の三つの自殺・自殺未遂事件の際、該当校で実施されたアンケート。また自殺・自殺未遂が話し合われた会議録・委員会議録ほか、市教委の会議録・定例会ほか。また加害者とされる生徒の母親が三度にわたり遺族に中傷の手紙を送りつけたと報道されていますが、その経緯が判る書類</p>			取下げ		請求者の申出による取下げ	
148	教育総務課 教育委員会	123	H24.11.1	請 求	5条6号	祝賀会における教育長、教育局職員の参加にかかる費用の支払いについてわかる文書			取下げ		情報提供 で対応	
149	教育総務課 教育委員会	152	H24.12.13	請 求	5条6号	川口市元郷〇丁目〇番〇他(川口市)と川口市元郷〇丁目〇番〇他(民間)との間の境界に関する平成16年4月23日付確認書の写しの交付			取下げ		情報提供 で対応	
150	教育総務課 教育委員会	154	H24.12.17	請 求	5条6号	川口市議会 平成24年12月定例会 発言通告書における、各議員の教育問題(施設、エアコン、教育行政の在り方含む)等に関し教育委員会、教育長、教育部長等の回答書 文書一切			取下げ		情報提供 で対応	

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
151	教育委員会	4	H24.4.6	請求	5条1号	平成24年度公民館清掃等業務委託契約書	7	H24.4.27	部分公開	7条3号	法人の社印	
152	生涯学習課 教育委員会	84	H24.9.3	請求	5条6号	※通し番号147と同一内容			取下げ			請求者の申出による取下げ
153	生涯学習課 教育委員会	93	H24.9.24	請求	5条6号	「平成24年度施設賠償責任保険」 保険証券	1	H24.10.22	部分公開	7条3号	法人の社印	
154	文化推進室 教育委員会	84	H24.9.3	請求	5条6号	※通し番号147と同一内容			取下げ			請求者の申出による取下げ
155	文化財課 教育委員会	84	H24.9.3	請求	5条6号	※通し番号147と同一内容			取下げ			請求者の申出による取下げ
156	中央図書館 教育委員会	84	H24.9.3	請求	5条6号	※通し番号147と同一内容			取下げ			請求者の申出による取下げ
157	中央図書館 教育委員会	93	H24.9.24	請求	5条6号	平成23年度「施設賠償責任保険」 保険証券(鳩ヶ谷図書館及び昇降機) 平成24年度「施設賠償責任保険」 保険証券(中央図書館・図書館4 館及び昇降機)	1	H24.10.22	部分公開	7条2号 7条3号	法人の社員名、社員、代表者印	
158	科学館 教育委員会	84	H24.9.3	請求	5条6号	※通し番号147と同一内容			取下げ			請求者の申出による取下げ
159	スポーツ課 教育委員会	4	H24.4.6	請求	5条1号	スポーツセンターボイラー・清掃契約書及び仕様書(1施設のみ) スポーツセンター管理補助業務契約書及び仕様書(1施設のみ)	2	H24.4.27	部分公開	7条3号	法人の印影	
160	スポーツ課 教育委員会	16	H24.4.20	請求	5条1号	現在の川口市立戸塚スポーツセンター指定管理者の公募時の事業計画書	1	H24.5.9	部分公開	7条2号 7条3号	法人の技術上のノウハウに関する情報及び個人が特定できる写真	
161	スポーツ課 教育委員会	26	H24.5.18	請求	5条6号	現在の川口市立戸塚スポーツセンター指定管理者の公募時の申請書類一式(事業計画書、収支計画書及び目次)	1	H24.6.1	部分公開	7条2号 7条3号	法人の技術上のノウハウに関する情報及び個人が特定できる写真	
162	スポーツ課 教育委員会	27	H24.5.21	請求	5条6号	現指定管理者の選定時の事業計画書(収支計画書含む)、平成20、21、22、23年度の事業報告書	5	H24.6.15	部分公開	7条2号 7条3号	法人の技術上のノウハウに関する情報、民間法人の社員氏名、個人が特定できる写真及び法人の印影	
163	スポーツ課 教育委員会	42	H24.7.2	請求	5条6号	現指定管理者の選定時の事業計画書	1	H24.7.12	部分公開	7条2号 7条3号	法人の技術上のノウハウに関する情報及び個人が特定できる写真	
164	スポーツ課 教育委員会	84	H24.9.3	請求	5条6号	※通し番号147と同一内容			取下げ			請求者の申出による取下げ
165	スポーツ課 教育委員会	93	H24.9.24	請求	5条6号	平成24年度賠償責任保険証券(スポーツ施設)	1	H24.10.22	部分公開	7条3号	法人の印影	
166	スポーツ課 教育委員会	161	H25.1.7	請求	5条6号	平成25年度以降の戸塚スポーツセンター等指定管理者候補者及び第2位候補者の選定時の事業計画書(収支計画書含む)	2	H25.1.23	部分公開	7条2号 7条3号	民間法人の社員氏名、個人が特定できる写真、法人の技術上のノウハウに関する情報、法人の評価に関する情報	
167	スポーツ課 教育委員会	178	H25.2.4	請求	5条6号	平成25年度4月より更新となる指定管理者が提案した、「川口市立戸塚スポーツセンター・中庭球場・戸塚榎戸公園内運動場」の事業計画書及び収支計画書	1	H25.2.28	部分公開	7条2号 7条3号	民間法人の社員氏名、個人が特定できる写真、法人の技術上のノウハウに関する情報、法人の印影	

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
168	教育委員会 スポーツ課	192	H25.3.7	請求	5条6号	平成24年の「川口市立戸塚スポーツセンター・中台庭球場・戸塚榎戸公園内運動場」指定管理公募時に選定された団体が提出した事業計画書(収支計画書含む)	1	H25.4.9	部分公開	7条2号 7条3号	民間法人の社員名、個人が特定できる写真、法人の技術上のノウハウに関する情報、法人の印影	
169	教育委員会 学務課	4	H24.4.6	請求	5条1号	平成24年度市立学校・幼稚園校務員業務委託の委託契約書の表紙雛型	12	H24.4.27	公開			
170	教育委員会 学務課	5	H24.4.8	請求	5条6号	管理下市立学校における、校務員(用務員)職種における労働者派遣に関する入札状況がわかる文書一切及び学校別業者名、更に改正労働者派遣法にかかわりマージン率がわかる文書一切			取下げ			情報提供 で対応
171	教育委員会 学務課	18	H24.4.24	請求	5条1号	平成23年度苦情処理に関する決定通知書の起案文書一切			非公開	11条2号 (文書 不存在)		
172	教育委員会 学務課	22	H24.5.1	請求	5条6号	平成24年4月28日TBSラジオ番組における教職員係長が受けた取材内容および発言内容がわかる文書並びに同番組におけるカウンセラーの発言に関し教職員の相談件数(校種別)及び内容がわかる文書すべて			取下げ			情報提供 で対応
173	教育委員会 学務課	32	H24.5.28	請求	5条6号	ホームページ記載の平成24年度特別支援学級補助員の労働条件を示す文書一切。その他学務課管轄の県費教職員以外の職種(市費本採用者は除く)及びその労働条件がわかる文書一切			取下げ			情報提供 で対応
174	教育委員会 学務課	34	H24.5.31	請求	5条6号	平成24年5月9日定例教育委員会における教育長発言「県陽高校は定員割れの状況であるが、校長に聞いても原因はよくわからないということであった」という無責任な発言に対して中学校における進路指導教諭等の分析にかかる文書および新高校計画との関連がわかる文書一切			非公開	11条2号 (文書 不存在)		
175	教育委員会 学務課	35	H24.6.4	請求	5条6号	平成24年4月2日開催にかかる定例教育委員会における人事評価に関する学務課長発言「『B』評価については県民に誇れるレベルであることから」現行の埼玉県市町村学校職員の実施要綱では「B」評価は標準とは記載があるが「県民に誇れるレベル」という概念は今までは導入していないが、川口市教育委員会は独自の評価基準と思われるのでその文書すべて			取下げ			対象文書 不存在による 取下げ
176	教育委員会 学務課	37	H24.6.14	請求	5条1号	平成24年6月1日に開催された「平成24年度教職員人事評価制度研修会」についての復命書			取下げ			情報提供 で対応
177	教育委員会 学務課	38	H24.6.14	請求	5条1号	平成24年度6月1日に開催された「平成24年度教職員人事評価制度研修会」に配付された資料一式			取下げ			情報提供 で対応
178	教育委員会 学務課	47	H24.7.12	請求	5条6号	平成24年7月9日埼玉県教育委員会プレス発表教職員の処分処分4(川口市事例)における「事実を校長に報告しなかった」の文言を追記することにより処分加重する内申をした、基準、根拠がわかる文書			取下げ			情報提供 で対応
179	教育委員会 学務課	50	H24.7.15	請求	5条6号	川口市立小中学校において泊を伴う行事(修学旅行、大貫、水上を除く)を実施している学校(主催が学校でない場合も含む)名及び届出。更に変則勤務手当の支給の有無について			取下げ			情報提供 で対応

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
180	教育委員会 学務課	54	H24.7.20	請求	5条6号	教職員が所属校(勤務校)において教育活動に従事しても(校長の職務命令または懲罰、承認があっても)ボランティアであって職務ではない限界事例がわかる文書およびその根拠になる文書			取下げ			情報提供 で対応
181	教育委員会 学務課	56	H24.7.24	請求	5条6号	平成24年度夏季休業中における川口市立各小中学校における教職員勤務状況がわかる文書(個別ではない)すべて			取下げ			情報提供 で対応
182	教育委員会 学務課	58	H24.7.24	請求	5条6号	平成24年7月24日開催にかかる川口市立飯仲小学校コミュニティ・スクール学校運営審議会に構成員ではない川口市教育委員会事務局職員が参加できる理由および出張復命書並びに同会議に関する文書一切 さらに同制度が川口市内他校に設置ができない理由がわかる文書一切			取下げ			情報提供 で対応
183	教育委員会 学務課	59	H24.7.24	請求	5条6号	平成24年度同課における行事日程および出張計画がわかる文書一切			取下げ			情報提供 で対応
184	教育委員会 学務課	61	H24.7.26	請求	5条6号	井上学務課主幹の備忘ノートの写し 某学事係職員によれば学務課職員の行事予定、出張計画の管理を行っていると言質があった(平成24年度分)			取下げ			情報提供 で対応
185	教育委員会 学務課	68	H24.8.1	請求	5条1号	平成23年度「人事評価に関する苦情申出への対応状況調査」に関する文書一切(県教委依頼文、報告文書、添付資料等)	1	H24.9.5	部分公開	7条2号	評価結果に対する苦情申出書の申出者氏名、職名、学校名、同席者氏名、職名、学校名及び苦情申出調査報告書の申出者氏名、職名、学校名、同席者氏名、職名、学校名及び添付資料中の教諭の氏名	
186	教育委員会 学務課	69	H24.8.1	請求	5条1号	市教委が主催する「人事評価委員会(24年度)」で配布資料及び使用した資料(パワーポイント・演習用紙など)			取下げ			情報提供 で対応
187	教育委員会 学務課	71	H24.8.6	請求	5条6号	平成23年度人事評価において、主幹教諭及び栄養教諭の評価が他の業種に比べて著しく寛大化傾向にある理由について分析した文書全て			取下げ			情報提供 で対応
188	教育委員会 学務課	82	H24.8.27	請求	5条6号	平成24年5月1日 児童・生徒・職員数			取下げ			情報提供 で対応
189	教育委員会 学務課	83	H24.8.30	請求	5条6号	平成24年3月 埼玉県教育委員会「学校における負担軽減検討委員会」報告書 以後 学務課において対応見直しが行われたことがわかる文書一切			取下げ			情報提供 で対応
190	教育委員会 学務課	84	H24.9.3	請求	5条6号	※通し番号147と同一内容			取下げ			請求者の 申出による 取下げ
191	教育委員会 学務課	91	H24.9.24	請求	5条6号	川口市立青木中央小学校における主幹教諭並びに指導担当教諭の授業時間数がわかる文書及び同校が法律上、条例上、慣例法上根拠のない指導担当教諭という職名を使っている(学校便りに記している)根拠がわかる文書一切			取下げ			情報提供 で対応
192	教育委員会 学務課	93	H24.9.24	請求	5条6号	平成24年度団体総合保障制度費用保険証券、証券添付給与表(学童保育室保育)	1	H24.10.22	部分公開	7条3号	法人の印影	

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
193	教育委員会 学務課	102	H24.10.9	請求	5条6号	平成25年度再任用に関し、特に短時間再任用(常勤以外)は川口市においては任用が困難との複数の校長の発言の根拠とその背景が分かる文書(県教委はそうはいっていないが)			取下げ			情報提供 で対応
194	教育委員会 学務課	107	H24.10.12	請求	5条6号	平成23、24年度「新しい学校のシステムづくりプラン事業」及び「教育パブリシティ事業」の計画並びに事業内容が分かる文書			取下げ			情報提供 で対応
195	教育委員会 学務課	115	H24.10.22	請求	5条1号	①「人事評価にかかわる評価の保管と保存期間について」に関わる文書一切 ②各校の報告文書(①に関わる報告書)			取下げ			請求者の 申出による 取下げ
196	教育委員会 学務課	119	H24.10.29	請求	5条6号	平成24年度南部教育事務所長学校訪問における指摘及び指導事項がわかる文書一切			取下げ			情報提供 で対応
197	教育委員会 学務課	120	H24.11.1	請求	5条1号	平成24年度、市内小中学校の教頭の自己評価シート(中間申告にかかわる)			取下げ			情報提供 で対応
198	教育委員会 学務課	121	H24.11.1	請求	5条1号	①平成24年度主幹教諭及び教務主任の持ち時間数(市内の小・中学校)一覧。 ②平成24年度各小中学校の勤務時間及び休憩時間についての一覧			取下げ			情報提供 で対応
199	教育委員会 学務課	123	H24.11.1	請求	5条6号	川口市立公立学校の平成24年度周年行事にかかる補助金の額及びその収支報告書			取下げ			情報提供 で対応
200	教育委員会 学務課	127	H24.11.7	請求	5条6号	平成24年度南部教育事務所長訪問における教育事務所側(教育事務所長、副所長、主席)及び随行者(各校別)並びに市教育委員会側(学務課長、主幹等)及び随行者(各校別)氏名がわかる文書一切。更に各校別(教育事務所長、副所長、主席)、(学務課長、主幹等)及び学校長の話の内容がわかる文書一切			取下げ			情報提供 で対応
201	教育委員会 学務課	128	H24.11.9	請求	5条6号	平成24年度に行われた学務課長が出席した課長級会議において資料として学務課長に配布された文書すべて			取下げ			情報提供 で対応
202	教育委員会 学務課	135	H24.11.20	請求	5条6号	①平成〇〇年〇月〇〇日の事故にかかわる裁判関係書類全部 ②平成〇〇年〇月〇〇日さいたま地裁に提訴された、川口市教諭が訴えたバフハラの件の裁判関係書類全部 (1、2のうち、著作物を含む部分は除く)	14	H25.2.25	部分公開	7条2号 7条3号	原告及びその親族、被告及びその親族の氏名、郵便番号、住所及び勤務先会社名、学校教員の郵便番号及び住所、原告及びその親族からの損害賠償金額、弁護士 の印章、サイン	期間延長
203	教育委員会 学務課	139	H24.12.3	請求	5条6号	平成24年11月 埼玉県教育委員会小中学校人事課主催校長、教頭等管理職に関する人事評価の評価者にかかわる地教委の評価者研修において評価者である教育部長並びに学務課長だけでなく井上主幹が出席した理由。また当日の教育部長、学務課長の動静がわかる文書。更に上記の研修会についての復命書または復命内容がわかる文書一切			取下げ			情報提供 で対応
204	教育委員会 学務課	141	H24.12.5	請求	5条1号	県教委が主催した「平成24年度市町村教育委員会対象評価者研修会」の資料一切及び復命書			取下げ			情報提供 で対応

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
205	教育委員会 学務課	142	H24.12.5	請求	5条1号	平成24年度において〇〇〇〇(申請者)と松田学務課長及び同席者浅倉副主幹との話し合いでの報告書(記録)			取下げ			情報提供 で対応
206	教育委員会 学務課	160	H25.1.7	請求	5条6号	平成24年12月7日開催にかかる定例教育委員会における学務課長発言「試験内容については、受験者から報告をもらっている」「自分が校長・教頭だという認識を持って受験するよう受験者には事前に伝えてはいる」に関する文書一切			取下げ			情報提供 で対応
207	教育委員会 学務課	162	H25.1.9	請求	5条6号	川口市立並木小学校長が所持する平成24年度川口市立小学校長会資料及び川口市立十二月田中学校長が所持する平成24年度川口市立中学校長会研究協議会資料			取下げ			情報提供 で対応
208	教育委員会 学務課	165	H25.1.17	請求	5条1号	学童保育民営化に関する資料(平成24年度) ・民営化業者への説明資料 ・指名業者一覧			取下げ			情報提供 で対応
209	教育委員会 学務課	166	H25.1.17	請求	5条1号	学童保育民営化に関する決裁文書(平成24年度)			取下げ			情報提供 で対応
210	教育委員会 学務課	173	H25.1.30	請求	5条1号	平成24年度市内小中学校の管理職(教頭)の自己評価シート(最終申告)すべて			取下げ			情報提供 で対応
211	教育委員会 学務課	177	H25.2.4	請求	5条6号	川口市立本町小学校平成25年2月2日(土曜日)公開授業における課業日の振替有無(学校便りには表面上ないように見えます)及び、ない場合の振替なしの法的根拠文書 更には同校教職員の場合の近日の振替手段並びにその法的根拠が分かる文書			取下げ			情報提供 で対応
212	教育委員会 学務課	188	H25.2.25	請求	5条6号	平成25年2月7日定例川口市教育委員会における学務課長(2学期制から3学期制への変更について資料に基づき説明した。)に関する文書すべて、変更決定及び経過がわかるもの			取下げ			情報提供 で対応
213	教育委員会 学務課	191	H25.2.28	請求	5条1号	学童保育民営化(プロポーザル方式)審査に係る全文書			取下げ			情報提供 で対応
214	教育委員会 学務課	193	H25.3.12	請求	5条6号	平成24年度教職員人事評価において苦情申立てに関する文書すべて			取下げ			情報提供 で対応
215	教育委員会 学務課	194	H25.3.14	請求	5条1号	「ノーマル作業デーの取組報告書(市内の全校)」と集計一覧と、それに関わる文書一切			取下げ			情報提供 で対応
216	教育委員会 学務課	206	H25.3.25	請求	5条1号	①平成24年度校長及び教頭の自己評価シートの提出日についての通知文等一切 ②市内校長の達成状況面談(最終面談)の日程表(一覧表)及び通知文等一切 ③市内教頭の達成状況面談(最終面談)の日程表(一覧表)及び通知文等一切			取下げ			情報提供 で対応
217	教育委員会 学務課	207	H25.3.25	請求	5条1号	①平成24年度市内校長及び主幹の自己評価シート(最終シート)すべて ②平成24年度校長・教頭・主幹・教諭・栄養士等の各職の評価分布一覧			取下げ			情報提供 で対応

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
218	教育委員会 指導課	34	H24.5.31	請求	5条6号	平成24年5月9日定例教育委員会における教育長発言「県陽高校は定員割れの状況であるが、校長に聞いても原因はよくわからないということであった」という無責任な発言に対して中学校における進路指導教諭等の分析にかかる文書および新高校計画との関連がわかる文書一切			取下げ			請求者の申出による取下げ
219	教育委員会 指導課	39	H24.6.18	請求	5条6号	昨年度実施にかかる高等学校入試に関し、市立高校が入試において、受験生の得点(個人情報)を川口市立およびその他の市立中学にその情報を提供できる法的根拠を示す文書、ならびにこの点についての行政管理課との協議文書。更に受験生本人、法定代理人の同意文書の雛形文書(ちなみにさいたま市立高校においては同意文書を徴している)			取下げ			情報提供で対応
220	教育委員会 指導課	41	H24.7.2	請求	5条6号	平成24年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における学力検査得点の送付に係り、川口市立各中学校および各高等学校の上記の件に関する文書の4月末日以降廃棄案文書、確かに破棄したことを確認できる文書			取下げ			情報提供で対応
221	教育委員会 指導課	76	H24.8.9	請求	5条6号	平成24年7月26日開催にかかる教育委員会における指導課長の発言「7月12日にアンケート調査を行った。回答を取りまとめた結果を市教育委員会に報告することになっているので、アンケート結果に応じて学校に対して指導助言を行っていく。」に関する文書一切			取下げ			情報提供で対応
222	教育委員会 指導課	84	H24.9.3	請求	5条6号	※通し番号147と同一内容			取下げ			請求者の申出による取下げ
223	教育委員会 指導課	93	H24.9.24	請求	5条6号	平成23年9月1日から平成24年8月31日までに締結した損害保険契約の内、保険料が10万円以上に該当する保険証券の写し、又は当該保険契約の内容が分かる書類の写し	5	H24.10.22	部分公開	7条3号	法人の印影	
224	教育委員会 指導課	94	H24.9.26	請求	5条6号	川口市立高等学校の教育用図書採択に関する協議・採決が非公開で行われた理由がわかる文書。県立高等学校、特別支援学校の教育用図書採択の協議および採決は公開審議されている			取下げ			情報提供で対応
225	教育委員会 指導課	96	H24.10.1	請求	5条6号	平成〇〇年〇月 器物損壊罪及び傷害罪で逮捕された市内中学生2件の児童生徒事故報告書			取下げ			情報提供で対応
226	教育委員会 指導課	97	H24.10.1	請求	5条6号	平成24年度川口市教育委員会事務点検・外部評価報告書における施策 高等学校教育の充実に関し市立高等学校就職内定目標率95%に設定した理由が分かる文書一切。 埼玉労働局およびハローワーク川口は高卒内定率100%に設定して卒業後も就職支援をしているが、なぜ川口市立高校並び教育委員会と齟齬しているのでしょうか			取下げ			情報提供で対応
227	教育委員会 指導課	133	H24.11.19	請求	5条6号	平成〇〇年〇月〇日市内中学〇年生逮捕事案に関する文書一切 また何故市内中学生逮捕が続くのか、これは当該校問題なのか、そうではなく他の理由があるのか、教育委員会の分析、解決行動計画案に関する文書一切			取下げ			情報提供で対応

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
228	教育委員会 指導課	136	H24.11.26	請求	5条6号	平成24年文部科学省「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校との取組状況にかかる緊急調査」に関し教育委員会及び学校の回答文書すべて また全国状況に比しての教育委員会の分析情報がわかる文書一切			取下げ			情報提供 で対応
229	教育委員会 指導課	155	H24.12.17	請求	5条6号	平成24年11月20日開催にかかる川口市教育委員会における教育長発言「私見ではあるが、学力調査に対応するということだけ考えれば、ドリル的なものを集中的に行えば、一定の成果はあるのかもしれないが、その成果が一過性のものに過ぎないということもあると思う。視点を変え、児童生徒が考えるための多くの引き出しを持つことが出来る指導方法を検討していくことも重要なことのように思う。」の意味がわかる文書。権限も責任もある教育長が私見という法的意味がわからないので			取下げ			情報提供 で対応
230	教育委員会 指導課	156	H24.12.17	請求	5条6号	平成〇〇年〇〇月〇〇日川口市立中学校〇年生傷害逮捕事案における事故報告書。並びに逮捕事案が続くことに対する教育委員会及び教育長としての解決及び行動計画がわかる文書一切 更にこれまでの教育委員会及び教育長がとった行動がわかる文書一切			取下げ			情報提供 で対応
231	教育委員会 指導課	159	H24.12.25	請求	5条6号	特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置く埼玉県に則り、川口市立小中学校に「支援籍」を置く学校別、学年別人数がわかる文書一切			取下げ			情報提供 で対応
232	教育委員会 学校保健課	4	H24.4.6	請求	5条1号	・学校給食センター調理業務委託(学校保健課)の給食調理委託(前川、神根、新郷、南平学校給食センター) ・学校給食自校調理委託(学校保健課)の給食調理等委託(自校小、泉陽高校(定)、八幡木中・里中)、鳩ヶ谷市立学校給食調理業務委託(南、桜町、辻小学校、鳩ヶ谷中学校) ・学校給食パート委託(学校保健課)の給食配膳委託((補助員)(その1)、(補助員)(その2)、(臨時調理員)(その1)、(臨時配膳員)) ・学校給食配膳業務委託(学校保健課)の給食配膳委託(給食配膳委託(その1)、給食配膳委託(その2))	17	H24.4.27	部分公開	7条3号	法人の社印	
233	教育委員会 学校保健課	17	H24.4.23	請求	5条6号	ホームページによる給食調理員(パートタイマー)募集において、市内在住に限るとしていることは、職業安定法「公正な採用選考」に反すると思料するが、合法とする川口市教育委員会の論拠を示す文書及び同勤務条件においては労災並びに雇用保険加入義務が生じると思うが記載のない理由がわかる文書一切			取下げ			対象文書 不存在による 取下げ
234	教育委員会 学校保健課	24	H24.5.9	請求	5条6号	教育委員会ホームページにおける、給食調理員(パートタイマー)勤務条件において、実働時間5時間の採用に対して雇用保険に加入しない根拠がわかる文書すべて 因みに雇用保険法において年平均勤務時間数という概念はありません。			取下げ			対象文書 不存在による 取下げ
235	教育委員会 学校保健課	84	H24.9.3	請求	5条6号	※通し番号147と同一内容			取下げ			請求者の 申出による 取下げ
236	教育委員会 学校保健課	93	H24.9.24	請求	5条6号	「食品営業賠償共済」加入者証	1	H24.10.22	部分公開	7条3号	加入者証の法人印	

通し番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受付年月日	請求・申出の区分	請求者 (申出者)	対象文書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
237	教育委員会 学校保健課	131	H24.11.14	請求	5条1号	川口市学校給食委託業務のうち、25年度の鳩ヶ谷地区の委託に関する資料 ・業者への説明資料一式 ・業者一覧	2	H24.11.22	公開			
238	教育委員会 学校保健課	137	H24.11.30	請求	5条1号	川口市立学校給食調理業務委託仕様書 (平成25年度鳩ヶ谷地区及び平成24年度川口地区)	2	H24.12.10	公開			
239	教育委員会 学校保健課	180	H25.2.7	請求	5条1号	教育委員会議事録(第14回H24.8.2、H24.11.20等)に記載されている食物アレルギー・アナフィラキシー・エビベン等についての文書一切(学校への通知文、事故報告等)	7	H25.3.5	部分公開	7条2号	事故報告書に記載の生徒の学年、氏名及び保護者の氏名	
240	教育委員会 学校保健課	199	H25.3.18	請求	5条2号	平成24年度機械警備委託(前川・神根学校給食センター) 平成24年度機械警備委託(新郷・南平学校給食センター) 上記案件 見積記録書			取下げ			情報提供 で対応
241	監査委員 監査委員事務局	51	H24.7.17	請求	5条1号	2012年6月21日受付の住民監査請求の内、公文書公開請求人に係る内容の部分	3	H24.7.25	部分公開	7条2号	請求者の住所、職業、氏名、電話番号、印影、その他特定の個人を識別できるもの	
242	水道事業管理者 施設課	45	H24.7.6	請求	5条6号	案件名称 改良13号鳩ヶ谷地区排水管付設工事 案件場所 川口市南鳩ヶ谷1丁目地内 開札日 2012/06/06 この工事の設計書一式を金入りで、紙で希望	1	H24.8.1	部分公開	7条2号	氏名、水栓番号	
243	水道事業管理者 施設課	75	H24.8.8	請求	5条6号	平成24年度 拡張第11号神根地区配水管布設工事 平成24年度 拡張第19号新郷地区配水管布設工事 平成24年度 拡張第23号新郷地区配水管布設工事 平成24年度 拡張第24号神根地区配水管布設工事 以上4件の金入設計書の開示を希望 なお、図面については除く	4	H24.9.6	公開			
244	水道事業管理者 施設課	99	H24.10.2	請求	5条6号	平成24年度 拡張第41号青木地区配水管布設工事 平成24年度 拡張第44号神根地区配水管布設工事 平成24年度 拡張第48号芝地区配水管布設工事 以上3件の金入設計書の開示を希望 なお図面については除く	3	H24.10.29	公開			
245	病院事業管理者 医事課	124	H24.11.2	請求	5条6号	川口市立医療センターにおける平成24年度医事業務委託に関する契約書及び仕様書(契約の変更、追加等も含む)	1	H24.11.16	部分公開	7条3号	民間法人の印影、金融機関口座情報	
246	議会事務局 庶務課	25	H24.5.11	請求	5条1号	2012年4月23日に開催された議会改革推進委員会の会議録	1	H24.5.31	部分公開	7条5号	発言委員名及び発言委員名が特定できる事項	
247	議会事務局 庶務課	31	H24.5.28	請求	5条1号	平成23年度の川口市議会の政務調査に係わる収支および支出の報告書(川口市議会議員選挙での改選後) ※各議員・各会派の費目ごとに支出合計金額がわかるものであり、政務調査報告書(個表)・領収書は含みません。	1	H24.6.21	部分公開	7条2号 7条3号	個人の印影及び法人の印影	

通し 番号	実施機関 (所管課)	受付No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	対 象 文 書	文書 件数	公開 実施日	決定内容			備考
									決裁区分	理由	非公開部分の内容	
248	議会事務局 庶務課	33	H24.5.31	請 求	5条1号	2012年5月10日に開催された議 会改革推進委員会の会議録	1	H24.6.21	部分公開	7条5号	発言委員名及び発 言委員名が特定で きる事項	
249	議会事務局 庶務課	40	H24.6.21	請 求	5条1号	川口市議会が平成23年度に実施 した全ての行政視察の個別報告 書(常任委員会、議会運営委員 会、その他)	12	H24.7.13	部分公開	7条3号	法人の印影	
250	議会事務局 庶務課	62	H24.7.26	請 求	5条1号	2012年7月13日に開催された議 会改革推進委員会の会議録	1	H24.8.16	部分公開	7条5号	発言委員名及び発 言委員名が特定で きる事項	
251	議会事務局 庶務課	63	H24.7.26	請 求	5条1号	川口市議会が平成23年度に実施 した全ての行政視察に要した経費 (川議収第266号で情報公開され た12件が対象です。12件それぞ れの支出が分かる公文書)	1	H24.8.16	公開			
252	議会事務局 庶務課	134	H24.11.20	請 求	5条1号	2012年11月6日に開催された議 会改革推進委員会の会議録	1	H24.12.12	部分公開	7条5号	発言委員名及び発 言委員名が特定で きる事項	
253	議会事務局 庶務課	163	H25.1.11	請 求	5条1号	平成24年11月以降を対象とし て、政務調査費、または政務活動 費に関して川口市議会の本会議 を除いた川口市議会の本会議等(委 員会・全員協議会・議員研修等 を含む)で議題とされた際の会議録 と当該議論で使用された資料一式 (政務調査費、または政務活動 費)	5	H25.2.1	部分公開	7条5号	発言議員名及び発 言委員名	
254	議会事務局 庶務課	175	H25.2.4	請 求	5条1号	2013年1月17日に開催された議 会改革推進委員会の会議録	1	H25.2.25	部分公開	7条5号	発言委員名及び発 言委員名が特定で きる事項	
255	議会事務局 庶務課	189	H25.2.25	請 求	5条1号	2013年2月8日に開催された議 会改革推進委員会の会議録	1	H25.3.15	部分公開	7条5号	発言委員名及び発 言委員名が特定で きる事項	

表－４ 情報公開請求・申出者の内訳

区 分	件数
①市内に住所を有する者	62
②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	22
③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	2
④市内に存する学校に在学する者	0
⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	0
⑥公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの	123
合 計	209

(2)非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、情報公開条例第7条第2号の個人に関する情報と、第7条第3号の法人に関する情報に該当するとして非公開としたものが多くありました。(表－5)

表－５ 非公開又は部分公開の理由

区 分	件数
法令秘情報(第7条第1号)	0
個人に関する情報(第7条第2号)	368
法人等に関する情報(第7条第3号)	361
公共の安全と秩序の維持に関する情報(第7条第4号)	0
審議、検討、協議に関する情報(第7条第5号)	11
事務又は事業に関する情報(第7条第6号)	1
国等との協力関係に関する情報(第7条第7号)	0
合 計	741

※同一処分に複数の非公開理由が含まれている場合があります。
 その他に非公開決定した理由として、文書不存在によるものが2件ありました。

II 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度について

(1) 目的

市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障することにより、情報に関する個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会からなる市の全ての機関が対象となります。

(3) 個人情報の適正な取り扱いについて

実施機関が保有個人情報を取り扱う際のルールを、次のように定めています。

ア 収集の制限

ア) 個人情報の収集をするときは、個人情報取扱業務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

イ) 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として収集してはならない。

ウ) 個人情報を収集するときは、原則として本人から収集する。

イ 利用及び提供の制限

ア) 実施機関は、原則として保有個人情報を取り扱う業務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用又は外部への提供をしてはならない。

イ) 実施機関は、目的外利用又は外部提供をしたときは、個人情報保護条例第8条第2項の規定により、一定の事項を審議会に報告しなければならない。

ウ) 実施機関は、必要があると認めるときは、保有個人情報の外部提供先に対して、その使用について必要な制限を付し、又は適正な取り扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

ウ 電子計算組織の結合の制限

実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、原則として本市以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

エ 適正な維持管理

ア) 保有個人情報は正確かつ最新のものとする。

イ) 保有個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えい等の事故を防止する。

ウ) 保有する必要のなくなった保有個人情報は、確実かつ速やかに廃棄又は消去する。

エ) 保有個人情報の適正管理を図るため、各課に個人情報管理責任者を設置する。

オ) 個人情報取扱業務を委託するときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるようにする。

オ 個人情報取扱業務の登録

市が収集・利用する個人情報の所在、内容を明らかにするため、個人情報を取り扱う業務の登録を行い、その目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

(4) 自己に関する情報をコントロールする権利

実施機関の保有する公文書に記録された自己に関する保有個人情報については、誰でも次のような請求ができます。

ア 開示請求

自己に関する保有個人情報の閲覧、写しの交付の請求ができます。

イ 訂正請求

自己に関する保有個人情報に事実と異なる記載があるとき、訂正の請求ができます。

ウ 削除請求

実施機関が前記「(3) ア 収集の制限」に定める事項に反して自己の保有個人情報を収集した場合に、実施機関に対して、削除の請求ができます。

エ 中止請求

実施機関が前記「(3) イ 利用及び提供の制限」に定める事項に反して、自己の保有個人情報が目的外利用等されていると認めるときは、実施機関に対して、その中止の請求ができます。

(5) 保有個人情報の開示

実施機関は、開示請求があったときは、その保有個人情報に次に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、請求者に開示します。

※ 不開示情報

保有個人情報の中には、開示することにより、第三者又は公共の利益が侵害されたり、行政執行上著しい支障が生ずるおそれがあること等の理由から、不開示としなければならないものがあります。このような情報を不開示情報といい、次の7項目を定めています。

ア 法令秘情報

法令等で公開することができないとされている情報

イ 開示請求者以外に関する情報

開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益

を害するおそれがあるもの

ウ 審議、検討、協議に関する情報

審議、検討又は協議に関する検討過程の中で、開示することにより、適正な意思決定をする際の支障、市民の間の混乱及び特定の者への利益又は不利益を生じさせるおそれがあるもの

エ 事務又は事業に関する情報

事務又は事業に関する情報であって、開示すると、その事務事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

オ 国等との協力関係に関する情報

市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

カ 個人評価情報

個人の評価、判定等に関する情報であって、開示すると、その事務事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

キ 未成年者に関する情報

未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報

(6) 開示決定の期限

開示・非開示の決定は、公開請求があった日から起算して15日（市の休日を除く。）以内に行います。また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日（市の休日を除く。）以内に限り延長することがあります。

(7) 不服申立て

実施機関は、決定について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、学識経験者で構成する第三者機関である川口市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、不服申立てに対する決定をします。

(8) 罰則規定

実施機関等の個人情報の適正な取扱いの確保について、その実効性を高め、市に対する信頼を確保するため、職員、受注業務従事者等に対して、保有個人情報の漏洩等の不適正な取扱いがあった場合の罰則を定めています。

2 個人情報保護制度の運用状況

(1) 自己情報の開示等の請求件数と処理状況

平成24年度の個人情報保護条例に基づく請求は、57件で、その決定処理件数は68件でした。その決定内容としては、全部開示したものは32件、部分開示したものは23件、文書不存在による不開示が13件、取下げは4件でした(訂正等の請求はありませんでした)。

また対象処理件数を実施機関別で見ると、市長が46件、教育委員会が13件、病院事業管理者が9件となりました。(表-6)

なお、課別の受付状況は表-7、その請求内容においては表-8となっております。

表-6 実施機関別の自己情報開示請求の処理件数

単位:件数

実施機関	受付	取下げ	決定処理	決定内容		
				開示	部分開示	不開示 (文書不存在)
市長	45	3	46	24	12	10
教育委員会	9	1	13	5	6	2
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	3	0	9	3	5	1
議会	0	0	0	0	0	0
合計	57	4	68	32	23	13

表-7 課別の自己情報開示請求の開示等の処理状況

単位:件数

実施機関名		処理	開示	部分開示	不開示 (文書不存在)	取下げ
市長	秘書課	1	1	0	0	0
	税制課	1	0	0	1	0
	市民税課	1	1	0	0	0
	市民課	31	14	9	7	1
	芝支所	2	1	0	1	0
	神根支所	2	1	0	1	0
	生活福祉2課	3	3	0	0	0
	障害福祉課	2	1	1	0	0
	子育て支援課	1	0	1	0	0
	介護保険課	2	2	0	0	0
	街路事業課	1	0	1	0	0
	南消防署消防課	2	0	0	0	2
	小計	49	24	12	10	3
教育委員会	生涯学習課	1	1	0	0	0
	中央図書館	2	1	1	0	0
	科学館	1	1	0	0	0
	スポーツ課	1	1	0	0	0
	学務課	9	1	5	2	1
小計	14	5	6	2	1	
病院事業管理者	庶務課	3	1	1	1	0
	医事課	3	2	1	0	0
	医療情報課	3	0	3	0	0
小計	9	3	5	1	0	
合計	72	32	23	13	4	

※処理件数とは、平成24年度中に受付をし、各課が決定処理を行った件数です。

同一処分に複数の決定処理が含まれている場合があります。

表-8 自己情報開示請求内容一覧

※所管課順

通し NO.	受付 NO.	受付日	請求 区分	対象文書	実施機関 所管課	開示実施日	決定内容	不開示部分
1	57	H25.3.26	開示	請求者本人より送付された市長への手紙に関する市の業務処理状況・結果等が明記された資料一式	市長 秘書課	H25.4.19	開示	
2	39	H24.10.29	開示	請求者本人に係る市民税・県民税課税証明書	市長 税制課		不開示 (不存在)	
3	10	H24.5.21	開示	請求者本人に係る給与支払報告書	市長 市民税課	H24.5.25	開示	
4	2	H24.4.18	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書	市長 市民課		不開示 (不存在)	
5	3	H24.4.25	開示	請求者本人に係る住民票交付申請書	市長 市民課	H24.6.18	開示	
6	5	H24.5.7	開示	請求者本人に係る戸籍謄本・抄本・戸籍附票の写し交付請求書	市長 市民課	H24.5.15	部分開示	開示請求者以外に関する情報
7	9	H24.5.17	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書	市長 市民課		取下げ	請求者からの申出による取下げ
8	11	H24.5.21	開示	請求者本人に係る住民票交付申請書	市長 市民課	H24.5.31	部分開示	開示請求者以外に関する情報
9	15	H24.6.4	開示	請求者本人に係る自動車臨時運行許可申請書並びに自動車臨時運行許可証	市長 市民課	H24.6.11	開示	
10	16	H24.6.7	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票の写し等交付請求書	市長 市民課		不開示 (不存在)	
11	17	H24.6.11	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書	市長 市民課		不開示 (不存在)	
12	18	H24.6.13	開示	自動車臨時運行許可証	市長 市民課	H24.6.15	開示	
13	23	H24.7.30	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書	市長 市民課		不開示 (不存在)	
14	24	H24.7.31	開示	請求者本人に係る住民票交付申請書	市長 市民課	H24.8.27	開示	
15	25	H24.7.31	開示	請求者本人に係る外国人登録原票記載事項証明書交付申請書	市長 市民課	H24.8.27	部分開示	開示請求者以外に関する情報

通し NO.	受付 NO.	受付日	請求 区分	対象文書	実施機関 所管課	開示実施日	決定内容	不開示部分
16	26	H24.8.7	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書	市長 市民課	H24.8.20	開示	
17	27	H24.8.16	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書	市長 市民課	H24.8.22	開示	
18	28	H24.8.20	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書	市長 市民課	H24.8.23	開示	
19	29	H24.9.4	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書	市長 市民課	H24.9.21	開示	
20	31	H24.9.26	開示	請求者本人に係る住民異動届	市長 市民課	H24.10.17	部分開示	開示請求者以外に関する情報
21	34	H24.10.5	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書	市長 市民課	H24.11.14	開示	
22	35	H24.10.11	開示	請求者本人に係る住民票交付申請書、戸籍証明等交付申請書	市長 市民課	H24.10.24	部分開示	一部文書不存在
23	40	H24.10.30	開示	請求者本人に係る住民票交付申請書	市長 市民課	H24.11.20	部分開示	開示請求者以外に関する情報
24	41	H24.10.30	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書及び戸籍証明書等交付申請書	市長 市民課	H24.11.14	開示	
25	42	H24.11.16	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書	市長 市民課	H24.11.22	開示	
26	44	H24.11.22	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書	市長 市民課	H24.12.11	開示	
27	45	H24.12.6	開示	請求者本人に係る戸籍証明等交付申請書	市長 市民課		不開示 (不存在)	
28	46	H25.1.7	開示	請求者本人に係る住民票及び戸籍証明等交付請求書	市長 市民課	H25.1.16	部分開示	請求内容に文書不存在を含む
29	47	H25.1.16	開示	請求者本人に係る住民票の写し等交付請求書	市長 市民課	H25.1.25	部分開示	開示請求者以外に関する情報
30	50	H25.1.28	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書	市長 市民課		不開示 (不存在)	

通し NO.	受付 NO.	受付日	請求 区分	対象文書	実施機関 所管課	開示実施日	決定内容	不開示部分
31	51	H25.2.14	開示	請求者本人に係る住民票の写し等 交付請求書及び印鑑登録証明書 交付申請書並びに戸籍証明等交 付請求書	市長 市民課	H25.2.28	部分開示	請求内容に 文書不存在 を含む
32	52	H25.3.5	開示	請求者本人に係る住民票交付請 求書	市長 市民課	H25.3.25	開示	
33	54	H25.3.18	開示	請求者本人に係る印鑑登録証明 書交付申請書	市長 市民課	H25.3.26	開示	
34	56	H25.3.26	開示	請求者本人に係る住民票交付請 求書	市長 市民課		不開示 (不存在)	
35	32	H24.9.26	開示	請求者本人に係る市民税・県民税 課税証明書	市長 芝支所	H24.10.18	開示	
36	39	H24.10.29	開示	請求者本人に係る市民税・県民税 課税証明書	市長 芝支所		不開示 (不存在)	
37	32	H24.9.26	開示	請求者本人に係る市民税・県民税 課税証明書	市長 神根支所	H24.10.18	開示	
38	39	H24.10.29	開示	請求者本人に係る市民税・県民税 課税証明書	市長 神根支所		不開示 (不存在)	
39	6	H24.5.8	開示	生活保護の調査・訪問記録	市長 生活福祉2課	H24.5.21	開示	
40	7	H24.5.10	開示	請求者本人に係る診療報酬明細 書	市長 生活福祉2課	H24.5.21	開示	
41	8	H24.5.10	開示	請求者本人に係る診療報酬明細 書	市長 生活福祉2課	H24.5.21	開示	
42	4	H24.4.27	開示	更生相談所判定結果	市長 障害福祉課	H24.5.15	開示	
43	48	H25.1.23	開示	請求者本人に係る指導台帳及び 住居生活支援台帳	市長 障害福祉課	H25.2.21	部分開示	法令で定め る開示でき ない情報、 開示請求者 以外に關す る情報、他 機関との關 係に影響の ある情報、 相談に關す る情報で事 務事業に影 響のある情 報

通し NO.	受付 NO.	受付日	請求 区分	対象文書	実施機関 所管課	開示実施日	決定内容	不開示部分
44	33	H24.9.28	開示	子育て支援課家庭児童相談室相談記録	市長 子育て支援課	H24.10.19	部分開示	相談に関する情報で事務事業に影響のある情報
45	1	H24.4.5	開示	介護認定調査票	市長 介護保険課	H24.4.17	開示	
46	55	H25.3.19	開示	請求者本人に係る介護認定調査票	市長 介護保険課	H25.3.29	開示	
47	57	H25.3.26	開示	請求者本人より送付された市長への手紙に関する市の業務処理状況・結果等が明記された資料一式	市長 街路事業課	H25.4.19	部分開示	事業の適正な遂行に支障を来すおそれがある情報
48	19	H24.6.15	開示	救急搬送時車内観察、本人応答、ドクターへ引継関係等	市長 南消防署消防課		取下げ	請求者からの申出による取下げ
49	30	H24.9.4	開示	請求者本人に係る救急活動記録票	市長 南消防署消防課		取下げ	情報提供で対応
50	49	H25.1.23	開示	教育委員会における自己情報	教育委員会 生涯学習課	H25.2.21	開示	
51	37	H24.10.19	開示	図書館利用者登録記録	教育委員会 中央図書館	H24.11.20	部分開示	一部文書不存在
52	49	H25.1.23	開示	教育委員会における自己情報	教育委員会 中央図書館	H25.2.21	開示	
53	49	H25.1.23	開示	教育委員会における自己情報	教育委員会 科学館	H25.2.21	開示	
54	49	H25.1.23	開示	教育委員会における自己情報	教育委員会 スポーツ課	H25.2.21	開示	
55	20	H24.7.3	開示	〇〇小学校における自己情報	教育委員会 学務課		不開示 (不存在)	
56	21	H24.7.3	開示	〇〇小学校における自己情報	教育委員会 学務課		不開示 (不存在)	
57	22	H24.7.3	開示	〇〇小学校における自己情報	教育委員会 学務課	H24.10.25	部分開示	他機関との関係に影響のある情報、一部文書不存在

通し NO.	受付 NO.	受付日	請求 区分	対象文書	実施機関 所管課	開示実施日	決定内容	不開示部分
58	36	H24.10.19	開示	学齢簿等	教育委員会 学務課	H24.11.20	部分開示	他機関との 関係に影響 のある情 報、一部文 書不存在
59	37	H24.10.19	開示	学齢簿等	教育委員会 学務課	H24.11.20	部分開示	開示請求者 以外に関す る情報、他 機関との関 係に影響の ある情報、 一部文書不 存在
60	38	H24.10.19	開示	保有個人情報開示請求書等	教育委員会 学務課	H24.11.20	開示	
61	43	H24.11.16	開示	請求者本人と学務課職員との話し 合いの記録	教育委員会 学務課		取下げ	情報提供で 対応
62	49	H25.1.23	開示	教育委員会における自己情報	教育委員会 学務課	H25.2.21	部分開示	開示請求者 以外に関す る情報、他 機関との関 係に影響の ある情報、 一部文書不 存在
63	53	H25.3.15	開示	〇〇小学校における自己情報	教育委員会 学務課	H25.4.26	部分開示	他機関との 関係に影響 のある情 報、一部文 書不存在
64	12	H24.5.30	開示	医療センターにおける診療録以外 の自己情報	病院事業管理者 庶務課	H24.7.26	部分開示	開示請求者 以外に関す る情報
65	13	H24.5.30	開示	医療センターにおける診療録以外 の自己情報	病院事業管理者 庶務課	H24.7.26	開示	
66	14	H24.5.30	開示	医療センターにおける診療録以外 の自己情報	病院事業管理者 庶務課		不開示 (不存在)	
67	12	H24.5.30	開示	医療センターにおける診療録以外 の自己情報	病院事業管理者 医事課	H24.7.26	部分開示	開示請求者 以外に関す る情報
68	13	H24.5.30	開示	医療センターにおける診療録以外 の自己情報	病院事業管理者 医事課	H24.7.26	開示	
69	14	H24.5.30	開示	医療センターにおける診療録以外 の自己情報	病院事業管理者 医事課	H24.7.26	開示	

通し NO.	受付 NO.	受付日	請求 区分	対象文書	実施機関 所管課	開示実施日	決定内容	不開示部分
70	12	H24.5.30	開示	医療センターにおける診療録以外の自己情報	病院事業管理者 医療情報課	H24.7.26	部分開示	開示請求者以外に関する情報
71	13	H24.5.30	開示	医療センターにおける診療録以外の自己情報	病院事業管理者 医療情報課	H24.7.26	部分開示	開示請求者以外に関する情報
72	14	H24.5.30	開示	医療センターにおける診療録以外の自己情報	病院事業管理者 医療情報課	H24.7.26	部分開示	法令で定める開示できない情報

(2)不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、個人情報保護条例第16条第2号の開示請求者以外に関する情報に該当するとして不開示としたものが多くありました。(表-9)

表-9 不開示又は部分開示の理由

区 分	件数
法令秘情報(第16条第1号)	2
開示請求者以外に関する情報(第16条第2号)	13
審議、検討、協議に関する情報(第16条第3号)	0
事務又は事業に関する情報(第16条第4号)	1
国等との協力関係に関する情報(第16条第5号)	6
評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報(第16条第6号)	2
未成年者に関する情報(第16条第7号)	0
合 計	24

※同一処分に複数の不開示理由が含まれている場合があります。

その他に不開示決定等した理由として、文書不存在によるものが22件あり、このうち9件は一部文書不存在として部分開示しており、残りの13件は文書不存在として不開示としております。

(3) 個人情報取扱業務の登録状況

個人情報保護条例第7条の規定により、実施機関が個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは、その業務の名称、収集目的、対象者の範囲等について情報公開・個人情報保護運営審議会に報告しなければなりません。業務の内容を変更、廃止しようとするときも同様です。

平成24年度の個人情報取扱業務の新規登録は9件、修正が130件、廃止が2件でした。なお、実施機関別の登録件数は表-10のとおりです。

また、個人情報取扱業務のうち、新規登録の内容は表-11、修正の内容は表-12、廃止の内容は表-13のとおりです。

なお、平成24年度中に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の改正で、従来外国人登録とされていた外国人においても、住民基本台帳で登録されることとなったことから、その改正に伴う修正された業務(61件)を、通常の修正(表-12の(1))とは別に、表-12の「(2)住民基本台帳法の一部改正に伴うもの」としております。

これらを取りまとめました報告書を「個人情報取扱業務登録簿」として、市政情報コーナーで、自由に閲覧できるようになっています。

表-10 実施機関別個人情報取扱業務登録

実施機関	平成24年度中登録件数			平成24年度末登録件数
	開始	変更	廃止	
市長	7	98	2	963
教育委員会	1	31	0	164
選挙管理委員会	1	0	0	16
公平委員会	0	0	0	2
監査委員	0	0	0	1
農業委員会	0	0	0	12
固定資産評価審査委員会	0	0	0	1
水道事業管理者	0	0	0	33
病院事業管理者	0	0	0	37
議会	0	0	0	6
全庁共通	0	1	0	8
合計	9	130	2	1,243

※開始の件数は、平成24年度中に新たに個人情報取扱業務が開始された件数を表します。

※変更の件数は、平成24年度中に個人情報取扱業務の内容が変更された場合のほか、組織改正等による業務の移管も含まれます。

※廃止の件数は、平成24年度中に個人情報取扱業務に登録されていた業務が廃止された件数を表します。

表-11 個人情報取扱業務 新規登録について

※業務開始年月日順

No.	担当課	業務の名称	個人情報の収集の目的	記録の対象者	業務開始年月日	収集の方法
1	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	判断能力が不十分な高齢者の後見・保佐・補助の開始等の審判請求を行う場合で、申立てを行う親族に代わり、市長が申し立てを行うため。	65歳以上の高齢者で、身寄り(2親等内)がなく、判断能力の不十分な認知症高齢者等及びその親族	平成24年4月1日	本人 本人以外
2	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	高齢者からの総合相談や権利擁護のため。	①被虐待高齢者及びその親族等養護者、関係者 ②相談のあった高齢者全般	平成24年4月1日	本人以外
3	歴史自然公園・火葬施設整備室	火葬施設整備事業	土地の取得を行うことから契約者となる相手方を特定するため。	(仮称)川口市火葬施設に係る土地・建物の所有者及び権利者	平成24年4月1日	本人以外
4	歴史自然公園・火葬施設整備室	歴史自然公園整備事業	土地の取得を行うことから契約者となる相手方を特定するため。	(仮称)赤山歴史自然公園に係る土地・建物の所有者及び権利者	平成24年4月1日	本人以外
5	都市交通対策室	避難者支援業務	東日本大震災に係る避難者アンケート調査結果への対応として、コミュニティバス運賃の割引を進めており、実際に国際興業(株)のバス運転手が車内で瞬時に避難者であることを判断するための証明書(難者個人名を明記)を作成・配布するため。	避難者情報システム該当者(未就学児は除く)	平成24年7月3日	目的外
6	選挙管理委員会	高校生選挙事務体験事業	将来の有権者である高校生に、選挙への関心を深めることを目的とした「選挙事務体験」を実施するため。	市立高等学校生徒及び親権者	平成24年9月4日	本人
7	防犯対策室	暴力団に関する相談・問合せ業務	川口市暴力団排除条例に基づき、暴力団、暴力団員、暴力団員等に関する相談・問合せに対する指導及び助言を行うため。	暴力団に関する通報者、暴力団と暴力団員及び暴力団関係者	平成24年10月1日	本人 本人以外

No.	担当課	業務の名称	個人情報の収集の目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
8	建築審査課	低炭素建築物新築等計画認定業務	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、その建物が法律に適合しているかどうかを審査するため。	建築主	平成24年12月4日	本人 本人以外
9	川口市立中学校	進路指導業務	従前、「生徒指導業務」の一環として収集していた学力検査の得点を進路指導業務として収集することで生徒への情報提供及び校内進路指導に活用していくため。	生徒及び保護者	平成25年3月1日	本人 本人以外

※収集の方法欄の「本人収集」とは、その本人のみを言い、その本人から直接個人情報を収集する場合です。

※収集の方法欄の「本人以外」とは、本人以外から個人情報を収集する場合で、本人の同意がある場合や法令等で定められている場合等があげられます。

※収集の方法欄の「目的外利用」とは、上記の「本人以外」のうち、同じ実施機関の別の業務で収集した個人情報を利用する場合です。

表-12 個人情報取扱業務 修正について

(1)住民基本台帳法の一部改正に伴わないもの

※修正年月日順

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
1	全庁共通	附属機関等の会議公開に関する業務	川口市市民参加条例施行に伴い、「川口市審議会等の会議公開に関する要綱」を「川口市附属機関等の会議公開に関する要綱」に名称を変更したため。	業務の名称、対象者の範囲及び個人情報記録の名称中「審議会等」を「附属機関等」に修正する。	平成24年4月1日
2	生活福祉1課・2課	被保護者全国一斉調査及び医療扶助実態調査業務	生活福祉課から生活福祉1課及び2課に組織改正されたため。	担当課名等の修正	平成24年4月1日
3	生活福祉1課・2課	行旅死亡人等取扱業務	生活福祉課から生活福祉1課及び2課に組織改正されたため。	担当課名等の修正	平成24年4月1日
4	生活福祉1課・2課	生活保護業務	生活福祉課から生活福祉1課及び2課に組織改正されたため。	担当課名等の修正	平成24年4月1日
5	長寿支援課	緊急通報装置の貸与事務	業務系パソコン(福祉総合システム)導入に伴い、他の法令等による給付状況を確認し、緊急通報装置の貸与事務を適正に行うため。	収集の方法に「目的外」を追加する。 収集・記録される個人情報の項目に「給付状況」を追加する。	平成24年4月1日
6	長寿支援課	川口市高齢者入居保証支援業務	川口市高齢者住宅確保支援制度実施要綱中「入居保証支援制度」を残し、「住宅保証事業(住宅確保)」についてのみ平成24年3月31日をもって廃止し、「川口市高齢者入居保証支援事業実施要綱」として平成24年4月1日から施行となったため。	業務の名称を「川口市高齢者住宅確保支援業務」から「川口市高齢者入居保証支援業務」に修正。 対象者の範囲を「身寄り等がなく保証人が得られない市内在住の高齢者」から「身元保証人を確保することが困難である等の理由により住宅に困窮している市内在住の高齢者」に修正。 収集の目的を「①高齢者世帯が転居する場合に、転居先の賃貸借契約で市が3ヶ月分の滞納家賃を保証する保証人になるため②市が協定を結ぶ家賃保証会社と契約した際の保証料を制度利用者に助成するため」に修正。 収集・記録される個人情報の項目中「本籍・国籍」「婚姻歴」を削除。「住民となった年月日」「家賃」を追加。 個人情報記録の名称中「川口市高齢者住宅保証適用申請書」「川口市高齢者住宅保証申請書」「住宅総合保険料補助金交付申請書」「住宅総合保険料補助金交付請求書」を削除。「住民票の写し」「非課税証明書」「賃貸借契約書の写し」「家賃等債務負担保証制度保証料領収書の写し」を追加。	平成24年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
7	障害福祉課	知的障害者施設入所等措置業務	長寿支援課において、総合相談・権利擁護業務及び成年後見制度利用支援業務を行うにあたり、適切な支援を行うために上記業務の確認が必要なため。	目的外利用を「無」から「有」へ変更する。	平成24年4月1日
8	障害福祉課	日常生活用具給付業務	他の法令等による給付状況を確認し、日常生活用具の給付を適正に行うため。	目的外利用を「無」から「有」へ変更する。	平成24年4月1日
9	障害福祉課	心身障害者扶養共済業務	長寿支援課において、総合相談・権利擁護業務及び成年後見制度利用支援業務を行うにあたり、適切な支援を行うために上記業務の確認が必要なため。	目的外利用を「無」から「有」へ変更する。	平成24年4月1日
10	経済総務課	商工行政審議会関係業務	組織改正により商工課から経済総務課に課名が変更となったため。	担当課及び個人情報保護管理責任者名の変更	平成24年4月1日
11	経済総務課	商工勤労ニュース発行業務	組織改正により商工課から経済総務課に課名が変更となったため。	担当課及び個人情報保護管理責任者名の変更	平成24年4月1日
12	経済総務課	不良品登録業務(ゆずります・ゆずってください)	組織改正により商工課から経済総務課に課名が変更となったため。	担当課及び個人情報保護管理責任者名の変更	平成24年4月1日
13	経済総務課	融資業務	組織改正により商工課から経済総務課に課名が変更となったため。	担当課及び個人情報保護管理責任者名の変更	平成24年4月1日
14	経済総務課	診断・相談業務	組織改正により商工課から経済総務課に課名が変更となったため。	担当課及び個人情報保護管理責任者名の変更	平成24年4月1日
15	経済総務課	法律に基づき委任された認定業務	組織改正により商工課から経済総務課に課名が変更となったため。	担当課及び個人情報保護管理責任者名の変更	平成24年4月1日
16	経済総務課	埼玉県表彰業務	組織改正により商工課から経済総務課に課名が変更となったため。	担当課及び個人情報保護管理責任者名の変更	平成24年4月1日
17	経済総務課	消費者啓発事業(講演会、講座、セミナー)	組織改正により商工課から経済総務課に課名が変更となったため。	担当課及び個人情報保護管理責任者名の変更	平成24年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
18	産業振興課	「川口市宅地開発等に関する協議基準要綱」に基づく行政指導業務	組織改正に伴い産業政策室から産業振興課に課名が変更となったため。	担当課及び個人情報保護管理責任者名の変更	平成24年4月1日
19	産業振興課	小学生CG体験教室業務	組織改正に伴い産業政策室から産業振興課に課名が変更となったため。	担当課及び個人情報保護管理責任者名の変更	平成24年4月1日
20	産業振興課	SKIPシティ国際Dシネマフェスティバルを応援する市民の会関係業務	組織改正に伴い産業政策室から産業振興課に課名が変更となったため。	担当課及び個人情報保護管理責任者名の変更	平成24年4月1日
21	産業振興課	SKIPシティB街区用地暫定駐車場貸出し業務	組織改正に伴い産業政策室から産業振興課に課名が変更となったため。	担当課及び個人情報保護管理責任者名の変更	平成24年4月1日
22	産業振興課	産学官連携事業業務	組織改正に伴い商工課の業務を産業振興課で行うこととなったため。	担当課及び個人情報保護管理責任者名の変更	平成24年4月1日
23	産業振興課	産業振興関係講座等開催事業業務	組織改正に伴い商工課の業務を産業振興課で行うこととなったため。	担当課及び個人情報保護管理責任者名の変更	平成24年4月1日
24	産業振興課	レンタサイクル事業	組織改正に伴い商工課の業務を産業振興課で行うこととなったため。	担当課及び個人情報保護管理責任者名の変更	平成24年4月1日
25	住宅課	川口市住宅改修資金助成業務	当該助成金の申込資格の要件の、固定資産税を滞納していない者であることを確認するため、納税状況を目的外利用するもの。また要綱に合わせ、修正を加えるもの。	・「収集の目的」内の、「市県民税」を削除 ・「収集の方法」内の、「本人以外」と「本人同意」と「目的外」を追加 ・「収集・記録される個人情報の項目」の「財産・経済」内の「課税状況」を削除し、「納税状況」を追加	平成24年4月1日
26	警防課	災害通報に基づく通信指令業務	指令課新設に伴い、警防課から業務移管のため。	指令課に業務を移管することに伴い、担当課、個人情報保護管理責任者を変更するもの。	平成24年4月1日
27	指令課	災害通報に基づく通信指令業務	指令課新設に伴い、警防課から業務移管のため。	担当課の変更。	平成24年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
28	生涯学習課	社会教育団体等 助成業務	組織改正に伴い、課名が 変更されたため。	担当課名の変更	平成24年4月1日
29	生涯学習課	公民館地区文化 祭実行委員会助 成業務	組織改正に伴い、課名が 変更されたため。	担当課名の変更	平成24年4月1日
30	生涯学習課	埋蔵文化財包蔵 地に関する業務	組織改正に伴い、登録業 務を所管する担当課が文 化財課へ変更になったた め。	担当課名の変更	平成24年4月1日
31	生涯学習課	社会教育関係団 体に関する業務	組織改正に伴い、課名が 変更されたため。	担当課名の変更	平成24年4月1日
32	生涯学習課	社会同和教育事 業に関する業務	組織改正に伴い、課名が 変更されたため。	担当課名の変更	平成24年4月1日
33	生涯学習課	市民大学事業に 関する業務	組織改正に伴い、課名が 変更されたため。	担当課名の変更	平成24年4月1日
34	生涯学習課	はたちの集い事 業に関する業務	組織改正に伴い、課名が 変更されたため。	担当課名の変更	平成24年4月1日
35	生涯学習課	社会教育委員会 議に関する業務	組織改正に伴い、課名が 変更されたため。	担当課名の変更	平成24年4月1日
36	生涯学習課	川口市人材バン ク“魅学”に関す る業務	組織改正に伴い、課名が 変更されたため。	担当課名の変更	平成24年4月1日
37	生涯学習課	文化財保護審議 会に関する業務	組織改正に伴い、登録業 務を所管する担当課が文 化財課へ変更になったた め。	担当課名の変更	平成24年4月1日
38	生涯学習課	施設予約システ ム利用者登録業 務	組織改正に伴い、課名が 変更されたため。	担当課名の変更	平成24年4月1日
39	生涯学習課	史資料の収集・ 整理・保存業務	組織改正に伴い、登録業 務を所管する担当課が文 化財課へ変更になったた め。	担当課名の変更	平成24年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
40	文化財課	埋蔵文化財包蔵地に関する業務	組織改正により文化財課となったため	担当課を社会教育課から文化財課とするもの	平成24年4月1日
41	文化財課	文化財保護審議会に関する業務	組織改正により文化財課となったため	担当課を社会教育課から文化財課とするもの	平成24年4月1日
42	文化財課	史資料の収集・整理・保存業務	組織改正により文化財課となったため	担当課を社会教育課から文化財課とするもの	平成24年4月1日
43	スポーツ課	スポーツレクリエーション傷害見舞金業務	平成24年度組織改正に伴い、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に名称を変更したため。	担当課の名称、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に修正する。	平成24年4月1日
44	スポーツ課	社会体育奨励交付金業務	平成24年度組織改正に伴い、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に名称を変更したため。	担当課の名称、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に修正する。	平成24年4月1日
45	スポーツ課	県代表選手派遣交付金業務	平成24年度組織改正に伴い、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に名称を変更したため。	担当課の名称、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に修正する。	平成24年4月1日
46	スポーツ課	川口市スポーツ推進委員協議会委員業務	平成24年度組織改正に伴い、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に名称を変更したため。 川口市体育指導委員に関する規則の一部を改正したため。	担当課の名称、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に修正する。 業務の名称、収集の目的及び個人情報記録の名称の中の、「体育指導」を「スポーツ推進」に修正する。	平成24年4月1日
47	スポーツ課	スポーツ推進審議会関係業務	平成24年度組織改正に伴い、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に名称を変更したため。 川口市体育指導委員に関する規則の一部を改正したため。	担当課の名称、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に修正する。 業務の名称、収集の目的及び個人情報記録の名称の中の、「振興」を「推進」に修正する。	平成24年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
48	スポーツ課	川口市レクリエーション協会業務	平成24年度組織改正に伴い、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に名称を変更したため。 川口市スポーツ振興審議会条例の一部を改正したため。	担当課の名称、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に修正する。	平成24年4月1日
49	スポーツ課	川口市スポーツ推進委員協議会関係業務	平成24年度組織改正に伴い、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に名称を変更したため。 川口市体育指導委員に関する規則の一部を改正したため。	担当課の名称、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に修正する。 業務の名称、収集の目的及び個人情報記録の名称の中の、「体育指導」を「スポーツ推進」に修正する。	平成24年4月1日
50	スポーツ課	川口市スポーツ少年団関係業務	平成24年度組織改正に伴い、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に名称を変更したため。	担当課の名称、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に修正する。	平成24年4月1日
51	スポーツ課	川口市学校体育協会関係業務	平成24年度組織改正に伴い、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に名称を変更したため。	担当課の名称、「教育総務部 体育課」を「生涯学習部 スポーツ課」に修正する。	平成24年4月1日
52	介護保険課	要介護(支援)認定業務	東日本大震災における原子力発電者の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(原発避難者特例法)に基づき要介護認定等の事務を行うため。	①収集方法の項目に「原発避難者特例法」を加える。 ②収集・記録される個人情報の項目に「避難元住所」及び「避難先住所」を加える。	平成24年4月13日
53	市民課	被仮放免者関係業務	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行に伴い、従前の「外国人登録関係業務」にて取り扱っていた情報を住民基本台帳関係業務に移行したが、移行対象外の情報もあり、引き続きその情報を取扱うため、業務名の見直し、各課への目的外利用・外部提供の廃止等必要な事項を修正するもの。	・業務名称の修正等 ・目的外利用、外部提供を無とする。 ・各課の目的外利用報告書、外部提供報告書の廃止	平成24年7月9日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
54	市民課	被仮放免者関係業務	子育て支援課の児童扶養手当業務・ひとり親家庭等医療費支給業務の各業務において手当等の受給資格確認のため、当業務(仮放免者関係業務)の情報の利用を求められたことから、目的外利用を開始するよう修正するもの。	・目的外利用欄を「有」と修正するもの。	平成24年7月9日
55	子育て支援課	児童扶養手当業務	児童扶養手当の適正な支給のため、対象者が要件を満たしているか確認するため、市民課より目的外利用を行うもの。	・収集・記録される個人情報の項目の基本的事項欄に「仮放免した日、失効日、執行理由」を追加するもの。 ・市民課より「被仮放免者関係業務」を目的外利用する。	平成24年7月9日
56	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費支給業務	児童扶養手当の適正な支給のため、対象者が要件を満たしているか確認するため、市民課より目的外利用を行うもの。	・収集・記録される個人情報の項目の基本的事項欄に「仮放免した日、失効日、執行理由」を追加するもの。 ・市民課より「被仮放免者関係業務」を目的外利用する。	平成24年7月9日
57	情報政策課	情報化基本計画のための市民アンケート業務	業務の名称、対象者の範囲、収集の目的及び収集・記録される個人情報の項目が、前回実施時(平成17年7月)に限定した内容となっているため、今後業務を実施する際の内容に合わせて記載を改めるもの。	業務の名称の修正 対象者の範囲の修正 収集の目的の修正 収集・記録される個人情報の項目の追加	平成24年7月25日
58	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	家庭裁判所への提出書類の中で、市税の未納状況を記載しなければならない事案が発生したため。	別紙様式1号(1)「収集・記録される個人情報の項目」の中の「財産・経済」で「市税納付状況」を加える。	平成24年8月8日
59	青少年対策室	青少年保護育成本部事業関係業務	現在実施している「七つの祝い」及び「親と子の音楽会」の対象者に、新たに「被災者」においても対象者に加えるため、その対象者の把握及び案内の発送をおこなうため市民課より目的外利用を行うもの。	・収集・記録される個人情報の項目の基本的事項欄に「避難者に関する情報(郵便番号・住所・者氏名・生年月日・性別・代表者氏名)」を追加するもの。 ・市民課より「全国避難者情報システム関係業務」を目的外利用する。	平成24年9月7日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
60	子育て支援課	子ども医療費支給業務	滞納状況を確認し、子ども医療費支給対象者が制限規定に該当するかを調査し、その結果を保有課に報告するため。	個人情報の収集方法において、国・他の自治体・他の実施機関の欄を有に変更する。 収集する個人情報の項目に、滞納状況及び課税状況を加える。 外部提供を有に変更する。	平成24年11月1日
61	保育課	保育所入所関係業務	保育料滞納者が、子ども医療費の支給制度限定に該当しているか確認し、窓口での対応等により滞納者の完納を目的とする。	収集・記録される個人情報の項目の財産・経済欄に「支給状況(子ども医療費支給及び支給制限)」の項目を追加するもの。	平成24年11月1日
62	学校保健課	学校給食費業務	学校給食費業務において、子育て支援課から外部提供を受けて、子ども医療費支給対象者が学校給食費の滞納により、制限規定に該当するか把握する事務を行うにあたって、様式第1号に変更が生じるため修正するもの。	1. 様式第1号の「収集・記録される個人情報の項目」の欄に「子ども医療費受給資格」の項目を追加するもの。 2. 「外部提供」の欄を「無」から「有」へ変更するもの。	平成24年11月1日
63	長寿支援課	高齢者世帯調査業務	東日本大震災により川口市内へ避難された65歳以上の方を把握するための市民課より目的外利用を行うもの。	・対象者の範囲に「東日本大震災により川口市内へ避難された65歳以上の方」を追加する。 ・収集・記録される個人情報の項目の基本的事項欄に「避難先住所、被災地住所」を追加するもの。 ・市民課より「全国避難者情報システム関係業務」を目的外利用する。	平成24年12月1日
64	学務課	市立幼稚園保育料業務	市立幼稚園保育料滞納者への納付促進及び滞納額削減につなげるため、子育て支援課から外部提供を受けるもの。	・収集の方法に「本人以外：国・他の自治体・他の実施機関」を追加するもの。 ・収集・記録される個人情報の項目の基本的事項欄に「識別番号」並びに財産・経済欄に「子ども医療費受給状況」を追加するもの。 ・子育て支援課より「子ども医療費支給業務」において外部提供を受ける。	平成25年1月11日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
65	学務課	留守家庭児童保育室業務	留守家庭児童保育料滞納者への納付促進及び滞納額削減につなげるため、子育て支援課から外部提供を受けるもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・収集の方法に「本人以外：国・他の自治体・他の実施機関」を追加するもの。 ・収集・記録される個人情報項目の基本的事項欄に「識別番号」並びに財産・経済欄に「子ども医療費受給状況」を追加するもの。 ・子育て支援課より「子ども医療費支給業務」において外部提供を受ける。 	平成25年1月11日
66	税制課	課税証明及び納税証明等発行業務	税総合新システムのうち課税証明及び納税証明等発行業務に市民課が保有しているDV情報の一部を反映させ、被害者の身の安全を図るために、情報が本人以外に渡らないよう証明書等の発行を制限する。	収集・記録される個人情報の項目の家庭の状況欄に「DV情報」の項目を追加するもの。	平成25年2月1日
67	国民健康保険課	国民健康保険資格業務	国民健康保険被保険者証について、市民課が保有しているDV情報の一部を反映させることにより、保険証の発行を制限し、被害者の保護を図るため。	収集・記録される個人情報の項目の家庭の状況欄に「DV情報」の項目を追加するもの。	平成25年2月1日
68	納税課	滞納整理業務	子育て支援課で行う、子ども医療費支給制限の実施にあたり、医療費支給対象者のうち、納税課で把握している、誓約を守っている滞納者及び分納を行っている滞納者について調査し、該当者を抽出する必要があるため。	収集・記録される個人情報の項目の財産・経済欄に「子ども医療費支給対象者」の項目を追加するもの。	平成25年2月27日
69	川口市立中学校	生徒指導業務	従前、「生徒指導業務」で取り扱っていた学力検査得点の収集について独立して進路指導業務として取り扱うことになったため修正することが発生した。また、それに伴い、市立高等学校情報収集は廃止するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・収集の方法の目的外の欄を「有」から「無」へ修正するもの。 ・収集する個人情報の項目から「学力検査の受験番号」、「学力検査の得点(教科別得点・合計点)」を削除するもの。 	平成25年3月1日

表－12 個人情報取扱業務 修正について

(2) 住民基本台帳法の一部改正に伴うもの

※修正年月日順

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
1	市民課	住民基本台帳関係業務	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行に伴い、外国人登録関係業務において取り扱っていた個人情報(住民基本台帳業務)での取扱いに変更となることに合わせ修正するもの。	・収集・記録される個人情報の項目の基本的事項欄に「外国人に関する情報の項目」を追加するもの。 ・外部提供を追加する。 ・従前、外国人登録関係業務にて取り扱っていた目的外利用及び外部提供報告書を当業務(住民基本台帳関係業務)で取り扱うもの。	平成24年7月9日
2	青少年対策室	青少年保護育成本部事業関係業務	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行に伴い、目的外利用報告書の内容を修正するもの。	市民課の個人情報取扱業務である「住民基本台帳業務」及び「外国人登録関係業務」を「住民基本台帳業務」に統合することになり、従来、「外国人登録関係業務」から目的外利用していた項目(国籍、通称名等)について、「住民基本台帳業務」から取得するよう修正するもの。 また、「外国人登録関係業務」の目的外利用を廃止するもの。	平成24年7月9日
3	税制課	課税証明及び納税証明等発行業務	同上	同上	平成24年7月9日
4	納税課	滞納整理業務	同上	同上	平成24年7月9日
5	市民税課	軽自動車税減免業務	同上	同上	平成24年7月9日
6	市民税課	軽自動車税賦課調定業務	同上	同上	平成24年7月9日
7	市民税課	市・県民税賦課調定業務	同上	同上	平成24年7月9日
8	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	同上	同上	平成24年7月9日
9	交通安全対策課	学童等災害共済運営業務	同上	同上	平成24年7月9日
10	交通安全対策課	交通災害共済運営業務	同上	同上	平成24年7月9日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
11	国民年金課	年金給付業務	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行に伴い、目的外利用報告書の内容を修正するもの。	市民課の個人情報取扱業務である「住民基本台帳業務」及び「外国人登録関係業務」を「住民基本台帳業務」に統合することになり、従来、「外国人登録関係業務」から目的外利用していた項目(国籍、通称名等)について、「住民基本台帳業務」から取得するよう修正するもの。 また、「外国人登録関係業務」の目的外利用を廃止するもの。	平成24年7月9日
12	国民年金課	国民年金適用業務	同上	同上	平成24年7月9日
13	国民年金課	国民年金被保険者名簿作成業務	同上	同上	平成24年7月9日
14	長寿支援課	敬老慰問関係業務	同上	同上	平成24年7月9日
15	長寿支援課	敬老祝金支給業務	同上	同上	平成24年7月9日
16	長寿支援課	社会福祉協議会敬老事業支援業務	同上	同上	平成24年7月9日
17	長寿支援課	老人クラブ助成関係業務	同上	同上	平成24年7月9日
18	長寿支援課	川口市災害時要援護者登録制度	同上	同上	平成24年7月9日
19	長寿支援課	外国人高齢者等福祉手当	同上	同上	平成24年7月9日
20	障害福祉課	川口市災害時要援護者登録制度	同上	同上	平成24年7月9日
21	子育て支援課	3人乗り自転車貸与業務	同上	同上	平成24年7月9日
22	子育て支援課	子育て応援特別手当支給事業	同上	同上	平成24年7月9日
23	子育て支援課	子ども医療費支給業務	同上	同上	平成24年7月9日
24	子育て支援課	子ども手当支給事業	同上	同上	平成24年7月9日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
25	子育て支援課	児童手当業務	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行に伴い、目的外利用報告書の内容を修正するもの。	市民課の個人情報取扱業務である「住民基本台帳業務」及び「外国人登録関係業務」を「住民基本台帳業務」に統合することになり、従来、「外国人登録関係業務」から目的外利用していた項目(国籍、通称名等)について、「住民基本台帳業務」から取得するよう修正するもの。 また、「外国人登録関係業務」の目的外利用を廃止するもの。	平成24年7月9日
26	子育て支援課	児童扶養手当業務	同上	同上	平成24年7月9日
27	子育て支援課	乳児家庭全戸訪問業務	同上	同上	平成24年7月9日
28	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費支給業務	同上	同上	平成24年7月9日
29	保育課	保育所入所関係業務	同上	同上	平成24年7月9日
30	国民健康保険課	国民健康保険資格業務	同上	同上	平成24年7月9日
31	高齢者保険事業室	後期高齢者医療資格管理業務	同上	同上	平成24年7月9日
32	高齢者保険事業室	老人医療費支給事業に基づく医療事務事業	同上	同上	平成24年7月9日
33	高齢者保険事業室	老人保健法に基づく医療事務事業	同上	同上	平成24年7月9日
34	介護保険課	介護保険資格管理業務	同上	同上	平成24年7月9日
35	介護保険課	介護保険料賦課徴収業務	同上	同上	平成24年7月9日
36	介護保険課	災害時要援護者登録制度	同上	同上	平成24年7月9日
37	保健センター	1歳6ヶ月児健康診査業務	同上	同上	平成24年7月9日
38	保健センター	1歳6ヶ月児歯科健康診査業務	同上	同上	平成24年7月9日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
39	保健センター	3・4ヶ月児健康 診査業務	「住民基本台帳法の一部を 改正する法律」施行に伴 い、目的外利用報告書の 内容を修正するもの。	市民課の個人情報取扱業 務である「住民基本台帳業 務」及び「外国人登録関係 業務」を「住民基本台帳業 務」に統合することになり、 従来、「外国人登録関係業 務」から目的外利用してい た項目(国籍、通称名等) について、「住民基本台帳 業務」から取得するよう修 正するもの。 また、「外国人登録関係業 務」の目的外利用を廃止す るもの。	平成24年7月9日
40	保健センター	胃がん検診業務	同上	同上	平成24年7月9日
41	保健センター	機能訓練業務	同上	同上	平成24年7月9日
42	保健センター	結核・肺がん検 診業務	同上	同上	平成24年7月9日
43	保健センター	健康教育業務	同上	同上	平成24年7月9日
44	保健センター	健康診査業務	同上	同上	平成24年7月9日
45	保健センター	健康手帳の交付 業務	同上	同上	平成24年7月9日
46	保健センター	健康料理教室業 務	同上	同上	平成24年7月9日
47	保健センター	骨粗しょう症検 診業務	同上	同上	平成24年7月9日
48	保健センター	子宮がん検診業 務	同上	同上	平成24年7月9日
49	保健センター	失語症者支援業 務	同上	同上	平成24年7月9日
50	保健センター	生活習慣改善指 導業務	同上	同上	平成24年7月9日
51	保健センター	成人健康相談業 務	同上	同上	平成24年7月9日
52	保健センター	精神保健福祉業 務	同上	同上	平成24年7月9日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
53	保健センター	大腸がん検診業務	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行に伴い、目的外利用報告書の内容を修正するもの。	市民課の個人情報取扱業務である「住民基本台帳業務」及び「外国人登録関係業務」を「住民基本台帳業務」に統合することになり、従来、「外国人登録関係業務」から目的外利用していた項目(国籍、通称名等)について、「住民基本台帳業務」から取得するよう修正するもの。 また、「外国人登録関係業務」の目的外利用を廃止するもの。	平成24年7月9日
54	保健センター	乳がん検診業務	同上	同上	平成24年7月9日
55	保健センター	訪問指導業務	同上	同上	平成24年7月9日
56	保健センター	予防接種業務	同上	同上	平成24年7月9日
57	廃棄物対策課	廃棄物の適正処理及び管理指導業務	同上	同上	平成24年7月9日
58	教育総務課	補助金交付業務	同上	同上	平成24年7月9日
59	学務課	学齢簿関係業務	同上	同上	平成24年7月9日
60	学校保健課	児童生徒健診業務	同上	同上	平成24年7月9日
61	計画管理課	住居表示実施関係業務	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行に伴い、目的外利用報告書を廃止するもの。	市民課の個人情報取扱業務である「住民基本台帳業務」及び「外国人登録関係業務」を「住民基本台帳業務」に統合することになり、従来、「外国人登録関係業務」から目的外利用していた外国人の住所が、「住民基本台帳業務」から取得できるようになったため、「外国人登録関係業務」の目的外利用を廃止するもの。	平成24年7月9日

表－13 個人情報取扱業務 廃止について

※廃止年月日順

No.	担当課	業務の名称	廃止の理由	廃止年月日
1	公園課	歴史自然公園事業等対象区域内土地・建物所有者調査業務	歴史自然公園・火葬施設整備室が新設されたため、削除するもの。	平成24年4月1日
2	行政管理課	川口市市民参加条例策定委員会運営業務	川口市市民参加条例策定委員会に関する業務が終了したため。	平成24年6月1日

(4) 保有個人情報の目的外利用等の状況

保有個人情報の適正な取扱いの基本的なルールのひとつに、保有個人情報の利用及び提供の制限があります。保有個人情報は、個人情報取扱業務の目的の範囲内で、適法かつ公正に収集されなければならないことを原則としていることから、収集された保有個人情報の利用についても、その目的に沿ったものでなければなりません。そこで、実施機関は、原則として、収集した保有個人情報の目的外利用又は外部提供をしてはならないと定めています。

ただし、全ての個人情報取扱業務に、この原則を適用すると業務ごとに同一の個人から同じ情報を何度も収集することになり、市民の負担の増大や行政の効率的運用の阻害などの問題が生じるおそれがあります。このため、例外として、一定の制限の範囲内であれば、収集目的以外に利用したり、外部提供したりすることができることになっています。

個人情報保護条例第8条第2項の規定により、実施機関が目的外利用又は外部提供をしたときは、その業務の名称、目的外利用等をした理由等を、情報公開・個人情報保護運営審議会に報告することになっています。

なお、平成24年度の実施機関別の件数は表-14、保有個人情報目的外利用等の内容は表-15のとおりです。

表-14 保有個人情報目的外利用等の報告件数

実施機関	平成24年度中報告件数		平成24年度末報告件数
	目的外利用	外部提供	
市長	59	4	1,084
教育委員会	1	3	67
選挙管理委員会	0	0	16
公平委員会	0	0	3
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	40	19
固定資産評価審査委員会	0	0	2
水道事業管理者	0	0	25
病院事業管理者	0	0	53
議会	0	0	2
全庁共通	0	0	3
合計	60	7	1,274

表－15 個人情報取扱業務 目的外利用・外部提供について

※開始月日順

No.	担当課	利用・提供させる業務の名称	区分	目的外利用・外部提供する課名又は外部提供先	利用・提供する業務の名称	開始年月日	根拠	理由
1	用地対策課	用地取得業務	目的外利用	歴史自然公園・火葬施設整備室	火葬施設整備事業	平成24年4月1日	本人同意・法令等(根拠法令:土地収用法第2条、第3条第25号、第8条)	土地取得において、用地対策課が契約業務を行うため。
2	用地対策課	用地取得業務	目的外利用	歴史自然公園・火葬施設整備室	歴史自然公園整備事業	平成24年4月1日	本人同意・法令等(根拠法令:土地収用法第2条、第3条第32号、第8条)	土地取得において、用地対策課が契約業務を行うため。
3	納税課	滞納整理業務	目的外利用	住宅課	川口市住宅改修資金助成業務	平成24年4月1日	本人同意	当該助成金の申込資格の要件の、本市に住居登録、または外国人登録を行っている者であること、助成対象の住宅に居住している者であることを確認するため。固定資産税を滞納していない者であることを確認するため。
4	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	住宅課	川口市住宅改修資金助成業務	平成24年4月1日	本人同意	当該助成金の申込資格の要件の、本市に住居登録、または外国人登録を行っている者であること、助成対象の住宅に居住している者であることを確認するため。
5	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	介護保険課	介護保険給付業務	平成24年4月1日	本人同意、相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な財産目録作成のため、本人の介護保険給付状況の確認が必要。
6	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	介護保険課	介護保険料賦課徴収業務	平成24年4月1日	本人同意、相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な財産目録作成のため、本人の介護保険料納付状況の確認が必要。
7	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	介護保険課	要介護(支援)認定業務	平成24年4月1日	本人同意、相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な本人資料作成のため、認定情報の確認が必要。

No.	担当課	利用・提供させる業務の名称	区分	目的外利用・外部提供する課名又は外部提供先	利用・提供する業務の名称	開始年月日	根拠	理由
8	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	生活福祉1課・2課	生活保護業務	平成24年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な書類作成のため、本人の生活保護情報の確認が必要。
9	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	市民税課	市・県民税賦課調定業務	平成24年4月1日	本人同意、相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な財産目録作成のため課税状況の確認が必要のため。(成年後見制度は判断能力が不十分な方の不動産や預貯金を管理保護するための制度)
10	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	市民課	住民基本台帳関係業務	平成24年4月1日	本人同意、相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な書類作成のため、本人及び家族の情報(住所・氏名・生年月日・性別・続柄・本籍・異動情報)の確認が必要。
11	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	障害福祉課	知的障害者施設入所等措置業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な本人資料作成のため、施設入所等の状況確認が必要。
12	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	障害福祉課	心身障害者扶養共済業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な本人資料作成のため、心身障害者扶養共済加入状況の確認が必要。
13	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	障害福祉課	身体障害者手帳交付業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な本人資料作成のため、手帳交付の確認が必要。
14	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	障害福祉課	療育手帳交付業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な本人資料作成のため、手帳交付の確認が必要。
15	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	障害福祉課	身体障害者施設入所等措置業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な本人資料作成のため、施設入所等の状況確認が必要。
16	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	障害福祉課	補装具交付等業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な本人資料作成のため、補装具費支給状況の確認が必要。

No.	担当課	利用・提供させる業務の名称	区分	目的外利用・外部提供する課名又は外部提供先	利用・提供する業務の名称	開始年月日	根拠	理由
17	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	障害福祉課	自立支援医療(更生医療)給付業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な本人資料作成のため、自立支援医療の利用状況確認が必要。
18	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	障害福祉課	障害者等福祉手当支給業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な本人資料作成のため、福祉手当支給状況の確認が必要。
19	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	障害福祉課	重度心身障害者医療費助成業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な本人資料作成のため、重度心身障害者医療費助成状況の確認が必要。
20	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	障害福祉課	特定疾患医療費等助成業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な本人資料作成のため、特定疾患医療費等助成状況の確認が必要。
21	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	障害福祉課	精神障害者保健福祉手帳交付業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な本人資料作成のため、手帳交付の確認が必要。
22	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	障害福祉課	自立支援福祉サービス業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	成年後見申立てに必要な本人資料作成のため、自立支援福祉サービス利用状況の確認が必要。
23	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	市民税課	市・県民税賦課課調定業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、課税状況の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけではなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に課税状況の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。

No.	担当課	利用・提供させる業務の名称	区分	目的外利用・外部提供する課名又は外部提供先	利用・提供する業務の名称	開始年月日	根拠	理由
24	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	市民課	住民基本台帳関係業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、生活保護の本人および家族情報の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけではなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に本人および家族状況の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。
25	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	生活福祉1課・2課	生活保護業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、生活保護の受給状況の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけではなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に生活保護受給状況の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。
26	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	障害福祉課	身体障害者手帳交付業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、手帳情報の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけではなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に手帳情報の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。
27	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	障害福祉課	療育手帳交付業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、手帳情報の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけではなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に手帳情報の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。

No.	担当課	利用・提供させる業務の名称	区分	目的外利用・外部提供する課名又は外部提供先	利用・提供する業務の名称	開始年月日	根拠	理由
28	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	障害福祉課	身体障害者施設入所等措置業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、施設入所情報の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけでなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に施設入所情報の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。
29	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	障害福祉課	知的障害者施設入所等措置業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、施設入所情報の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけでなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に施設入所情報の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。
30	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	障害福祉課	補装具交付等業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、補装具支給情報の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけでなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に補装具費支給情報の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。
31	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	障害福祉課	自立支援医療(更生医療)給付業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、自立支援医療の利用情報の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけでなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に自立支援医療の利用情報の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。

No.	担当課	利用・提供させる業務の名称	区分	目的外利用・外部提供する課名又は外部提供先	利用・提供する業務の名称	開始年月日	根拠	理由
32	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	障害福祉課	障害者等福祉手当支給業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、障害者福祉手当の支給情報の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけでなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に障害者福祉手当の支給情報の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。
33	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	障害福祉課	重度心身障害者医療費助成業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、障害者医療費の助成情報の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけでなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に障害者医療費の助成情報の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。
34	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	障害福祉課	特定疾患医療費等助成業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、特定疾患医療費の助成情報の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけでなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に特定疾患医療費の助成情報の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。
35	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	障害福祉課	心身障害者扶養共済業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、扶養共済加入情報の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけでなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に扶養共済加入情報の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。

No.	担当課	利用・提供させる業務の名称	区分	目的外利用・外部提供する課名又は外部提供先	利用・提供する業務の名称	開始年月日	根拠	理由
36	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	障害福祉課	精神障害者保健福祉手帳交付業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、手帳情報の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけでなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に手帳情報の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。
37	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	障害福祉課	自立支援医療(精神通院)受給者証交付業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、自立支援医療利用情報の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけでなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に自立支援医療利用情報の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。
38	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	障害福祉課	自立支援福祉サービス業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、自立支援福祉サービス利用情報の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけでなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に自立支援福祉サービス利用情報の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。
39	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	介護保険課	要介護(支援)認定業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、介護保険認定情報の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけでなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に認定状況の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。

No.	担当課	利用・提供させる業務の名称	区分	目的外利用・外部提供する課名又は外部提供先	利用・提供する業務の名称	開始年月日	根拠	理由
40	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	介護保険課	介護保険料賦課徴収業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、保険料納付状況の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけではなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に保険料納付状況の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。
41	長寿支援課	総合相談・権利擁護業務	目的外利用	介護保険課	介護保険給付業務	平成24年4月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	[総合相談業務]生活を軸にした総合的な相談の場において、適切な支援に結びつけるため、介護給付状況の確認が必要。 [権利擁護業務]高齢者の虐待や権利侵害を発見した際は、自己決定を待つだけではなく、法制度などの活用によって危機回避のための介入を行う必要がある。その際に介護給付状況の確認をし、必要時適切な支援に結びつけるため。
42	長寿支援課	日常生活用具給付事業関係業務	目的外利用	障害福祉課	日常生活用具給付業務	平成24年4月1日	本人同意、相当の理由・権利利益を害しない	他の法令等による給付状況を確認し、日常生活用具の給付を適正に行うため。
43	長寿支援課	緊急通報装置の貸与業務	目的外利用	障害福祉課	緊急通報装置の貸与業務	平成24年4月1日	本人同意、相当の理由・権利利益を害しない	他の法令等による給付状況を把握し、緊急通報装置の給付を適正に行うため。
44	介護保険課	要介護(支援)認定業務	目的外利用	市民課	全国避難者情報システム関係業務	平成24年4月13日	法令等(根拠法令:原発避難者特例法)に基づき要介護認定等の事務を行うため	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転に係る措置に関する法律(原発避難者特例放)に基づき要介護認定等の事務を行うため。
45	納税課	滞納整理業務	目的外利用	環境総務課	川口市地球高温暖化対策活動支援金交付業務	平成24年5月7日	相当の理由・権利利益を害しない	標記支援金の申請には、市税の滞納がないことが支援条件になっており、昨年度までは申請者が納税証明書を添付し申請を行っていたが、申請件数の増加に伴い、申請者の負担軽減、事務の簡素化等が必要となったため。

No.	担当課	利用・提供させる業務の名称	区分	目的外利用・外部提供する課名又は外部提供先	利用・提供する業務の名称	開始年月日	根拠	理由
46	市民課	外国人登録関係業務	外部提供	総務省入国管理局総務課出入国情報管理室分室	改正住民基本台帳の対象となる外国人登録者を把握するため。	平成24年5月7日	法令等(右記記載のとおり)	改正住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定に基づいて仮住民票を作成するにあたり、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第20条の規定に基づき、市の保有する情報を法務省に通知する必要があるため。
47	環境総務課	川口市地球高温暖化対策活動支援金交付業務	目的外利用	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	平成24年6月7日	相当の理由・権利利益を害しない	当該支援金申請に係る建物が共有名義であった場合に、申請者が共有名義者にシステム設置等の承諾を得たうえで、承諾書を提出する必要があるため。
48	都市交通対策室	避難者支援業務	目的外利用	市民課	全国避難者情報システム関係業務	平成24年7月6日	相当の理由・権利利益を害しない	当室では、東日本大震災に係る避難者アンケート調査結果への対応として、コミュニティバス運賃の割引を予定している。そのため、国際興業(株)のバス運転手が、車内で、瞬時に被災者であることを判断するための証明書を作成し、そこに、避難者個人名を明記し配布したいため。
49	市民課	住民基本台帳業務	外部提供	総務省	住民基本台帳の対象となる外国人登録者を把握するため。	平成24年7月9日	法令等(右記記載のとおり)	出入国管理及び難民認定法第19条の7・8・9、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第10条の届出をした者の情報を、市町村経由で提供するため。
50	子育て支援課	児童扶養手当業務	目的外利用	市民課	被仮放免者関係業務	平成24年7月9日	相当の理由・権利利益を害しない	児童扶養手当は、原則としてひとり親家庭に向けて支給している手当であり、受給対象者の住所と同一の住所の方(同居人)がいないか住民基本台帳及び被仮放免者台帳と毎月照合を行う。仮に同居人がいた場合においては、結婚可能であるか確認した上で支給の有無(結婚可能であれば支給無し)を判定するため。

No.	担当課	利用・提供させる業務の名称	区分	目的外利用・外部提供する課名又は外部提供先	利用・提供する業務の名称	開始年月日	根拠	理由
51	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費支給業務	目的外利用	市民課	被仮放免者関係業務	平成24年7月9日	相当の理由・権利利益を害しない	ひとり親家庭等医療費支給業務は、原則としてひとり親家庭に向けて支給している手当であり、受給対象者の住所と同一の住所の方(同居人)がいないか住民基本台帳及び被仮放免者台帳と毎月照合を行う。仮に同居人がいた場合においては、結婚可能であるか確認した上で支給の有無(結婚可能であれば支給無し)を判定するため。
52	長寿支援課	成年後見制度利用支援業務	目的外利用	納税課	滞納整理業務	平成24年8月8日	法令等(根拠法令:老人福祉法第32、36条)	申立人がいないために成年後見制度を利用できない高齢者に対し、川口市長が当該申立を行う。その際の申立書類の資料として、市税の未納情報が必要となるため。
53	青少年対策室	青少年保護育成本部事業関係書	目的外利用	市民課	全国避難者情報システム関係業務	平成24年9月7日	相当の理由・権利利益を害しない	被災者においても「七つの祝い」及び「親と子の音楽会」の対象者とし、その把握並びに案内を送付するため。
54	防犯対策室	暴力団に関する相談・問合せ業務	外部提供	埼玉県警察本部、川口警察署、武南警察署	暴力団排除活動の推進に伴う情報収集をおこなう	平成24年10月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない 根拠法令:川口市暴力団排除条例第9条)	市は暴力団に対する相談・問合せに対し、所轄警察署等において適切に対処するため、警察への情報提供に対する相談者の同意の有無を確認し、同意が得られた場合、警察署等へその相談内容等について、情報提供を行うもの。なお、暴力団関係者等の情報は、暴力団排除活動に資する情報をして、川口市暴力団排除条例第9条に基づき必要な協力として提供するもの。
55	子育て支援課	子ども医療費支給業務	目的外利用	納税課	滞納整理業務	平成24年11月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	滞納状況を確認し、子ども医療費支給対象者が制限規定に該当するかを調査するため。
56	子育て支援課	子ども医療費支給業務	目的外利用	保育課	保育所入所関係業務	平成24年11月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	滞納状況を確認し、子ども医療費支給対象者が制限規定に該当するかを調査するため。
57	子育て支援課	子ども医療費支給業務	外部提供	学校保健課	学校給食費業務	平成24年11月1日	相当の理由・権利利益を害しない	滞納状況を確認し、子ども医療費支給対象者が制限規定に該当するかを調査するため。

No.	担当課	利用・提供させる業務の名称	区分	目的外利用・外部提供する課名又は外部提供先	利用・提供する業務の名称	開始年月日	根拠	理由
58	保育課	保育所入所関係業務	目的外利用	子育て支援課	子ども医療費支給業務	平成24年11月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	保育料滞納者が、子ども医療費の支給制限規定に該当しているか確認し、窓口での対応等により滞納者の完納を目的とする。
59	学校保健課	学校給食費業務	外部提供	子育て支援課	子ども医療費支給業務	平成24年11月1日	相当の理由・権利利益を害しない	滞納状況を確認し、子ども医療支給対象者が制限規定に該当するかを調査するため。
60	子育て支援課	子ども医療費支給業務	目的外利用	国民健康保険課	国民健康保険税滞納整理業務	平成24年11月27日	本人同意、相当の理由・権利利益を害しない	滞納状況を確認し、子ども医療支給対象者が制限規定に該当するかを調査するため。
61	長寿支援課	高齢者世帯調査業務	目的外利用	市民課	全国避難者情報システム関係業務	平成24年12月1日	相当の理由・権利利益を害しない	東日本大震災により川口市内へ避難された方のうち65歳以上の高齢者を把握し、高齢者世帯調査業務へ繋げることで、災害時の要援護者支援対策に活用できるため。
62	学務課	市立幼稚園保育料業務	外部提供	子育て支援課	子ども医療費支給業務	平成25年1月11日	相当の理由・権利利益を害しない	市立幼稚園保育料滞納者において、子ども医療費受給資格情報の提供を受けることで、滞納者の納付促進及び滞納額の削減を推進するため。
63	学務課	留守家庭児童保育室業務	外部提供	子育て支援課	子ども医療費支給業務	平成25年1月11日	相当の理由・権利利益を害しない	留守家庭児童保育料滞納者において、子ども医療費受給資格情報の提供を受けることで、滞納者の納付促進及び滞納額の削減を推進するため。
64	税制課	課税証明及び納税証明等発行業務	目的外利用	市民課	住民基本台帳関係業務	平成25年2月1日	法令等(配偶者暴力防止法第9条)・相当の理由・権利利益を害しない	課税証明及び納税証明等を発行する際、本人特定の参考にするため(相当の理由・権利利益を害しない)。また、DV被害者の課税、納税証明発行時に本人以外に交付しないようにするため(配偶者暴力防止法第9条)。
65	国民健康保険課	国民健康保険資格業務	目的外利用	市民課	住民基本台帳関係業務	平成25年2月1日	本人同意・法令等(配偶者暴力防止法第9条)・相当の理由・権利利益を害しない	国民健康保険の被保険者台帳作成のため(相当の理由・権利利益を害しない)。また、DV被害者の国民健康保険証を、同一世帯のDV加害者に交付しないようにするため(配偶者暴力防止法第9条)。

No.	担当課	利用・提供させる業務の名称	区分	目的外利用・外部提供する課名又は外部提供先	利用・提供する業務の名称	開始年月日	根拠	理由
66	納税課	滞納整理業務	目的外	子育て支援課	子ども医療費支給業務	平成25年2月27日	相当の理由・権利利益を害しない	子育て支援課で行う、子ども医療費支給制限の実施にあたり、医療費支給対象者のうち、納税課で把握している、誓約を守っている滞納者及び分納を行っている滞納者について調査し、該当者を抽出するため。
67	川口市立中学校	進路指導業務	目的外利用	川口市立高等学校	川口市立高等学校入学者選抜業務	平成25年3月1日	本人同意・相当の理由・権利利益を害しない	中学校の主体的な進路指導に資するため埼玉県公立高等学校入学者選抜における学力検査得点を受検者所属校に送付し、受検者本人に開示することにより市内中学校の進路指導の一層の充実に活用するため。

Ⅲ 情報公開・個人情報保護審査会

1 情報公開・個人情報保護審査会について

(1) 審査会の目的

情報公開制度及び個人情報保護制度における実施機関の決定に対して、請求者等から不服申立てがあったときに、公正な審査を行うための第三者機関として、「川口市情報公開・個人情報保護審査会」を設置しています。

(2) 審査会の委員

平成25年3月31日現在

役 職	氏 名	備 考
会 長	馬橋 隆紀	弁護士
会長職務代理	飯塚 肇	弁護士
委 員	田村 泰俊	明治学院大学法学部教授

2 審査会の開催状況（平成24年度）

回	開催年月日	内容
第44回	平成24年 5月31日	情報公開諮問第10号、第11号、第12号、第13号、第14号及び個人情報保護諮問第7号について（書面審査）
第45回	平成24年 8月 3日	個人情報保護諮問第7号について（書面審査）
第46回	平成24年10月23日	個人情報保護諮問第8号、第9号及び第10号について（書面審査）
第47回	平成24年11月 6日	個人情報保護諮問第8号、第9号及び第10号について（書面審査及び実施機関からの意見聴取）
第48回	平成24年12月25日	個人情報保護諮問第8号、第9号、第10号、第11号、第12号及び第13号について（実施機関（個人情報保護諮問第11号、第12号及び第13号）の意見聴取及び書面審査）
第49回	平成25年 1月23日	個人情報保護諮問第8号、第9号、第10号、第11号、第12号及び第13号について（異議申立人の口頭意見陳述及び書面審査）
第50回	平成25年 2月20日	個人情報保護諮問第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号及び第15号について（実施機関（個人情報保護諮問第14号及び第15号）からの意見聴取及び書面審査）
第51回	平成25年 3月 5日	個人情報保護諮問第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号及び第15号について（書面審査）
第52回	平成25年 3月14日	個人情報保護諮問第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号及び第15号について（書面審査）

3 不服申立ての状況

平成24年度の不服申立ては、個人情報保護制度について8件あり、情報公開制度についてはありませんでした。

(1) 不服申立ての件数

区分	異議申立て
件数	8件
人数	2人

(2) 不服申立ての内容

諮問番号	不服申立て案件	実施機関 担当課
個人情報保護諮問 第8号	川口市医療センターにおける診療録以外での情報が記載されている文書についての部分開示決定の件	病院事業管理者 庶務課
個人情報保護諮問 第9号	川口市医療センターにおける診療録以外での情報が記載されている文書についての部分開示決定の件	病院事業管理者医 事課
個人情報保護諮問 第10号	川口市医療センターにおける診療録以外での情報が記載されている文書についての部分開示決定の件	病院事業管理者 医療情報課
個人情報保護諮問 第11、12号	小学校における記載されている文書についての部分開示決定の件	教育委員会 学務課
個人情報保護諮問 第13号	小学校における記載されている文書についての部分開示決定の件	教育委員会 学務課
個人情報保護諮問 第14、15号	川口市教育委員会における全ての記録についての部分開示決定の件	教育委員会 学務課

4 審査会の答申

平成24年度の審査会における答申（平成23年度で不服申立てのあった6件（情報公開制度5件、個人情報保護制度1件（下の表））は次頁のとおりです。

諮問番号	不服申立て案件	実施機関 担当課	答申内容
情報公開諮問 第10、11、12号	「公道内汚水取付管設置工事、私道共同排水設備工事」等についての部分公開決定の件	市長 下水道維持課	一部の文書を非公開とする決定は妥当 (H24. 7. 13)
情報公開諮問 第13、14号	教育長発言についての文書不存在による非公開決定の件	教育委員会 学務課	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当 (H24. 6. 29)
個人情報保護諮問 第7号	「指導台帳、居宅生活支援台帳」についての部分開示決定の件	市長 障害福祉課	個人情報等に該当し非公開とした決定は妥当 (H24. 6. 29)

実施機関に対し、異議申立てを行った。実施機関は、この異議申立てについて、条例第16条に基づき、当審査会に諮問した。

- (4) 審査会の審査に際し、実施機関から平成23年10月7日付で理由説明書が提出された。

3 諮問第12号の不服申立ての経緯

- (1) 申立人は、平成23年9月14日、条例第6条第1項に基づき、実施機関に対し、次の情報の開示を請求した。

ア 私道下水道工事に関する工事検査基準のすべて

イ 東内野〇〇〇〇〇から半径100m位まで雨水分流に関し分流していない宅（地図上表示で可能）

ウ 東内野〇〇〇〇〇公道取付管工事に関し支払請求以外のすべて

エ 宅内排水設備工事に係る工事完了後検査の検査基準のすべて

- (2) 実施機関は、平成23年10月6日、条例第11条第1項に基づき、公開しない部分および理由は、それぞれ次のとおりであるとして、部分公開決定をした。

ア 上記(1)イの全部 条例第7条第2号、第4号に該当する。

イ 上記(1)ウのうち、印影 条例第7条第3号に該当する。

同 氏名、住所、電話番号 条例第7条第2号に該当する。

ウ 上記(1)エの全部 条例第2条第2号ア（公文書に該当しない。）

- (3) 申立人は、平成23年10月25日、上記部分公開決定の取消しを求めて、実施機関に対し、異議申立てを行った。実施機関は、この異議申立てについて、条例第16条に基づき、当審査会に諮問した。

- (4) 当審査会の審査に際し、実施機関から平成23年11月15日付で理由説明書が提出された。

4 当委員会の審査

当審査会は、平成23年12月14日および平成24年1月27日に実施機

関の職員らから意見を聴き、平成23年12月22日に申立人および同補佐人から口頭意見陳述を受けた。

第3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

1 諮問第10号について

- (1) 実施機関が公開しない部分のうち、氏名は、公道内取付管工事積算書に記載されている申請者の氏名である。この情報は、条例第7条第2号本文の非公開情報に該当する。
- (2) 実施機関が公開しない部分のうち、印影は、公道内取付管工事の請求書兼納品書に押捺された債権者（事業を営む個人）の印影である。この情報が公開された場合は、当該債権者の正当な利益を害するおそれがあると認められるから、この情報は、条例第7条第3号アの非公開情報に該当すると判断される。
- (3) 実施機関が公開しない部分のうち、単価、金額、諸経費は、公道内取付管工事積算書に記載された工事費目の単価、金額および諸経費ならびに私道共同排水設備工事設計書に記載された工事費目の単価および金額である。これらの情報は、川口市（以下「市」という。）が工事業者に委託して施工する公道内取付管設置工事および市の補助事業である私道共同排水設備工事について、市が工事費を積算し査定するときの基礎となる情報であるから、これらの情報が公開された場合は、市の査定額が容易に推定されることになり、市の契約、交渉における市の財産上の利益または当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められる。よって、これらの情報は、条例第7条第6号イの非公開情報に該当すると判断される。
- (4) よって、以上の公開しない部分を非公開とした実施機関の決定は、いずれも妥当であると判断される。

2 諮問第11号について

書は、誤接箇所図・異常箇所図、誤接箇所・異常箇所一覧表および誤接続箇所（平面）配置図である。これらの文書には、誤接続箇所の使用者の住所、氏名、異常内容（誤接続箇所とその数）、誤接続箇所の位置が記載されている。使用者の住所、氏名は、条例第7条第2号本文の非公開情報に該当することが明らかであるが、誤接続箇所があること、誤接続箇所の位置、数等も、個人の財産に関する情報であるから、これらの情報も条例第7条第2号本文の非公開情報に該当すると判断される。

また、上記文書のうち、誤接続箇所（平面）配置図には、誤接続箇所の使用者の居宅の玄関の位置等が記載されているが、これらが公開された場合は、住居侵入、窃盗（空き巣）等の犯罪に利用されるおそれのあることが否定できないから、当該文書は、条例第7条第4号の非公開情報に該当すると判断される。

(2) 実施機関が公開しない部分のうち、「東内野〇〇〇〇〇公道取付管工事に関し支払請求以外のすべて」のうちの氏名、住所および電話番号は、公道内取付管設置申請書、公道内取付管設置許可書（控）、舗装自費復旧願書、道路掘削申請書兼許可書、立会依頼書および公道内取付管設置しゅん工届に記載された申請者の氏名、住所および電話番号（これらの一部のみが記載されている場合を含む。）ならびに立会票に記載された工事責任者の氏名である。当該申請者の氏名、住所および電話番号ならびに工事責任者の氏名は、特定の個人に関する情報であり、条例第7条第2号本文の非公開情報に該当すると判断される。

(3) 実施機関が公開しない部分のうち、「東内野〇〇〇〇〇公道取付管工事に関し支払請求以外のすべて」のうちの印影は、公道内取付管設置申請書、舗装自費復旧願書、立会依頼書および公道内取付管設置しゅん工届に押捺された申請代理人（施工者）等である事業を営む個人又は法人の印影である。この情報が公開された場合は、当該申請代理人（施工者）等である事業を営む

個人または法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるから、この情報は、条例第7条第3号アの非公開情報に該当すると判断される。

(4) 実施機関が公開しない部分のうち、「宅内排水設備工事に係る工事完了後検査の検査基準」は、川口市下水道条例および同条例施行規則に規定されている、この条例および規則は公開されており、一般に容易に入手することができるものであるから、条例第2条第2号アに該当し、公開請求の対象とはならない。

(5) よって、以上の公開しない部分を非公開とした実施機関の決定は、妥当であると判断される。

4 以上により、諮問第10、11、12号の各公文書公開請求につき川口市長がした部分公開決定は、いずれも妥当であると判断される。

平成24年 7月13日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員 飯塚 肇

委員（会長） 馬橋 隆紀

委員 田村 泰俊

諮問第13、14号（情報公開）

答 申

第1 審査会の結論

諮問第13、14号の各公文書公開請求につき、川口市教育委員会が行った川口市情報公開条例第11条第2項に基づき不存在を理由として非公開とした決定はいずれも妥当である。

第2 不服申立ておよび審査の経緯

- 1 本件の不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）の申立て（平成23年10月18日付）は、平成21年9月21日開催の川口市教育委員会における同委員会議事録に記載されている教育長の「免許法が変わり、中学校の免許しか所持していなくても、小学校で所持している免許の教科は教えることができる。例えば教科担任制の学校に行けば、その学年の教えることは可能である。逆を言えば学級担任は持ちづらい」との発言のうち、「学級担任は持ちづらい」との発言の法的根拠を示す文書の開示を求めるものである。
- 2 次に、申立人の諮問第14号の申立て（平成23年10月24日付）は、平成23年10月3日の川口市教育委員会における同委員会議事録に記載されている委員からの「合併後は、川口市、鳩ヶ谷市両市の市境に住んでいる児童・生徒が学校選択制度を利用することで、従来よりも人の動きが多くなることが予想されるが、通学区域の見直し等を行う予定はあるのか。」の質問に対し、教育長が「予定はない」と言えた根拠を示す文書の開示を求めるものである。
- 3 これらの申立人の請求に対し、実施機関である教育委員会は文書が存在しないことを理由に、それぞれ平成23年11月7日及び同月14日にいずれも非公開決定を行った。
- 4 申立人は平成23年11月15日に本件第13号、同月22日に本件第1

4号について、実施機関に対し非公開決定処分の取消しを求める異議申立てを行った。実施機関は川口市情報公開条例第16条に基づき、それぞれ同年11月30日、及び12月8日に当審査会に諮問した。

5 当審査会の審査に対し、実施機関からそれぞれ平成23年11月30日、及び12月8日に理由説明書が提出された。これに対し、申立人は本件第13号についてのみ、同年12月22日に意見書を提出した。

6 当審査会は、平成24年1月27日に実施機関の職員から陳述を受けた。また、平成24年3月30日に申立人から陳述を受けた。

第3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果を以下のとおり決定し判断する。

1 申立人が指摘する教育長の各発言が、各議事録に記載されていることは争いがない。

2 ところで、本件で申立人が開示を求めているのは、教育長の各発言の根拠となる文書であるが、教育委員会における教育長の当該各発言は、いずれも同委員会の委員の質問に答える型でなされていて、その回答は委員会に用意された資料等に基づきなされたものではなく、委員会の場でそれまでの教育長個人の経験等をもとに意見を述べたものと認められる。そして、この意見が形成される過程で特に公文書が準備されたり、また参考にされたりした状況はなく、その他文書の存在をうかがわせるような事情も認められない。

3 よって、教育長の発言の内容の適否はともかく、申立人が主張する教育長の発言の根拠となる文書が存在するような事実は認められず、川口市教育委員会が文書の不存在を理由として非公開とした決定は妥当なものと認められる。

なお、申立人の異議申立書及び口頭意見陳述によれば、申立人においては教育長の前示各発言の誤りを指摘し、その是正を求めているようにもうかがえるが、これについては本件手続きの対象となるものではない。

平成24年 6月29日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬橋 隆紀

委員 飯塚 肇

委員 田村 泰俊

答 申

1 審査会の結論

申立人が行った保有個人情報の開示請求につき、指導台帳及び居宅生活支援台帳における本人以外の個人情報が含まれていることを理由に、川口市長がした部分開示決定は妥当である。

2 不服申立ておよび審査の経緯

- (1) 本件の不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、未成年者である〇〇〇〇の法定代理人として、平成23年6月14日、川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項に基づき、障害福祉課および子育て支援課における〇〇〇〇に関する全ての記録につき開示請求をした。

これに対し、実施機関は、平成23年7月4日付で条例第16条第2号に基づき、その対象文書には、〇〇〇〇以外の個人情報が含まれていることを理由とする部分開示決定を申立人に通知した。

- (2) この部分開示決定に対し、平成23年10月3日、申立人は、第1に開示文書に不要な書き込みがあり、個人情報の原本と異なるためにその削除を、第2に同一対象の個人情報の開示を請求したにもかかわらず、開示請求者によって、開示対象文書のページ数が異なることからその釈明を、第3に同様に開示請求者によりその不開示理由が異なることからその釈明を求める異議申立てをした。

- (3) 当審査会の審査に際し、実施機関から平成23年10月6日付で、理由説明書が提出され、平成23年12月14日及び平成24年1月27日、当審査会は実施機関から意見を聴いた。

なお、申立人からは、理由説明書に対する意見書の提出はなく、口頭意見陳述の申出もなかった。

3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり認定し判断する。

- (1) 申立人は、「異議申立理由の第1の主張として、開示文書には、非開示

理由と思われる不要な書き込みがあり、個人情報の原本と異なるため、削除を求め」るとしている。

この申立ての趣旨は、必ずしも明らかではないが、もし書き込みの削除を求めるものであるとすれば、その書き込みは、実施機関がその職務遂行上、なされたものと認められ、不要とまで断定することはできない。また仮に、申立ての趣旨が原本と異なる開示がなされたので、本来の請求対象文書の開示を求めるものであるとすれば、実施機関が本来の請求対象にかかる文書以外の文書を開示した事実も認められなかった。

- (2) 申立人の第2の主張は「全く同じ条件で同じ子どもの個人情報を請求したにもかかわらず、開示請求者によって、開示対象文書の量（ページ数）が異なってい」るのでその「釈明を求め」というものである。

条例第1条は、「保有個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障」している。この権利は、開示、訂正、削除の他、条例第24条第3項の訂正等の請求による目的外利用、外部提供について、条例第8条の規定によらず実施機関が行っている場合、その中止を請求する権利を保障しているものと解される。しかし、複数の開示請求相互の文書の相違につき、釈明を求める権利を保障しているものと解することはできない。

もし、このような権利を認めるとすれば、釈明により、開示請求者以外の個人情報が開示請求者の知るところとなる可能性も生じることとなり、個人情報保護制度の趣旨を、場合によっては、没却することにもなりかねない。

なお、念のため述べれば、申立人は、申立人の妻が行った妻自身の個人情報開示請求及び妻が〇〇〇〇の法定代理人として行った個人情報開示請求について、開示文書の量が同一の範囲であったことから、申立人自らが〇〇〇〇の法定代理人として行った個人情報開示請求との、開示文書の量に差が認められることについて、その釈明を求める趣旨と解される。

しかし、例えば障害福祉課の管理にかかる文書は、申立人の妻に関する知的障害者支援台帳及び居宅生活支援台帳であり、〇〇〇〇の支援台帳は存在しておらず、仮に申立人による請求の場合、妻に関する知的障害者支援台帳及び居宅生活支援台帳のうち〇〇〇〇の記載されていない

ページは省略されることとなる。

このように個人情報保護制度は、個人が自己情報の開示を求める法制度であるから開示請求者が異なれば、同一文書であっても、開示できる量に相違が生じることは当然のことであり、申立人の主張はこの制度趣旨を根本的に誤解するものである。

- (3) 申立人の第3の主張は、「全く同じ条件で同じ子どもの個人情報を請求したにもかかわらず、開示請求者によって、不開示理由が異なっている」ので、その「釈明を求め」るものである。しかし、(2)と同様に「釈明」を求める権利を保障するものと解することはできない。

なお、開示請求者本人からの請求と他の第三者からの請求では、不開示理由が異なるのは個人情報保護制度から当然のことであり、申立人の主張は、個人情報保護制度の制度趣旨を根本的に誤解するものである。

- (4) よって、本件の異議申立てはいずれも認められないので、実施機関がした部分開示決定は、妥当であると判断される。

平成24年 6月29日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員 田村 泰俊

委員（会長）馬橋 隆紀

委員 飯塚 肇

諮問第7号（個人情報保護）

答申についての訂正

当審査会が平成24年6月29日に行った、上記諮問の答申につき、次のとおり表示上の誤りがあったので、下記のとおり訂正する。

記

答申「2 不服申立ておよび審査の経緯」のうち（3）の第2段落「なお、申立人からは、理由説明書に対する意見書の提出はなく、口頭意見陳述の申出もなかった。」の記載については、申立人からは理由説明書に対する意見書が提出され、当審査会においても、その意見書に基づき審査を行ったので、上記部分を「なお、申立人からは、平成23年10月31日付で理由説明書に対する意見書が提出された。また、申立人からは口頭意見陳述の申出はなかった。」と訂正する。

平成24年 8月 3日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員 田村 泰俊

委員（会長）馬橋 隆紀

委員 飯塚 肇

IV 情報公開・個人情報保護運営審議会

1 情報公開・個人情報保護運営審議会について

(1) 審議会の目的

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を行うため、実施機関からの諮問に応じて調査審議するとともに、制度の運営に関する重要事項について実施機関に建議する機関として、「情報公開・個人情報保護運営審議会」を設置しています。

(2) 審議会の委員

平成25年3月31日現在

役 職	氏 名	備 考
会 長	小川 晃司	弁護士
副会長	早川 和宏	大学教授
委 員	高橋 英明	川口市議会議員
委 員	芦田 芳枝	川口市議会議員
委 員	今井 初枝	川口市議会議員
委 員	小林 眞哉	特別養護老人ホーム施設長
委 員	榎本 美知子	川口市食生活改善推進員
委 員	井上 太郎	埼玉県コンピュータ・ネットワーク防犯連絡協議会会長
委 員	中塩 照美	民生委員・児童委員
委 員	加藤 和	川口商工会議所総務課長
委 員	藤田 博之	公募
委 員	村本 文	公募

2 審議会の開催状況（平成24年度）

回	開催年月日	内 容
第1回	平成24年8月3日	〈報告事項〉 （1）平成23年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について （2）個人情報取扱業務登録について 〈審議事項〉 高齢者の権利擁護業務にかかる電子計算組織の結合について
第2回	平成25年1月24日	〈報告事項〉 平成24年度個人情報取扱業務登録（追加分）の報告について
第3回	平成25年3月27日	〈審議事項〉 医療費のクレジットカード支払業務にかかる電子計算組織の結合について

3 審議会の答申

平成24年度の審議会における答申は次頁のとおりです。

平成24年 8月29日

川口市長 岡村 幸四郎 様

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 田村 泰俊

高齢者の権利擁護業務にかかる電子計算組織の結合（地域包括支援センターシステム）について（答申）

平成24年7月20日付けで意見照会のあった、「地域包括支援センターシステム（電子計算組織の結合）」については、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

審議件名	高齢者の権利擁護業務にかかる電子計算組織の結合について（地域包括支援センターシステム）
審議日	平成24年8月3日（金）
審議結果	承認
内 容	
<p>平成17年6月に改正介護保険法が成立し、平成18年度から地域包括支援センターが市町村に創設されることになり、現在、川口市では地域包括支援センターを委託により16箇所設置している。</p> <p>地域包括支援センターが行う事業は、①介護予防ケアマネジメント事業、②介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合相談及び支援、③虐待の防止や成年後見制度の活用等の権利擁護事業、④地域での安心した暮らしを支援する包括的・継続的ケアマネジメント事業で、相談の窓口から支援までを一体的に実施している。このうち③の権利擁護事業については、平成24年度から長寿支援課の担当となっている。</p> <p>高齢者数の増加に伴い、虐待の相談や成年後見制度における市長申立て件数は年々増えている。これらの権利擁護に関する業務を円滑に進めるにあたっては、地</p>	

域包括支援センターとオンラインで相互通信することによって、情報を共有し連携を図ることが必要である。

本件は、既存の地域包括支援センターネットワークを使用した権利擁護の業務にかかる情報の共有について、川口市個人情報保護条例第9条の2の規定に基づき、電子計算組織の結合に関する事項として、本審議会に諮問されたものである。

本件を慎重に審議した結果、(1) 職員並びに地域包括支援センター専門職の個人単位でIDカード、指紋認証、パスワード認証機能等による使用者制限をする。

(2) サーバは市に設置し、パソコンの外部媒体の設定解除およびメールの使用制限をする。(3) 市と地域包括支援センターを結ぶネットワーク回線は、地域包括センターシステム用の専用線とし、回線を通じて送受信するデータについて暗号化処理を実施する。(4) システム操作者の操作時刻、操作内容等のログの取得ができるようにする。(5) 人的誤操作等を未然に防ぐため、市職員、地域包括支援センター職員への教育を徹底する。(6) オンライン結合する市側の端末は、市の業務系ネットワークから独立した状態とする。

これら個人情報の保護措置が図られていることから、本件を承認するものである。

[電算処理にかかる個人情報の種類]

- 1 虐待に関する個人相談記録（氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、身体
の状況、虐待の状況）
- 2 成年後見制度市長申立てに関する情報
 - ①アセスメント票（氏名、生年月日、認知症の程度、財産の状況、親族の状況）
 - ②申立書（氏名、本籍、住所、電話番号、生年月日、職業）
 - ③申立事情説明書（本人の認識状況、親族の氏名、続柄、住所、電話番号）
 - ④本人事事情説明書（生活の状況、身体
の状況、経歴、財産の状況）

平成25年 3月27日

川口市立医療センター
病院事業管理者 栃木武一 様

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 小川 晃司

医療費のクレジットカード支払業務にかかる
電子計算組織の結合について（答申）

平成25年2月21日付けで意見照会のあった、医療費のクレジットカード支払業務にかかる電子計算組織の結合については、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

審議件名	医療費のクレジットカード支払業務にかかる電子計算組織の結合について
審議日	平成25年3月27日（水）
審議結果	承認
内 容	
<p>平成25年度より、患者の利便性の向上や会計待ち時間の短縮、現金保有リスクの軽減等のために医療費自動精算機を新規に4台導入することに併せ、クレジットカード窓口決済端末を会計窓口に2台・救急外来受付・総合健診センター受付にそれぞれ1台、合計8台にて医療費のクレジットカード支払いを可能にするとのことである。</p> <p>本件は、医療費のクレジットカード支払業務にかかる情報の外部提供について、川口市個人情報保護条例第9条第2号の規定に基づき、電子計算組織の結合に関する事項として、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本件を慎重に審議した結果、</p> <p>(1) 通信内容が判読されないよう、送信されるデータに暗号処理を施す。</p> <p>(2) 病院に設置する医療費自動精算機及びクレジットカード窓口決済端末は、予め</p>	

登録された情報処理センターとしか接続ができないよう設定する。

(3) ルーター（電話回線用に情報処理する端末器）への外部からの着信を拒否する。

(4) クレジットカード決済に不要なデータが送信されることのないよう、精算機制御コントローラ等のプログラムを介して、利用者の個人情報のうちクレジットカード決済に必要な情報のみに制限する。

(5) クレジットカードの不正利用を防止する観点から、クレジットカード決済時には、カード利用者本人が、カードの暗証番号を医療費自動精算機又はクレジットカード窓口決済端末に入力することを原則とする。

(6) クレジットカード支払業務の従事者に対しては、個人情報の取扱いに関する研修を実施し、順守させるとともに、クレジット会社から毎月送付される利用料金明細一覧等についてはそれぞれ所定の期間保存後速やかに廃棄する。

これら個人情報の保護措置が図られていることから、本件を承認するものである。

[電算処理にかかる個人情報の種類]

- ①利用者のクレジットカード番号
- ②利用日
- ③利用金額
- ④利用者の暗証番号
- ⑤利用店舗コード
- ⑥利用クレジットカード会社名

V 附属機関等の会議公開

1 附属機関等の会議公開について

(1) 目的

川口市では平成19年4月から、市民の皆さんに附属機関等の会議を原則的に公開しています。

市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営を実現することを目的としています。

(2) 対象となる会議

地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関、及び市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等において設ける会議が対象となります。

2 附属機関等の会議の公開状況

(1) 附属機関等の会議の公開状況

平成24年度に対象となる附属機関等は105ありました。会議の開催回数は730回でした。

開催回数	公開・非公開の状況(単位：回)※			傍聴人の数
	公開	一部非公開	非公開	
730	160	27	543	97

※非公開で行った会議の主な非公開理由は、審議内容が個人情報に関するため非公開が原則となるもの（川口市介護保険認定審査会(458回)など）や、法令などに定めがあるものです。

(2) 附属機関等の会議別公開状況

(公開・非公開決定後の会議を平成24年4月1日～平成25年3月31日に開催した附属機関等)

非公開の理由：当附属機関等の法令、条例等の規定により会議が非公開とされているとき……………規定

川口市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する場合

- 第1号（法令秘情報）……………7条1号
- 第2号（個人に関する情報）……………7条2号
- 第3号（法人に関する情報）……………7条3号
- 第4号（公共の安全と秩序に関する情報）……………7条4号
- 第5号（審議、検討、協議に関する情報）……………7条5号
- 第6号（事務又は事業に関する情報）……………7条6号
- 第7号（国等との協力関係に関する情報）……………7条7号

公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合…議事運営

附属機関等	公開／非公開の別	所管課	非公開の理由
附属機関等一覧(企画財政部)			
川口市自治基本条例運用推進委員会	公開	総合政策課	
川口市男女共同参画推進委員会	公開	総合政策課	
川口市市民投票条例策定委員会	公開	総合政策課	
川口市行政評価外部評価委員会	公開	行政経営推進室	
川口市指定管理者候補者選定及び評価会議	非公開	行政経営推進室	第7条第3号
附属機関等一覧(総務部)			
川口市同和対策審議会	公開	総務課	
川口市公務災害補償等認定委員会	非公開	職員課	第7条第2号
川口市情報公開・個人情報保護運営審議会	公開	行政管理課	
川口市情報公開・個人情報保護審査会	非公開	行政管理課	第7条第2号
川口市青少年問題協議会	公開	青少年対策室	
附属機関等一覧(危機管理部)			
川口市防災会議	公開	防災課	
川口市国民保護協議会	公開	防犯対策室	
附属機関等一覧(理財部)			
川口市公有財産管理委員会	非公開	管財課	第7条第2号
川口市庁舎建設審議会	公開	管財課	
川口市固定資産評価審査委員会	公開／非公開	税制課	第7条第2号
附属機関等一覧(市民生活部)			
川口市交通安全対策協議会	公開	交通安全対策課	
市民活動助成事業審査会	非公開	かわぐち市民パートナーステーション	第7条第5号
川口市市民活動と行政との協働推進懇談会	公開	かわぐち市民パートナーステーション	
附属機関等一覧(福祉部)			
川口市福祉部指定管理者評価専門委員会	非公開	福祉総務課	第7条第6号
川口市民生委員推薦会	非公開	福祉総務課	第7条第2号
川口市社会福祉保健審議会	公開	福祉総務課	
川口市福祉・就労支援連携事業運営協議会	公開	生活福祉1課	
川口市老人ホーム入所判定委員会	非公開	長寿支援課	第7条第2号
川口市介護給付費等の支給に関する審査会	非公開	障害福祉課	第7条第2号
川口市障害者福祉計画等策定委員会	公開	障害福祉課	
川口市次世代育成支援行動計画推進委員会	公開	子育て支援課	
附属機関等一覧(健康増進部)			
川口市健康・生きがいつくり推進協議会	公開	保健衛生課	
川口市国民健康保険運営協議会	公開	国民健康保険課	
川口市介護保険運営協議会	公開	介護保険課	
川口市介護保険認定審査会	非公開	介護保険課	第7条第2号
附属機関等一覧(環境部)			
川口市環境審議会	公開	環境総務課	
川口市廃棄物対策審議会	公開	廃棄物対策課	
川口市エコリサイクル推進委員会	公開	廃棄物対策課	
川口市レジ袋削減会議	公開	廃棄物対策課	
附属機関等一覧(経済部)			
川口市商工行政審議会	公開	経済総務課	
川口市商工資金審査会	一部非公開	経済総務課	第7条第2号・第3号
川口市労政協議会	公開	労政課	
川口市技能振興推進モデル事業所選定専門部会	公開	労政課	
川口市産業技術・技能者顕彰制度審査委員会	非公開	労政課	第7条第2号・第3号
川口市農政審議会	公開	農政課	
附属機関等一覧(都市計画部)			
川口市住居表示審議会	公開	計画管理課	
川口市景観形成委員会	公開／非公開	都市計画課	第7条第2号
川口市都市計画審議会	公開	都市計画課	
川口市バリアフリー基本構想推進協議会	公開	都市計画課	
川口市総合都市交通体系検討会	公開	都市交通対策室	
川口市開発審査会	非公開	開発審査課	規定
川口市建築審査会	一部非公開	建築審査課・計画管理課	第7条第2号
川口市緑化対策委員会	公開	みどり課	

附属機関等	公開／非公開の別	所管課	非公開の理由
附属機関等一覧(都市整備部)			
川口都市計画事業芝東第3土地地区画整理審議会	非公開	西部土地地区画整理事務所	第7条第2号・第3号
川口都市計画事業芝東第4土地地区画整理審議会	非公開	西部土地地区画整理事務所	第7条第2号・第3号
川口都市計画事業芝東第5土地地区画整理審議会	非公開	西部土地地区画整理事務所	第7条第2号・第3号
川口都市計画事業芝東第6土地地区画整理審議会	非公開	西部土地地区画整理事務所	第7条第2号・第3号
川口都市計画事業石神西立野特定土地地区画整理審議会	非公開	北部土地地区画整理事務所	第7条第2号・第3号
川口都市計画事業石神西立野特定土地地区画整理評価員会	非公開	北部土地地区画整理事務所	第7条第2号・第3号
川口都市計画事業安行藤八特定土地地区画整理審議会	非公開	北部土地地区画整理事務所	第7条第2号・第3号
川口都市計画事業安行藤八特定土地地区画整理評価員会	非公開	北部土地地区画整理事務所	第7条第2号・第3号
川口都市計画事業新郷東部第2土地地区画整理審議会	非公開	東部土地地区画整理事務所	第7条第2号・第3号
川口都市計画事業里土地地区画整理審議会	非公開	里土地地区画整理事務所	第7条第2号・第3号
附属機関等一覧(水道部・下水道部)			
川口市上下水道事業運営審議会	公開	水道総務課	
附属機関等一覧(生涯学習部)			
川口市社会教育委員会議	公開	生涯学習課	
川口市立中央ふれあい館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市青少年婦人教育施設運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立南平公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立新郷公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立神根公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立西公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立芝公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立前川公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立安行公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立西川口公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立青木公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立栄町公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立上青木公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立並木公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立戸塚公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立芝南公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立朝日公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立根岸公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立領家公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立芝西公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立芝北公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立芝富士公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立神根西公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立新郷南公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立前川南公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立朝日東公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立神根東公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立芝園公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立横菅根公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立安行東公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立青木東公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立戸塚西公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立鳩ヶ谷公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立南鳩ヶ谷公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立里公民館運営審議会	公開	生涯学習課	
川口市立アートギャラリー運営審議会	公開	文化推進室	
川口市文化財保護審議会	一部非公開	文化財課	第7条第2号・第3号
川口市図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会	公開	中央図書館	
川口市立科学館運営審議会	公開	科学館	
川口市スポーツ推進審議会	公開	スポーツ課	
附属機関等一覧(学校教育部)			
川口市障害児就学支援委員会	非公開	指導課	規定
川口市学校給食運営審議会	公開	学校保健課	
川口市結核対策委員会	非公開	学校保健課	第7条第2号
附属機関等一覧(その他部局等)			
川口市立医療センター倫理委員会	公開	医療センター庶務課	
川口市立医療センター治験委員会	非公開	医療センター庶務課	第7条第3号

VI 資 料

川口市情報公開条例

平成12年9月27日

条例第49号

(目的)

第1条 この条例は、市民の行政情報に関する知る権利を認識した上で、地方自治の本旨にのっとり、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、市の諸活動を説明する責務の全う及び市政への市民の参加と協働の推進を図り、もって公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
 - イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(平成18条例9・一部改正)

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の公文書の公開を求める権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報が十分保護されるよう配慮しなければならない。

2 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、公文書を適正に管理しなければならない。

(適正使用)

第4条 公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの

(請求の手続)

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。

2 実施機関は、前項の書面（以下「公開請求書」という。）に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

3 前項の場合において、公開請求者が当該公開請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当該補正に係る公開請求を拒否しなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定又は法的拘束力のある指示により公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合におい

て、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であつて公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 任意に提供された情報であつて、提供者の承諾なく公にすることにより、提供者との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれ

(7) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

（平成17条例57・平成19条例42・一部改正）

（公文書の部分公開）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部

分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、全部又は一部を公開する旨の決定(以下「公開決定」という。)をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(第6条第3項及び前条の規定により公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときの公文書又は公文書の一部を公開する旨の決定をしたときの非公開部分が期間の経過により公開できるものとなる期日が明らかなきときは、その期日を前2項の書面に付記しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日(川口市の休日を定める条例(平成元年条例第55号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。))を除く。)以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日(市の休日を除く。)以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日(市の休日を除く。)以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障を来すおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれ

ば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に市及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の方法)

第15条 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(不服申立てがあつた場合の手続)

第16条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該不服申立てについての決定又は裁決をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の

決定を除く。以下この号及び第18条において同じ。)を変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開するとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
(諮問をした旨の通知)

第17条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 公開請求者(公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第18条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(費用負担)

第19条 この条例の規定に基づき公文書の公開を受けるものは、当該公文書の公開を受ける際に、別表に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

- 2 市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、実施機関が公開決定に係る公文書を不特定多数の者が知り得る方法で実施機関が定めるものにより公にすることを予定し、又は公にする必要があると判断するときは、当該公文書の公開に係る手数料を免除するものとする。
- 3 前項に規定する場合のほか、市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(平成18条例9・一部改正)

(情報提供の推進)

第20条 実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、この条例の定めるところにより公文書の公開を行うほか、市政に関する正確で分かりやすい情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

(検索資料の作成等)

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(情報公開制度に関する事務の改善等)

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、各実施機関における公文書の公開等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第24条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの(以下この条において「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(平成17条例57・全改)

(指定管理者の情報公開)

第25条 市の公の施設を管理する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、市の公の施設の指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(平成17条例57・追加)

(他の制度との調整)

第26条 この条例は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を受けることができる場合については、適用しない。

(平成17条例57・旧第25条線下)

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成17条例57・旧第26条線下)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行し、同日以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

(適用外公文書の任意的公開)

2 実施機関は、この条例の施行の前日に作成し、又は取得した公文書の公開を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

3 第19条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

4 平成13年4月1日から鳩ヶ谷市の編入の日(次項及び附則第6項において「編入日」という。)の前日までに編入前の鳩ヶ谷市の職員が作成し、又は取得した編入前の鳩ヶ谷市情報公開条例(平成14年鳩ヶ谷市条例第34号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。)第2条第2号に規定する公文書については、実施機関の職員が作成し、又は取得したものとみなして、この条例の規定を適用する。

(平成23条例24・追加)

5 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成23条例24・追加)

6 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた、公文書の公開請求に対しての公開の対象となる公文書、実施機関の間での事案の移送、公開に係る手数料及び費用並びに公文書の公開の申出に対しての公文書の公開事務については、なお編入前の鳩ヶ谷市条例の例による。

(平成23条例24・追加)

附 則(平成17年12月21日条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

2 川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成18年3月24日条例第9号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月27日条例第42号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成23年9月26日条例第24号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

別表（第19条関係）

公開の区分	手数料の額	
	第5条第1号から第5号までに該当するもの	第5条第6号に該当するもの
閲覧	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円
視聴	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円
写しの交付	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円

備考

- 1 1件とは、決裁、供覧等の手続を一にするものをいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧等に係る公文書の写しの交付を受ける場合においては、当該閲覧等及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付を受ける場合の手数料によるものとする。

川口市個人情報保護条例

平成12年9月27日

条例第50号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する保有個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障することにより、情報に関する個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

(平成17条例57・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (3) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
 - イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の公文書に記録されているものをいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (6) 電子計算組織 電子計算機を利用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

(平成17条例57・平成18条例10・一部改正)

(実施機関の責務等)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平成17条例57・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う業務（以下「個人情報取扱業務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 実施機関が川口市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、個人情報取扱業務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 争訟、選考、指導、相談等の事務事業を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務事業の適正な執行に支障を来すと認められるとき。

(6) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあることその他の事由により

本人から収集することができないとき。

(7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

（平成17条例57・一部改正）

（個人情報取扱業務の登録）

第7条 実施機関は、個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- (1) 個人情報取扱業務の名称
- (2) 個人情報の収集の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の項目
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に関する業務であって専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項の規定により登録した個人情報取扱業務を廃止し、又は変更したときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による登録又は前項の規定による修正を行ったときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定による登録に係る事項（第3項の規定により登録を抹消し、又は修正したときは、その旨）を規則で定めるところにより公示しなければならない。

6 実施機関は、前項の事項に係る目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報取扱業務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）又は当該実施機関以外の者への保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 目的外利用をする場合又は国等若しくは他の実施機関に外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することにつき相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

- (5) 国等又は他の実施機関以外の者に外部提供をする場合において、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるとき。
- 2 実施機関は、前項の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を審議会に報告しなければならない。
- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱業務の名称
 - (2) 目的外利用等をした理由
 - (3) 目的外利用等をした保有個人情報の項目
 - (4) その他規則で定める事項
- 3 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

（平成17条例57・一部改正）

（電子計算組織の結合の制限）

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、本市以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるとき。

（適正な維持管理）

第10条 実施機関は、個人情報取扱業務の実施に当たっては、保有個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新のものとする。
 - (2) 保有個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えい等の事故を防止すること。
- 2 実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報（歴史的又は文化的価値が生じると認められるものを除く。）を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

（平成17条例57・一部改正）

（委託に伴う措置）

第11条 実施機関は、個人情報取扱業務を委託しようとするときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（指定管理者が行う措置）

第12条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報の適正な管理に関する協定上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（平成17条例57・追加）

（受託者等の義務）

第13条 実施機関から個人情報取扱業務の委託を受けた者又は公の施設の管理を行う指定管理者は、第10条第1項各号及び第2項に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から委託を受けた業務又は指定管理者が管理する公の施設の業務における個人情報取扱業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（平成17条例57・旧第12条線下・一部改正）

（保有個人情報の開示を請求できる者）

第14条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録された自己に関する保有個人情報（第7条第2項に規定する業務に係るものを除く。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者及び成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で15歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

（平成17条例57・旧第13条線下・一部改正）

（開示請求の方法）

第15条 開示請求は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 法定代理人が開示請求をしようとする場合で本人の同意が必要なときは、それを証明するために必要な書類を前項の書類に併せて提出し、又は提示しなければならない。

4 実施機関は、第1項の書面（以下「開示請求書」という。）に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

5 前項の場合において、開示請求者が当該開示請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当該補正に係る開示請求を拒否しなければならない。

（平成17条例57・旧第14条線下・一部改正）

（開示しないことができる保有個人情報）

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定又は法的拘束力のある指示により、開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求者以外の者に関する情報を含む保有個人情報であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- (3) 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する保有個人情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市又は国等が行う事務又は事業に関する保有個人情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- (5) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であつて、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの
- (6) 個人の評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報であつて、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるもの
- (7) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報

(平成17条例57・旧第15条線下・一部改正)

(保有個人情報の部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる保有個人情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(平成17条例57・旧第16条線下・一部改正)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、

不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平成17条例57・旧第17条線下・一部改正)

(開示請求に対する措置)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(第15条第5項及び前条の規定により開示請求を拒否するとき並びに開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたときの保有個人情報又は保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたときの不開示部分が期間の経過により開示できるものとなる期日が明らかなきときは、その期日を前2項の書面に付記しなければならない。

(平成17条例57・旧第18条線下・一部改正)

(開示決定等の期限)

第20条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日(川口市の休日を定める条例(平成元年条例第55号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。))を除く。)以内にしなければならない。ただし、第15条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日(市の休日を除く。)以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(平成17条例57・旧第19条線下・一部改正)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に市及び開示請求者以外の者(以下この条、第30条及び第31条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平成17条例57・旧第20条線下・一部改正)

(保有個人情報の開示の方法)

第22条 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

2 保有個人情報の開示を受けようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求者であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(平成17条例57・旧第21条線下・一部改正)

(開示請求及び開示の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 前項の規定による開示請求をしようとする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、規則で定める書類を提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があつたときは、前2条の規定にかかわらず、直ちに本人であることを確認し、規則で定める方法により、開示するものとする。

(平成17条例57・旧第22条線下・一部改正)

(訂正等の請求)

第24条 何人も、実施機関が保有する公文書に記録された自己に関する保有個人情報について、事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。

2 何人も、実施機関が保有する公文書に記録された自己に関する保有個人情報が第6条の規定による収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、当該実施機関に対し、その削除の請求をすることができる。

3 何人も、実施機関が保有する公文書に記録された自己に関する保有個人情報が第8条第1項の規定によらないで目的外利用等をされていると認めるときは、当該実施機関に対し、その中止の請求をすることができる。

4 第14条第2項の規定は、前3項に規定する訂正、削除又は目的外利用等の中止（以下「訂正等」という。）の請求について準用する。

(平成17条例57・旧第23条線下・一部改正)

(訂正等の請求の方法)

第25条 訂正等の請求は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項から第5項までの規定は、訂正等の請求について準用する。

(平成17条例57・旧第24条線下・一部改正)

(訂正等をしないことができる保有個人情報)

第26条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

(平成17条例57・旧第25条線下・一部改正)

(訂正等の請求に対する措置)

第27条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正等をするときは、全部又は一部の訂正等をする旨の決定をし、訂正等をした上、訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないとき（第25条第3項において準用する第15条第5項の規定により訂正等の請求を拒否するとき及び訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(平成17条例57・旧第26条線下・一部改正)

(訂正決定等の期限)

第28条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正等の請求があった日から起算して15日（市の休日を除く。）以内にしなければならない。ただし、第25条第3項において準用する第15条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

(平成17条例57・旧第27条線下・一部改正)

(不服申立てがあつた場合の手續)

第29条 開示決定等又は訂正決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該不服申立てについての決定又は裁決をしなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示す

る旨の決定を除く。以下この号及び第31条において同じ。)を変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示するとき並びに訂正決定等(訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をする旨の決定を除く。)を変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部の訂正等をするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(平成17条例57・旧第28条線下・一部改正)

(諮問した旨の通知)

第30条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者又は訂正等請求者(開示請求者又は訂正等請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(平成17条例57・旧第29条線下)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第31条 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。この場合において、同項中「実施機関」とあるのは「処分庁又は審査庁」と、「開示決定」とあるのは「保有個人情報を開示する旨の決定又は裁決」と読み替えるものとする。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平成17条例57・旧第30条線下・一部改正)

(苦情の処理)

第32条 実施機関は、当該実施機関が行う保有個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

(平成17条例57・旧第31条線下・一部改正)

(費用負担)

第33条 この条例の規定による保有個人情報の開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。

- 2 この条例の規定に基づき保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(平成17条例57・旧第32条線下・一部改正)

(個人情報保護制度に関する事務の改善等)

第34条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、審議会の意見を聴かなければならない。

(平成17条例57・旧第33条線下)

(実施状況の公表)

第35条 市長は、個人情報保護制度の適正な運用を明らかにするために、毎年度各実施機関における保有個人情報の開示及び訂正等の実施状況をとりまとめ、これを公表するものとする。

(平成17条例57・旧第34条線下・一部改正)

(出資法人の講ずる措置)

第36条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、その保有する個人情報の保護に関し、この条例に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるように指導に努めるものとする。

(平成17条例57・旧第35条線下)

(他の制度との調整)

第37条 この条例は、他の法令等の規定により、自己に関する保有個人情報の開示又は訂正等の請求ができる場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が一般の利用に供することを目的として管理している図書等に記録されている個人情報については、適用しない。

(平成17条例57・旧第36条線下・一部改正)

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成17条例57・旧第37条線下)

(罰則)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第13条第1項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(平成17条例57・追加)

第40条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正

な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

(平成17条例57・追加)

第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

(平成17条例57・追加)

第42条 前3条の規定は、市の区域外において、これらの条の罪を犯した者にも適用する。

(平成17条例57・追加)

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

(平成17条例57・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱業務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは」とあるのは、「個人情報取扱業務を現に行っているときは、遅滞なく」とする。

3 この条例の施行の際、現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

4 鳩ヶ谷市の編入の際、編入前の鳩ヶ谷市から承継された個人情報については、この条例の相当規定により収集されたものとみなす。

(平成23条例25・追加)

5 鳩ヶ谷市の編入の日(以下この項から附則第7項までにおいて「編入日」という。)前に、編入前の鳩ヶ谷市個人情報保護条例(平成11年鳩ヶ谷市条例第21号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。)第2条第1項に規定する実施機関において行われていた個人情報の処理で、編入日以後、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(平成23条例25・追加)

6 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成23条例25・追加)

7 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成23条例25・追加)

附 則 (平成17年12月21日条例第57号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第10号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月26日条例第25号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

川口市附属機関等の会議公開に関する要綱

平成19年3月15日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市市民参加条例（平成24年条例第16号。以下「条例」という。）第16条及び第17条の規定により、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定める。

(附属機関等の定義)

第2条 この要綱において、「附属機関等」とは、次の各号をいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関
- (2) 市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等

(会議公開の原則)

第3条 条例第16条の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開・非公開の決定)

第4条 附属機関等は、条例第16条に規定する基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

2 附属機関等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

3 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、情報公開条例の根拠条項のほか、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 条例第15条第2項に規定する事前公表は、会議の公開・非公開にかかわらず、当該会議の開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由

- (7) 傍聴人の定員
- (8) 傍聴手続
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他

2 前項の公表は、附属機関等の会議のお知らせを市政情報コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。
(傍聴手続等)

第6条 附属機関等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。

3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。
(会議の秩序維持)

第7条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

(1) 附属機関等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議の会場において発言しないこと。

(3) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。

(4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(5) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。

(6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

2 附属機関等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

(会議資料の提供)

第8条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供するように努めるものとする。

(会議記録の写しの閲覧)

第9条 条例第17条に規定する会議記録の作成は会議終了後速やかに行い、当該会議記録を当該附属機関等の所管課及び市政情報コーナーに備え置き、当該会議記録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

2 会議記録は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について、市民等が理解できるように努めるものとする。

(1) 会議の名称

- (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 出席者
 - (5) 議題
 - (6) 公開・非公開の別
 - (7) 非公開の理由
 - (8) 傍聴人の数
 - (9) 会議資料
 - (10) 審議経過
 - (11) その他
- (運用状況の報告及び公表)

第 10 条 当該附属機関等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の 4 月末日までに行政管理課長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 一部非公開された会議の議題及び回数
- (4) 非公開された会議の議題及び回数
- (5) 各回の傍聴人の数

2 行政管理課長は、毎年 1 回附属機関等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの附属機関等において別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

〔情報公開及び個人情報保護制度における過去の施行状況〕

1 情報公開制度

(1) 公開請求・申出の年度別処理件数

年度	区分	受付 件数	取下げ 件数	対象 文書数	決定内容(単位:文書数)			存否応答 拒否による 非公開決	文書不存 在による非 公開決定
					公開	部分公開	非公開		
13年度	請求	59	3	511	88	423	0	0	1
	申出	26	4	47	19	28	0	0	2
	計	85	7	558	107	451	0	0	3
14年度	請求	96	10	555	227	328	0	0	2
	申出	37	1	72	25	47	0	0	0
	計	133	11	627	252	375	0	0	2
15年度	請求	89	9	542	209	332	1	0	0
	申出	79	4	110	23	87	0	0	0
	計	168	13	652	232	419	1	0	0
16年度	請求	91	16	830	591	239	0	0	6
	申出	129	9	226	99	127	0	0	1
	計	220	25	1,056	690	366	0	0	7
17年度	請求	75	15	411	12	396	3	0	4
	申出	13	0	14	2	12	0	0	0
	計	88	15	425	14	408	3	0	4
18年度	請求	127	15	3,088	210	2,878	0	0	2
	申出	25	3	27	4	23	0	0	0
	計	152	18	3,115	214	2,901	0	0	2
19年度	請求	161	24	530	100	430	0	0	9
	申出	52	2	61	18	43	0	0	0
	計	213	26	591	118	473	0	0	9
20年度	請求	180	36	761	59	701	1	0	3
	申出	68	10	78	18	60	0	0	0
	計	248	46	839	77	761	1	0	3
21年度	請求	222	56	780	133	647	0	0	4
	申出	80	18	93	15	78	0	0	0
	計	302	74	873	148	725	0	0	4
22年度	請求	155	65	749	133	616	0	0	4
	申出	17	3	17	0	17	0	0	0
	計	172	68	766	133	633	0	0	4
23年度	請求	184	71	292	34	258	0	0	5
	申出	18	2	28	0	28	0	0	0
	計	202	73	320	34	286	0	0	5
24年度	請求	177	78	517	87	430	0	0	2
	申出	32	1	45	1	44	0	0	0
	計	209	79	562	88	474	0	0	2
合計	請求	1,616	398	9,566	1,883	7,678	5	0	42
	申出	576	57	818	224	594	0	0	3
	計	2,192	455	10,384	2,107	8,272	5	0	45

(請求: 条例施行日(平成13年4月1日)以降に取得・作成した文書)
申出: 「請求」以外の場合

(2) 非公開決定としたもの(部分公開決定の非公開部分を含む)の理由

非公開又は部分公開の理由	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
法令秘情報	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
個人に関する情報	172	281	260	253	109	2,747	316	582	456	333	190	368
法人等に関する情報	376	227	283	202	367	2,827	420	581	367	356	150	361
公共の安全と秩序の維持に関する情報	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	6	0
審議、検討、協議に関する情報	43	1	2	2	16	0	6	7	30	34	23	11
事務又は事業に関する情報	0	0	1	1	2	5	1	9	3	1	49	1
国等との協力関係に関する情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
存否応答拒否	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文書不存	3	2	0	7	4	2	9	3	4	4	5	2
時限付公開	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	597	512	546	465	498	5,581	760	1,182	860	729	423	743

※ 文書数を示す。ただし、文書不存については受付件数を示す。
※ 同一処分に複数の理由が存在する場合がある。

(3) 情報公開請求申出者の内訳(第5条関係)

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
(1) 市内に住所を有する者	21	61	47	52	26	31	59	40	49	46	58	62
(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	3	10	14	34	10	28	37	64	69	22	25	22
(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	6	2	2	6	0	2	5	8	13	0	4	2
(4) 市内に存する学校に在学する者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	1	0	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0
(6) 公文書の公開を必要とする理由を明記できる者	54	60	104	128	50	89	112	136	171	104	115	123
合計	85	133	168	220	88	152	213	248	302	172	202	209

※ 受付件数を示す。

2 個人情報保護制度

(1) 開示等請求の年度別処理件数

年度	区分	請求 件数	取下げ 件数	主な請求内容	決定内容			存否応 答拒否に よる不開 示決定	文書不 存在によ る不開示 決定
					開示	部分開示	不開示 (不訂 正)		
13年度	開示	3	0	診療録及び画像記録、 判定依頼調書面接記 録表等	2	1	0	0	0
14年度	開示	4	0	指導要録、救急活動記録 表等	3	1	0	0	0
	訂正等	3	0	住基ネットへの提供の中 止等	0	0	3	0	0
15年度	開示	9	0	住民票交付申請書、戸 籍謄本抄本請求書、印 鑑登録証明書交付申 請書等	3	3	0	0	3
16年度	開示	20	1	上記の他、救急活動記 録、共同ビル新築工事 に関する近隣説明状況 報告書、外国人登録原 票等	11	5	0	0	3
17年度	開示	20	2	住民票交付申請書、戸 籍謄本抄本請求書、印 鑑登録証明書交付申 請書、指導台帳等	9	6	0	0	3
18年度	開示	19	2	戸籍謄本請求書、印鑑登 録証明書交付申請書、住 民票交付申請書、介護保 険住宅改修費に関わる書 類一式、火災調査記録票 等	7	5	0	0	5
19年度	開示	33	3	病院外来のレセプト、戸籍 謄本請求書、印鑑登録証 明書交付・抹消申請書、 住民票交付申請書、介護 保険認定審査会資料の認 定調査票、生徒指導要 録、救急活動記録票等	16	10	0	1	3
20年度	開示	32	7	住民票交付申請書、住 民票消除申立書、戸籍 謄本抄本請求書、印鑑 登録証明書交付・廃止 申請書、自動車臨時運 行許可申請書、指導要 録、審査会・審議会の 議事録、苦情申出調査 報告書等	11	7	0	0	7
21年度	開示	55	1	住民票交付申請書、戸 籍謄本抄本請求書、印 鑑登録証明書交付・廃 止申請書、自動車臨時 運行許可申請書、苦情 処理報告書等	23	20	1	0	10

年度	区分	請求 件数	取下げ 件数	主な請求内容	決定内容			存否応 答拒否に よる不開 示決定	文書不 存在によ る不開 示決定
					開示	部分開示	不開示 (不訂 正)		
22年度	開示	46	3	国民健康保険簡易申 告書、農地転用届出関 係書、住民票交付申請 書、戸籍謄本抄本交付 申請書、印鑑登録証明 書交付申請書、診療報 酬明細書等	20	12	0	0	14
23年度	開示	43	5	下水道宅内排水設備に 関する文書、介護認定 調査票、住民票交付申 請書、戸籍謄本抄本交 付申請書、印鑑登録証 明書交付申請書、診療 報酬明細書等	17	22	0	0	2
24年度	開示	57	4	介護認定調査票、印鑑 登録証明書交付申請 書、住民票交付申請 書、戸籍謄本抄本交 付申請書、更生相談所判 定結果、生活保護の調 査・訪問記録、診療報 酬明細書、救急活動記 録票等	32	23	0	0	13
合 計		344	28		154	115	4	1	63

※ 請求区分の訂正等に対する決定内容は、訂正、一部訂正、不訂正。

(2) 不開示(不訂正)決定としたもの(部分開示決定の不開示部分を含む)の理由

不開示又は部分開示の理由		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
第 16 条 関 係	法令秘情報(第16条第1号)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	開示請求者以外に関する情報(第16条第2号)	1	1	2	5	5	4	8	5	15	11	19	13
	審議、検討、協議に関する情報(第16条第3号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事務又は事業に関する情報(第16条第4号)	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1
	国等との協力関係に関する情報(第16条第5号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6
	評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報(第16条第6号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	2
	未成年者に関する情報(第16条第7号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
存否応答拒否(第18条)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
文書不存在(第19条第2項)	0	0	3	3	3	6	6	9	16	18	2	22	
不訂正(第27条第2項)	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他の制度との調整(第37条)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
合 計		1	4	7	8	9	10	15	14	33	31	32	46

※ 同一処分に複数の理由が存在する(H15、19、21、22、23、24年度)。

3 川口市情報公開・個人情報保護審査会答申

No.	答 申 日	実施機関 (諮問庁)	件 名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
1	平成14年4月10日	教育委員会 (教育総務課)	「平成13年6月6日実施教育委員会定例会秘密会会議録及び一切の資料」についての部分公開決定に対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
2	平成14年4月10日	教育委員会 (教育総務課)	「平成13年6月6日実施教育委員会定例会秘密会会議録及び一切の資料」についての部分公開決定に対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
3	平成15年3月27日	教育委員会 (指導課)	「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理についての学校から市教委への市内小中学校全校の回答書」についての非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
4	平成15年3月27日	教育委員会 (指導課)	「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理についての学校から市教委への市内小中学校全校の回答書」についての非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
5	平成15年4月14日	市長 (市民課)	「住基ネットへの本人確認情報の提供という目的外利用等の中止請求及び住民票コードという個人情報の削除請求」についての不訂正決定に対する不服申立て	住基ネットへの本人確認情報の外部提供及び住民票コードの削除を拒否した決定は妥当	答申どおり
6	平成16年10月21日	市長 (開発審査課)	「川口市川口1丁目2番地区共同ビル新築工事に関する近隣説明報告書及びその添付図書並びに変更届」についての部分公開決定に対する不服申立て	個人情報に該当し、非公開とした決定は妥当	答申どおり
7	平成16年11月11日	市長(市民課)	「請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書(平成16年2月1日から平成16年3月16日)」についての文書不存在のための非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
8	平成17年12月26日	市長 (区画整理事業課)	「平成17年1月18日No.493で認可された区画整合法第76条の許可の写し及び認可に至るまでの経緯に関する文書一切」についての部分公開決定に対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)

No.	答 申 日	実施機関 (諮問庁)	件 名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
9	平成17年12月26日	市長 (区画整理事業課)	「川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業に係る仮換地指定(川東区発第77号及び同第79号)に対して申立てのあった審査請求に対する裁決謄本及びこの裁決に対する川口市での協議内容に関する資料一切の他4項目」についての部分公開決定に対する不服申立て	個人情報及び審議、検討、協議並びに事務事業情報を理由に部分公開とした決定は妥当	答申どおり
10	平成19年6月25日	市長 (市民課)	行政書士、弁護士等有資格者の戸籍謄本、住民票の職務上請求に関し有資格者と川口市とのメモを含む協議記録の他10項目についての部分公開決定に対する不服申立て	一部の文書(1、2、10、11の文書)を非公開とする決定は妥当	答申どおり
11	平成23年3月1日	市長 (職員課)	「調査等に関する手続、調査方法管理保管状況等」についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
12	平成23年3月1日	病院事業管理者 (医療センター庶務課、管理課、医療情報課)	「調査等に関する手続、調査方法管理保管状況等」についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
13	平成24年6月29日	教育委員会 (学務課)	平成21年9月21日開催の川口市教育委員会における同委員会議事録に記載されている教育長の「免許法が変わり、中学校の免許しか所持していなくても、小学校で所持している免許の教科は教えることができる。例えば教科担任制の学校に行けば、その学年の教えることは可能である。逆を言えば学級担任は持ちづらい」との発言のうち、「学級担任は持ちづらい」との発言の法的根拠を示す文書等についての非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
14	平成24年6月29日	市長 (障害福祉課)	「〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	個人情報等に該当し非公開とした決定は妥当	答申どおり
15	平成24年7月13日	市長 (下水道維持課)	「東内野〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の下水道取付管工事に於ける請求書に対する支出伝票、またその支払の内訳がわかる文書」等についての部分公開決定に対する不服申立て	一部の文書を非公開とする決定は妥当	答申どおり

4 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会答申

No.	答 申 日	実 施 機 関 (諮 問 庁)	件 名	答申の内容
1	平成13年5月11日	市長 (行政管理課)	個人情報保護制度の運営について (個人情報取扱の承認基準について)	一括承認基準の明規
2	平成13年8月30日	市長 (行政管理課)	個人情報の外部提供について (議案及び報告事項に記載される個人情報の外部提供について)	記載方法の明規
3	平成15年11月25日	水道事業管理者 (水道部業務課)	個人情報の外部提供について (水道業務委託に伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
4	平成16年9月28日	市長 (高齢福祉課)	個人情報の外部提供について (老人保健医療事務共同電算処理に伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
5	平成16年9月28日	市長 (国民健康保険課)	個人情報の外部提供について (国民健康保険事務共同電算処理に伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
6	平成17年3月18日	市長 (行政管理課)	情報公開制度及び個人情報保護制度の見直しについて (手数料、指定管理者、独立行政法人等及び地方独立行政法人、罰則規定について)	制度の改正内容の整理
7	平成18年8月25日	市長 (介護保険課)	介護保険事務に係る電子計算組織の結合(地域包括支援センターシステム)について	承認
8	平成20年2月1日	市長 (高齢福祉課)	個人情報の外部提供について (災害時要援護者に関する個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
9	平成22年3月23日	市長 (市民課)	個人情報の外部提供について (川口市戸籍謄本等の本人通知制度について)	承認
10	平成24年8月29日	市長 (長寿支援課)	高齢者の権利擁護業務にかかる電子計算組織の結合(地域包括支援センターシステム)について	承認
11	平成25年3月27日	病院事業管理者 (医事課)	医療費のクレジットカード支払業務にかかる電子計算組織の結合について	承認

平成24年情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書 正誤表

ページ	訂正箇所	正	誤
38	通しNo.6 1 実施機関 担当課	<u>教育委員会</u> 学務課	市長 学務課
49	No.5 6 修正の理由	<u>ひとり親家庭等医療費</u> の適正な	<u>児童扶養手当</u> の適正
50	No.6 1 修正の理由	<u>支給制限規定</u>	<u>支給制限規程</u>
50	No.6 4 修正の内容	「識別番号」を、財産・経済欄に「子ども医療費受給状況」を、それぞれ追加するもの	「識別番号」並びに財産・経済欄に「子ども医療費受給状況」を追加するもの
51	No.6 5 修正の内容	「識別番号」を、財産・経済欄に「子ども医療費受給状況」を、それぞれ追加するもの	「識別番号」並びに財産・経済欄に「子ども医療費受給状況」を追加するもの
67	No.4 9 目的外利用・外部提供する課名又は外部提供者	<u>法務省</u>	<u>総務省</u>
69	No.5 8 根拠	相当の理由・権利利益を害しない	<u>本人同意</u> ・相当の理由・権利利益を害しない

※下線箇所が訂正箇所になります

個人情報取扱業務登録について

【対象：平成24年度未報告分及び

平成25年度分（平成25年6月30日まで）】

目 次

1	新規	1 ページ
2	修正	2 ページ
3	廃止	1 1 ページ
4	目的外利用・外部提供	1 2 ページ

1 個人情報取扱業務 新規登録について

※業務開始年月日順

No.	担当課	業務の名称	個人情報の収集の目的	記録の対象者	業務開始年月日	収集の方法
1	防犯対策室	暴力団に関する相談・問合せ業務	川口市暴力団排除条例に基づき、暴力団、暴力団員、暴力団員等に関する相談・問合せに対する指導及び助言を行うため。	暴力団に関する通報者並びに暴力団、暴力団員及び暴力団関係者	平成24年10月1日	本人 本人以外
2	建築審査課	低炭素建築物新築等計画認定業務	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、その建築物が法律に適合しているかどうかを審査するため。	建築主	平成24年12月4日	本人 本人以外
3	地球高温化対策室	川口市地球高温化対策活動支援金交付業務	地球高温化対策の一環として、市内から排出される温室効果ガスの削減に有効な活動をされた方への支援を行うため。 ※従来、当業務を環境総務課で行っていたが組織改正に伴い地球高温化対策室での業務となったもの)	支援金の申請者及び共有名義者	平成25年4月1日	本人 本人以外 目的外
4	建築審査課	被災建築物応急危険度判定業務	地震による被災後の人命に係わる被災建築物の二次的災害の防止の観点から、判定士の迅速な支援が求められるため。	川口市内在住及び在勤の被災建築物応急危険度判定士	平成25年4月1日	本人 本人以外
5	防災課	災害時要援護者支援業務	要援護者への災害時での避難行動の支援、及び浸水被害が予想される場合での土のうの提供等を行うため。	川口市災害時要援護者登録制度への登録者	平成25年5月1日	本人 目的外
6	歴史自然公園・火葬施設整備室	「川口市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づく説明会	「川口市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づく説明会の参加対象者の抽出を行うため。	川口市火葬施設予定地周囲300mの土地、家屋所有者	平成25年5月13日	目的外

2 個人情報取扱業務 修正について

(1)住民基本台帳法の一部改正に伴わないもの

※修正年月日順

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
1	市民課	被仮放免者関係業務	子育て支援課の児童扶養手当業務・ひとり親家庭等医療費支給業務の各業務において手当等の受給資格確認のため、当業務(仮放免者関係業務)の情報を利用を求められたことから、目的外利用を開始するよう修正するもの。	目的外利用欄を「有」と修正するもの。	平成24年7月9日
2	子育て支援課	児童扶養手当業務	児童扶養手当の適正な支給のため、対象者が要件を満たしているか確認するため、市民課より目的外利用を行うもの。	収集・記録される個人情報の項目の基本的事項欄に「仮放免した日、失効日、執行理由」を追加するもの。 市民課より「被仮放免者関係業務」を目的外利用する。	平成24年7月9日
3	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費支給業務	ひとり親家庭等医療費の適正な支給のため、対象者が要件を満たしているか確認するため、市民課より目的外利用を行うもの。	収集・記録される個人情報の項目の基本的事項欄に「仮放免した日、失効日、執行理由」を追加するもの。 市民課より「被仮放免者関係業務」を目的外利用する。	平成24年7月9日
4	青少年対策室	青少年保護育成本部事業関係業務	現在実施している「七つの祝い」及び「親と子の音楽会」の対象者に、新たに「被災者」においても対象者に加えるため、その対象者の把握及び案内の発送をおこなうため市民課より目的外利用を行うもの。	収集・記録される個人情報の項目の基本的事項欄に「避難者に関する情報(郵便番号・住所・氏名・生年月日・性別・代表者氏名)」を追加するもの。 市民課より「全国避難者情報システム関係業務」を目的外利用する。	平成24年9月7日
5	保育課	保育所入所関係業務	保育料滞納者が、子ども医療費の支給制限規定に該当しているか確認し、窓口での対応等により滞納者の完納を目的とする。	収集・記録される個人情報の項目の財産・経済欄に「支給状況(子ども医療費支給及び支給制限)」の項目を追加するもの。 子育て支援課より「子ども医療費支給業務」を目的外利用する。	平成24年11月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
6	長寿支援課	高齢者世帯調査業務	東日本大震災により川口市内へ避難された65歳以上の方を把握するため、市民課より目的外利用を行うもの。	対象者の範囲に「東日本大震災により川口市内へ避難された65歳以上の方」を追加する。 収集・記録される個人情報の項目の基本的事項欄に「避難先住所、被災地住所」を追加するもの。 市民課より「全国避難者情報システム関係業務」を目的外利用する。	平成24年12月1日
7	学務課	市立幼稚園保育料業務	市立幼稚園保育料滞納者への納付促進及び滞納額削減につなげるため、子育て支援課から外部提供を受けるもの。	収集の方法に「本人以外：国・他の自治体・他の実施機関」を追加するもの。 収集・記録される個人情報の項目の基本的事項欄に「識別番号」を、財産・経済欄に「子ども医療費受給状況」を、それぞれ追加するもの。 子育て支援課より「子ども医療費支給業務」において外部提供を受ける。	平成25年1月11日
8	学務課	留守家庭児童保育室業務	留守家庭児童保育料滞納者への納付促進及び滞納額削減につなげるため、子育て支援課から外部提供を受けるもの。	収集の方法に「本人以外：国・他の自治体・他の実施機関」を追加するもの。 収集・記録される個人情報の項目の基本的事項欄に「識別番号」を、財産・経済欄に「子ども医療費受給状況」を、それぞれ追加するもの。 子育て支援課より「子ども医療費支給業務」において外部提供を受ける。	平成25年1月11日
9	税制課	課税証明及び納税証明等発行業務	税総合新システムのうち課税証明及び納税証明等発行業務に市民課が保有しているDV情報の一部を反映させ、被害者の身の安全を図るために、情報が本人以外に渡らないよう証明書等の発行を制限する。	収集・記録される個人情報の項目の家庭の状況欄に「DV情報」の項目を追加するもの。 市民課より「住民基本台帳関係業務」を目的外利用する。	平成25年2月1日
10	国民健康保険課	国民健康保険資格業務	国民健康保険被保険者証について、市民課が保有しているDV情報の一部を反映させることにより、保険証の発行を制限し、被害者の保護を図るため。	収集・記録される個人情報の項目の家庭の状況欄に「DV情報」の項目を追加するもの。 市民課より「住民基本台帳関係業務」を目的外利用する。	平成25年2月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
11	納税課	滞納整理業務	子育て支援課で行う、子ども医療費支給制限の実施にあたり、医療費支給対象者のうち、納税課で把握している、誓約を守っている滞納者及び分納を行っている滞納者について調査し、該当者を抽出する必要があるため。	収集・記録される個人情報の項目の財産・経済欄に「子ども医療費受給状況」の項目を追加するもの。 子育て支援課より「子ども医療費支給業務」を目的外利用する。	平成25年2月27日
12	福祉総務課	福祉資金貸付業務	福祉資金貸付金の申請者における証明書取得にかかる負担軽減及び審査決定事務の迅速化を図るため、貸付申請1件ごとに、納税課から「申請者及び市内在住の連帯保証人にかかる市県民税、固定資産税及び軽自動車税の納付状況」及び市民税課から「市県民税及び軽自動車税の申告及び課税状況」について目的外利用するもの。	収集・記録される個人情報の項目の財産・経済欄に「市県民税、固定資産税及び軽自動車税の申告、課税及び納付状況」を追加するもの。 納税課の「滞納整理業務」、市民税課の「市・県民税賦課調定業務」及び「軽自動車税賦課調定業務」を目的外利用する。	平成25年4月1日
13	保健センター	1歳6か月児健康診査	1歳6か月児健康診査未受診者のうち、家庭訪問等の支援を行っても保護者との連絡がとれない等、対象児の安否が確認できない場合、保育所入所状況を目的外利用することで、安否を確認するため。	収集・記録される個人情報の項目のその他欄に「保育所入所状況」の項目を追加するもの。 また、個人情報記録の名称一覧に「1歳6か月児健康診査未受診者名簿」追加するもの。 保育課より「保育所入所関係業務」を目的外利用する。	平成25年4月1日
14	保健センター	3・4か月児健康診査	3・4か月児健康診査未受診者のうち、家庭訪問等の支援を行っても保護者との連絡がとれない等、対象児の安否が確認できない場合、保育所入所状況を目的外利用することで、安否を確認するため。	収集・記録される個人情報の項目のその他欄に「保育所入所状況」の項目を追加するもの。 また、個人情報記録の名称一覧に「3・4か月児健康診査未受診者名簿」追加するもの。 保育課より「保育所入所関係業務」を目的外利用する。	平成25年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
15	市民課	戸籍業務	戸籍法施行規則の一部を改正する省令(平成25年法務省令第1号)に伴い、市の保有する戸籍の副本をさいたま地方法務局に外部提供するもの。	さいたま地方法務局に対して外部提供するため外部提供報告書を作成し追加するもの。	平成25年10月1日

2 個人情報取扱業務 修正について

(2)住民基本台帳法の一部改正に伴うもの

※修正年月日順

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
1	市民課	住民基本台帳関係業務	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行に伴い、外国人登録関係業務において取り扱っていた個人情報(住民基本台帳業務)での取扱いに変更となることに合わせ修正するもの。	収集・記録される個人情報の項目の基本的事項欄に「外国人に関する情報の項目」を追加するもの。 外部提供を追加する。 従前、外国人登録関係業務にて取り扱っていた目的外利用及び外部提供報告書を当業務(住民基本台帳関係業務)で取り扱うもの。	平成24年7月9日
2	青少年対策室	青少年保護育成本部事業関係業務	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行に伴い、目的外利用報告書の内容を修正するもの。	市民課の個人情報取扱業務である「住民基本台帳業務」及び「外国人登録関係業務」を「住民基本台帳業務」に統合することになり、従来、「外国人登録関係業務」から目的外利用していた項目(国籍、通称名等)について、「住民基本台帳業務」から取得するよう修正するもの。 また、「外国人登録関係業務」の目的外利用を廃止するもの。	平成24年7月9日
3	税制課	課税証明及び納税証明等発行業務	同上	同上	平成24年7月9日
4	納税課	滞納整理業務	同上	同上	平成24年7月9日
5	市民税課	軽自動車税減免業務	同上	同上	平成24年7月9日
6	市民税課	軽自動車税賦課調定業務	同上	同上	平成24年7月9日
7	市民税課	市・県民税賦課調定業務	同上	同上	平成24年7月9日
8	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	同上	同上	平成24年7月9日
9	交通安全対策課	学童等災害共済運營業務	同上	同上	平成24年7月9日
10	交通安全対策課	交通災害共済運營業務	同上	同上	平成24年7月9日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
11	国民年金課	年金給付業務	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行に伴い、目的外利用報告書の内容を修正するもの。	市民課の個人情報取扱業務である「住民基本台帳業務」及び「外国人登録関係業務」を「住民基本台帳業務」に統合することになり、従来、「外国人登録関係業務」から目的外利用していた項目(国籍、通称名等)について、「住民基本台帳業務」から取得するよう修正するもの。 また、「外国人登録関係業務」の目的外利用を廃止するもの。	平成24年7月9日
12	国民年金課	国民年金適用業務	同上	同上	平成24年7月9日
13	国民年金課	国民年金被保険者名簿作成業務	同上	同上	平成24年7月9日
14	長寿支援課	敬老慰問関係業務	同上	同上	平成24年7月9日
15	長寿支援課	敬老祝金支給業務	同上	同上	平成24年7月9日
16	長寿支援課	社会福祉協議会敬老事業支援業務	同上	同上	平成24年7月9日
17	長寿支援課	老人クラブ助成関係業務	同上	同上	平成24年7月9日
18	長寿支援課	川口市災害時要援護者登録制度	同上	同上	平成24年7月9日
19	長寿支援課	外国人高齢者等福祉手当	同上	同上	平成24年7月9日
20	障害福祉課	川口市災害時要援護者登録制度	同上	同上	平成24年7月9日
21	子育て支援課	3人乗り自転車貸与業務	同上	同上	平成24年7月9日
22	子育て支援課	子育て応援特別手当支給事業	同上	同上	平成24年7月9日
23	子育て支援課	子ども医療費支給業務	同上	同上	平成24年7月9日
24	子育て支援課	子ども手当支給事業	同上	同上	平成24年7月9日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
25	子育て支援課	児童手当業務	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行に伴い、目的外利用報告書の内容を修正するもの。	市民課の個人情報取扱業務である「住民基本台帳業務」及び「外国人登録関係業務」を「住民基本台帳業務」に統合することになり、従来、「外国人登録関係業務」から目的外利用していた項目(国籍、通称名等)について、「住民基本台帳業務」から取得するよう修正するもの。 また、「外国人登録関係業務」の目的外利用を廃止するもの。	平成24年7月9日
26	子育て支援課	児童扶養手当業務	同上	同上	平成24年7月9日
27	子育て支援課	乳児家庭全戸訪問業務	同上	同上	平成24年7月9日
28	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費支給業務	同上	同上	平成24年7月9日
29	保育課	保育所入所関係業務	同上	同上	平成24年7月9日
30	国民健康保険課	国民健康保険資格業務	同上	同上	平成24年7月9日
31	高齢者保険事業室	後期高齢者医療資格管理業務	同上	同上	平成24年7月9日
32	高齢者保険事業室	老人医療費支給事業に基づく医療事務事業	同上	同上	平成24年7月9日
33	高齢者保険事業室	老人保健法に基づく医療事務事業	同上	同上	平成24年7月9日
34	介護保険課	介護保険資格管理業務	同上	同上	平成24年7月9日
35	介護保険課	介護保険料賦課徴収業務	同上	同上	平成24年7月9日
36	介護保険課	災害時要援護者登録制度	同上	同上	平成24年7月9日
37	保健センター	1歳6ヶ月児健康診査業務	同上	同上	平成24年7月9日
38	保健センター	1歳6ヶ月児歯科健康診査業務	同上	同上	平成24年7月9日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
39	保健センター	3・4ヶ月児健康診査業務	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行に伴い、目的外利用報告書の内容を修正するもの。	市民課の個人情報取扱業務である「住民基本台帳業務」及び「外国人登録関係業務」を「住民基本台帳業務」に統合することになり、従来、「外国人登録関係業務」から目的外利用していた項目(国籍、通称名等)について、「住民基本台帳業務」から取得するよう修正するもの。 また、「外国人登録関係業務」の目的外利用を廃止するもの。	平成24年7月9日
40	保健センター	胃がん検診業務	同上	同上	平成24年7月9日
41	保健センター	機能訓練業務	同上	同上	平成24年7月9日
42	保健センター	結核・肺がん検診業務	同上	同上	平成24年7月9日
43	保健センター	健康教育業務	同上	同上	平成24年7月9日
44	保健センター	健康診査業務	同上	同上	平成24年7月9日
45	保健センター	健康手帳の交付業務	同上	同上	平成24年7月9日
46	保健センター	健康料理教室業務	同上	同上	平成24年7月9日
47	保健センター	骨粗しょう症検診業務	同上	同上	平成24年7月9日
48	保健センター	子宮がん検診業務	同上	同上	平成24年7月9日
49	保健センター	失語症者支援業務	同上	同上	平成24年7月9日
50	保健センター	生活習慣改善指導業務	同上	同上	平成24年7月9日
51	保健センター	成人健康相談業務	同上	同上	平成24年7月9日
52	保健センター	精神保健福祉業務	同上	同上	平成24年7月9日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
53	保健センター	大腸がん検診業務	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行に伴い、目的外利用報告書の内容を修正するもの。	市民課の個人情報取扱業務である「住民基本台帳業務」及び「外国人登録関係業務」を「住民基本台帳業務」に統合することになり、従来、「外国人登録関係業務」から目的外利用していた項目(国籍、通称名等)について、「住民基本台帳業務」から取得するよう修正するもの。 また、「外国人登録関係業務」の目的外利用を廃止するもの。	平成24年7月9日
54	保健センター	乳がん検診業務	同上	同上	平成24年7月9日
55	保健センター	訪問指導業務	同上	同上	平成24年7月9日
56	保健センター	予防接種業務	同上	同上	平成24年7月9日
57	廃棄物対策課	廃棄物の適正処理及び管理指導業務	同上	同上	平成24年7月9日
58	教育総務課	補助金交付業務	同上	同上	平成24年7月9日
59	学務課	学齢簿関係業務	同上	同上	平成24年7月9日
60	学校保健課	児童生徒健診業務	同上	同上	平成24年7月9日
61	計画管理課	住居表示実施関係業務	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」施行に伴い、目的外利用報告書を廃止するもの。	市民課の個人情報取扱業務である「住民基本台帳業務」及び「外国人登録関係業務」を「住民基本台帳業務」に統合することになり、従来、「外国人登録関係業務」から目的外利用していた外国人の住所が、「住民基本台帳業務」から取得できるようになったため、「外国人登録関係業務」の目的外利用を廃止するもの。	平成24年7月9日

3 個人情報取扱業務 廃止について

※廃止年月日順

No.	担当課	業務の名称	廃止の理由	廃止年月日
1	環境総務課	川口市地球高温化対策活動 支援金交付業務	組織改正で地球高温化対策室が 新設されたにより、環境総務課とし ての業務を廃止するもの。	平成25年5月1日

4 個人情報取扱業務 目的外利用・外部提供について

※開始月日順

No.	担当課	利用・提供させる業務の名称	区分	目的外利用・外部提供する課名又は外部提供先	利用・提供する業務の名称	開始年月日	根拠	理由
1	市民課	住民基本台帳業務	外部提供	法務省	住民基本台帳の対象となる外国人登録者を把握するため	平成24年7月9日	法令等(右記記載のとおり)	出入国管理及び難民認定法第19条の7・8・9、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第10条の届出をした者の情報を、市町村経由で提供するため。
2	子育て支援課	児童扶養手当業務	目的外利用	市民課	被仮放免者関係業務	平成24年7月9日	相当の理由・権利利益を害しない	児童扶養手当は、原則としてひとり親家庭に向けて支給している手当であり、受給対象者の住所と同一の住所の方(同居人)がいないか住民基本台帳及び被仮放免者台帳と毎月照合を行う。仮に同居人がいた場合においては、結婚可能であるか確認した上で支給の有無(結婚可能であれば支給無し)を判定するため。
3	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費支給業務	目的外利用	市民課	被仮放免者関係業務	平成24年7月9日	相当の理由・権利利益を害しない	ひとり親家庭等医療費支給業務は、原則としてひとり親家庭に向けて支給している手当であり、受給対象者の住所と同一の住所の方(同居人)がいないか住民基本台帳及び被仮放免者台帳と毎月照合を行う。仮に同居人がいた場合においては、結婚可能であるか確認した上で支給の有無(結婚可能であれば支給無し)を判定するため。
4	青少年対策室	青少年保護育成本部事業関係書	目的外利用	市民課	全国避難者情報システム関係業務	平成24年9月7日	相当の理由・権利利益を害しない	被災者においても「七つの祝い」及び「親と子の音楽会」の対象者とし、その把握並びに案内を送付するため。
5	防犯対策室	暴力団に関する相談・問合せ業務	外部提供	埼玉県警察本部、川口警察署、武南警察署	暴力団排除活動の推進に伴う情報収集をおこなう	平成24年10月1日	本人同意・法令等(根拠法令:川口市暴力団排除条例第9条)	市は暴力団に対する相談・問合せに対し、所轄警察署等において適切に対処するため、警察への情報提供に対する相談者の同意の有無を確認し、同意が得られた場合、警察署等へその相談内容等について、情報提供を行うもの。なお、暴力団関係者等の情報は、暴力団排除活動に資する情報をして、川口市暴力団排除条例第9条に基づき必要な協力として提供するもの。

No.	担当課	利用・提供させる業務の名称	区分	目的外利用・外部提供する課名又は外部提供先	利用・提供する業務の名称	開始年月日	根拠	理由
6	長寿支援課	高齢者世帯調査業務	目的外利用	市民課	全国避難者情報システム関係業務	平成24年12月1日	相当の理由・権利利益を害しない	東日本大震災により川口市内へ避難された方のうち65歳以上の高齢者を把握し、高齢者世帯調査業務へ繋げることで、災害時の要援護者支援対策に活用できるため。
7	学務課	市立幼稚園保育料業務	外部提供	子育て支援課	子ども医療費支給業務	平成25年1月11日	相当の理由・権利利益を害しない	市立幼稚園保育料滞納者において、子ども医療費受給資格情報の提供を受けることで、滞納者の納付促進及び滞納額の削減を推進するため。
8	学務課	留守家庭児童保育室業務	外部提供	子育て支援課	子ども医療費支給業務	平成25年1月11日	相当の理由・権利利益を害しない	留守家庭児童保育料滞納者において、子ども医療費受給資格情報の提供を受けることで、滞納者の納付促進及び滞納額の削減を推進するため。
9	税制課	課税証明及び納税証明等発行業務	目的外利用	市民課	住民基本台帳関係業務	平成25年2月1日	法令等(配偶者暴力防止法第9条)・相当の理由・権利利益を害しない	課税証明及び納税証明等を発行する際、本人特定の参考にするため(相当の理由・権利利益を害しない)。また、DV被害者の課税、納税証明発行時に本人以外に交付しないようにするため(配偶者暴力防止法第9条)。
10	国民健康保険課	国民健康保険資格業務	目的外利用	市民課	住民基本台帳関係業務	平成25年2月1日	本人同意・法令等(配偶者暴力防止法第9条)・相当の理由・権利利益を害しない	国民健康保険の被保険者台帳作成のため(相当の理由・権利利益を害しない)。また、DV被害者の国民健康保険証を、同一世帯のDV加害者に交付しないようにするため(配偶者暴力防止法第9条)。
11	納税課	滞納整理業務	目的外	子育て支援課	子ども医療費支給業務	平成25年2月27日	相当の理由・権利利益を害しない	子育て支援課で行う、子ども医療費支給制限の実施にあたり、医療費支給対象者のうち、納税課で把握している、誓約を守っている滞納者及び分納を行っている滞納者について調査し、該当者を抽出するため。

No.	担当課	利用・提供させる業務の名称	区分	目的外利用・外部提供する課名又は外部提供先	利用・提供する業務の名称	開始年月日	根拠	理由
12	福祉総務課	福祉資金貸付業務	目的外	納税課	滞納整理業務	平成25年4月1日	本人同意	貸付金の申請の際、申請者に納税証明書、非課税証明書の提出を依頼していたが、申請者は生活が逼迫しており申請から貸付まで緊急性を要しており、迅速な対応が求められている。また、証明書取得にかかる手数料は申請者負担となっていたことから、審査決定事務の迅速化及び証明書取得にかかる申請者負担の軽減を図るため。
13	福祉総務課	福祉資金貸付業務	目的外	市民税課	市・県民税賦課調定業務	平成25年4月1日	本人同意	貸付金の申請の際、申請者に納税証明書、非課税証明書の提出を依頼していたが、申請者は生活が逼迫しており申請から貸付まで緊急性を要しており、迅速な対応が求められている。また、証明書取得にかかる手数料は申請者負担となっていたことから、審査決定事務の迅速化及び証明書取得にかかる申請者負担の軽減を図るため。
14	福祉総務課	福祉資金貸付業務	目的外	市民税課	軽自動車税賦課調定業務	平成25年4月1日	本人同意	貸付金の申請の際、申請者に納税証明書、非課税証明書の提出を依頼していたが、申請者は生活が逼迫しており申請から貸付まで緊急性を要しており、迅速な対応が求められている。また、証明書取得にかかる手数料は申請者負担となっていたことから、審査決定事務の迅速化及び証明書取得にかかる申請者負担の軽減を図るため。
15	保健センター	1歳6か月児健康診査	目的外	保育課	保育所入所関係業務	平成25年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	1歳6か月児健康診査未受診者のうち、家庭訪問等の支援を行っても保護者との連絡がとれない等、対象児の安否が確認できない場合、保育所入所状況を目的外利用することで、安否を確認するため。
16	保健センター	3・4か月児健康診査	目的外	保育課	保育所入所関係業務	平成25年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	3・4か月児健康診査未受診者のうち、家庭訪問等の支援を行っても保護者との連絡がとれない等、対象児の安否が確認できない場合、保育所入所状況を目的外利用することで、安否を確認するため。

No.	担当課	利用・提供させる業務の名称	区分	目的外利用・外部提供する課名又は外部提供先	利用・提供する業務の名称	開始年月日	根拠	理由
17	建築審査課	被災建築物応急危険度判定業務	外部提供	被災建築物応急危険度判定士における連絡網に参加する判定士	被災建築物における二次的災害の防止などから判定をおこなうため	平成25年4月1日	本人同意	地震による被災後の人命に係わる二次的災害の防止の観点から、判定士の迅速な支援を要請する必要があるため。
18	防災課	災害時要援護者支援業務	目的外	長寿支援課	川口市災害時要援護者登録業務	平成25年5月1日	本人同意、相当の理由・権利利益を害しない	災害時要援護者登録制度に登録されている方の情報を利用し、要援護者への災害時避難行動の支援、及び浸水被害が予想される場合での土のうの提供等を行うため。
19	地球高温化対策室	川口市地球高温化対策活動支援金交付業務	目的外	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	平成25年5月7日	相当の理由・権利利益を害しない	支援金申請に係る建物が共有名義であった場合に、支援金申請者が共有名義者に建物にシステム設置等を行うことについて承諾を得たうえで承諾書を提出する必要があり、また、その承諾書が共有名義者の情報と一致しているか確認するため、共有名義人の氏名、住所の目的外利用を行うため。
20	地球高温化対策室	川口市地球高温化対策活動支援金交付業務	目的外	納税課	滞納整理業務	平成25年5月7日	相当の理由・権利利益を害しない	支援金申請には、市税の滞納がないことが支援条件になっており、平成23年度までは申請者が納税証明書を添付し申請を行っていたが、申請件数の増加、申請者の負担軽減及び事務の簡素化等から納付状況の目的外利用を行うため。
21	歴史自然公園・火葬施設整備室	「川口市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づく説明会	目的外	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	平成25年5月13日	相当の理由・権利利益を害しない	川口市火葬施設整備に伴い、「川口市墓地等に関する条例」に基づき、火葬施設予定地周辺300m以内の土地、家屋所有者に対して説明会を開催する。その際、当該保有個人情報を目的外利用することにより対象者を抽出し、説明会開催通知を送付するため。
22	市民課	戸籍業務	外部提供	さいたま地方務局	戸籍法施行規則第75条第1項の規定に基づく市が保有する戸籍の副本における電気通信回線	平成25年10月1日	法令等	戸籍法施行規則の一部を改正する省令(平成25年法務省令第1号)が公布され、改正後戸籍法施行規則第75条第1項の規定に基づき、市の保有する戸籍の副本を管轄であるさいたま地方務局へ電気通信回線にて送信するため。